目　　次

第１章　総　　則.....1
　第１節　計画作成の趣旨.....1
　第２節　防災の基本理念及び施策の概要.....2
　第３節　防災をめぐる社会構造の変化と対応.....5
　第４節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....5
　第５節　東御市の概要.....10

第２章　災害予防計画.....12
　第１節　風水害に強い市づくり.....12
　第２節　災害発生直前対策.....18
　第３節　情報の収集・連絡体制計画.....20
　第４節　活動体制計画.....23
　第５節　広域相互応援計画.....26
　第６節　救助・救急・医療計画.....29
　第７節　消防・水防活動計画.....33
　第８節　要配慮者支援計画.....38
　第９節　緊急輸送計画.....46
　第10節　障害物の処理計画.....48
　第11節　避難の受入活動計画.....49
　第12節　孤立防止対策.....57
　第13節　食料品等の備蓄・調達計画.....60
　第14節　給水計画.....62
　第15節　生活必需品の備蓄・調達計画.....64
　第16節　危険物施設等災害予防計画.....66
　第17節　電気施設災害予防計画.....68
　第18節　都市ガス施設災害予防計画.....70
　第19節　上水道施設災害予防計画.....72
　第20節　下水道施設等災害予防計画.....73
　第21節　通信・放送施設災害予防計画.....75
　第22節　鉄道施設災害予防計画.....79
　第23節　災害広報計画.....80
　第24節　土砂災害等の災害予防計画.....82
　第25節　防災都市計画.....86
　第26節　建築物災害予防計画.....88
　第27節　道路及び橋梁災害予防計画.....90
　第28節　河川施設等災害予防計画.....92
　第29節　ため池災害予防計画.....94
　第30節　農林水産物災害予防計画.....95
　第31節　二次災害の予防計画.....97
　第32節　防災知識普及計画.....99
　第33節　防災訓練計画.....104
　第34節　災害復旧・復興への備え.....107
　第35節　自主防災組織等の育成に関する計画.....108
　第36節　企業防災に関する計画.....113

第 37 節　ボランティア活動の環境整備 115
第 38 節　災害対策基金等積立及び運用計画 117
第 39 節　風水害対策に関する調査研究及び観測 118
第 40 節　観光地の災害予防計画 119
第 41 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 120

第 3 章　災害応急対策計画 121
第 1 節　災害直前活動 121
第 2 節　災害情報の収集・連絡活動 136
第 3 節　非常参集職員の活動 149
第 4 節　広域相互応援活動 154
第 5 節　ヘリコプターの運用計画 158
第 6 節　自衛隊の災害派遣 162
第 7 節　救助・救急・医療活動 165
第 8 節　消防・水防活動 168
第 9 節　要配慮者に対する応急活動 174
第 10 節　緊急輸送活動 177
第 11 節　障害物の処理活動 180
第 12 節　避難受入及び情報提供活動 183
第 13 節　孤立地域対策活動 195
第 14 節　食料品等の調達供給活動 197
第 15 節　飲料水の調達供給活動 200
第 16 節　生活必需品の調達供給活動 202
第 17 節　保健衛生、感染症予防活動 203
第 18 節　遺体の捜索及び対策等の活動 205
第 19 節　廃棄物処理活動 206
第 20 節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 207
第 21 節　危険物施設等応急活動 208
第 22 節　電気施設応急活動 211
第 23 節　都市ガス施設応急活動 213
第 24 節　上水道施設応急活動 214
第 25 節　下水道施設等応急活動 215
第 26 節　通信・放送施設応急活動 217
第 27 節　鉄道施設応急活動 221
第 28 節　災害広報活動 223
第 29 節　土砂災害等応急活動 225
第 30 節　建築物災害応急活動 227
第 31 節　道路及び橋梁応急活動 229
第 32 節　河川施設等応急活動 231
第 33 節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 233
第 34 節　ため池災害応急活動 236
第 35 節　農林水産物災害応急活動 237
第 36 節　文教活動 239
第 37 節　飼養動物の保護対策 242
第 38 節　ボランティアの受入れ体制 243
第 39 節　義援物資及び義援金の受入れ体制 245
第 40 節　災害救助法の適用 248

第 41 節　観光地の災害応急対策 250

第 4 章　災害復旧計画 251
第 1 節　復旧・復興の基本方針の決定 251
第 2 節　迅速な現状復旧の進め方 252
第 4 節　資金計画 257
第 5 節　被災者等の生活再建等の支援 258
第 6 節　被災中小企業等の復興 263
第 7 節　被災した観光地の復興 265

第１章　総　　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成７年の梅雨前線豪雨災害、平成 18 年７月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、東御市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、東御市防災会議が作成する「東御市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

３　計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

４　長野県広域受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規災害時において国や他県等から広域的な人的、物的応援を円滑に受け入れ、被災地に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の設置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに防災対応を実施する。

第２節　防災の基本理念及び施策の概要

東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

１　防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

（イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

（イ）事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

（ウ）市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

（エ）防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

（オ）災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

（カ）効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ・ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

（キ）過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（イ）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

（ア）災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

（イ）災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

（ウ）被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

（エ）円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

（オ）被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

（カ）被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

（キ）被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

（ク）指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

（ケ）新型コロナウイルス感染流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

（コ）防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

（サ）応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのイフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

（シ）ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

（ア）発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

（ア）被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

（イ）物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。

（ウ）災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確

立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

（エ）再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

（オ）被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

（カ）被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ　市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

2　市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3　市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時からとるものとする。

4　どこでも起こりうる災害による災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、県及び東御市は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底を図る必要がある。

第４節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東御市	（１）　東御市防災会議に関すること。 （２）　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 （３）　水防その他の応急措置に関すること。 （４）　市内の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 （５）　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （６）　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 （７）　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 （８）　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

2　県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	（1）　長野県防災会議に関すること。 （2）　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 （3）　水防その他の応急措置に関すること。 （4）　県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 （5）　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （6）　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 （7）　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 （8）　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 （9）　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

3　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア　管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ　災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 （長野財務事務所）	ア　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 （長野県拠点）	ア　災害予防対策 （ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 （イ）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 イ　応急対策 （ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （ウ）災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 （エ）災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （オ）土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ　復旧対策 （ア）災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （イ）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
(5) 中部森林管理局 （信州上小森林組合）	ア　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

	ウ　被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア　気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ　気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(13) 信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ　通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア　事業場における産業災害の防止に関すること。 イ　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局 中部地方整備局 (長野国道事務所上田出張所、千曲川河川事務所)	ア　災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ　応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方環境事務所	ア　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	(1)　災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2)　災害時における応急復旧活動に関すること。

5　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱ 信越支社	ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) JR 会社	東日本旅客鉄道㈱（長野支社） ア　鉄道施設の防災に関すること。 イ　災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道㈱ （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)電気通信事業者	（ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱） ア　電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5)日本銀行 （松本支店）	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。 イ　災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金の募集に関すること。
(7)国立病院機構 （関東信越ブロック）	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8)日本放送協会 （長野放送局）	地震情報等広報に関すること。
(9) 日本通運㈱ （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(10) 電力会社	（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱、東京電力ホールディングス㈱） ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
(11)東日本高速道路㈱	上信越自動車道の防災に関すること。

6　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア　ため池及び用水路等の防災に関すること。 イ　排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	（上田ガス㈱、帝石パイプライン㈱、長野都市ガス㈱） ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
(3) ㈱しなの鉄道	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 千曲バス㈱	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5)（公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送事業者	（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルテレビジョン） 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8)医師会､歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県 LP ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12)(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティア等に関すること。 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること。

7　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州うえだ農業協同組合 佐久浅間農業協同組合	ア　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ　農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合 信州上小森林組合 佐久森林組合	ア　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合 上小漁業組合	ア　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工業関係団体 東御市商工会	ア　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ　災害時における物価安定の協力に関すること。 エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人　成田会 長野救命医療専門学校	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　災害時における教育対策に関すること。 ウ　被災施設の災害復旧に関すること。
(9)危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア　安全管理の徹底に関すること。 イ　防護施設の整備に関すること。
(10)自主防災組織	ア　市が行う災害応急対策の協力に関すること。
(11)東御市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
(12) その他 ㈱エフエムとうみ	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。

第５節　東御市の概要

第１　自然的条件

１　位置

東御市は、長野県の東部に位置し、東西 10.1ｋｍ、南北 23.3ｋｍ、周囲 80ｋｍ、総面積 112.3ｋ㎡で、市役所の所在地は

東経　138 度 20 分
北緯　 36 度 21 分
標高　533m　　の地点で、市の中央に位置する。

北御牧総合支所は

東経　138 度 20 分
北緯　 36 度 19 分
標高　520m　　の地点で、市の南側に位置する。

東は小諸市に、南は佐久市と立科町に、西は上田市に、北は群馬県嬬恋村と接している。

２　地勢

市の北部は上信越高原国立公園となっており、浅間連峰の三方ヶ峰（2,040m）等の連山を背に南面の緩やかな傾斜を形成し、市の中央部を千曲川が東西に通過している。また、南部に八重原台地、東部に御牧原台地があり変化に富んだ地形である。集落は海抜 480 メートルから 1,100 メートルの範囲に形成されている。

３　地質

北側は第４紀の火山噴出物と第３紀の堆積物が大部分を占め、集落地の傾斜度は４から６度であり山間地は 15 度以上で風化侵食に弱い地域が広範囲を占め流出土砂が著しく、川沿地帯は沖積層砂質壌土が主で水害による侵食に弱い箇所が分布しているので治山対策が必要である。御牧原台地、八重原台地共洪積層殖土で粘土質が強く下層土も重粘土化されている。

４　気象

東御市の気候は、気温は平均摂氏 11 度（午前９時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量がおよそ 1,000ｍｍで県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。

第２　社会的条件

１　人口

「平成 16 年の市発足当時の総人口は 32,149 人であったが、平成 18 年をピークに減少傾向にある。

市の人口は、令和３年４月１日現在総人口 29,822 人で、男性 14,775 人、女性 15,047 人である。人口密度は１ｋ㎡当たり 265 人であるが、山林が市の総面積の 46.9 パーセントを占めている。また、広範囲な開発可能地が存在しているが今後は人口減少傾向が続くと予想される。

２　産業

(1) 農業

農業については、従業者が減少傾向を示していると同時に、専業農家（2015 年 405 戸）、第１種兼業農家（2015 年 125 戸）、第２種兼業農家（2015 年 740 戸）とともに減少しており、従業者の高齢化、後継者の確保が課題であるが最近の農業は機械化、省力化の進んだ米作中心になっている。

主要農産物は、果樹、野菜、畜産、水稲、花き、薬用作物等である。

(2) 商業

商業については、田中地区を中心に発展しているが、最寄り品主体の小規模経営にとどまっている。商店における販売は増加しているものの依然上田市・佐久平への客の流出が多いものである。また、浅間サンライン沿いに沿道サービス型の商店が進出という新しい動きもあり、商業においても後継者難が問題である。

(3) 工業

工業については、事業所数、製造品出荷類等横ばい状態だが、産業に占める割合は依然高いものである。業種別に見ると機械系の加工組立型産業が伸びている傾向で、今後は将来性のある優良企業の誘致を進める。

3　交通

当市の東西を通過する国道 18 号は、延長 7,634mあり、市内道路網の大動脈の役割を果たしている。しかし、経済発展に伴い交通量が激増し、機能的にも十分対処できない状況である。一方、主要地方道は、４路線 32.5ｋｍであって、地域の産業経済の交流と、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている。特に小諸上田線（浅間サンライン）は国道に次ぐ重要幹線となっている。一般県道３路線は基幹道路として歩道と自動車道の分離をして近代的な道路網を確立する必要がある。また、上信越自動車道、及び東部湯の丸インターチェンジは市の高速交通ネットワークの拠点とするものであり、国道、主要地方道、県道の役割もさらに重要性を増すものである。

4　防災をめぐる社会構造の変化と対応

要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。

第２章　災害予防計画

第１節　風水害に強い市づくり

第１　基本方針

当市は、全国的にも少雨地帯となっているが、梅雨前線、秋雨前線の停滞期には、その影響を受けやすく、また、台風期にあってはその進路となり、局地的に大雨をもたらす特異な気象条件にある。また、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域性に配慮しつつ、総合的風水害対策事業の推進を図り、風水害に強い市づくりを行う。

大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に関係機関、市民等が様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、大規模災害について被害策定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害減量を示す数値目標、減災目標の達成に必要になる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体的目標等から構成される防災戦略を策定し、その実施を図る。また、その達成状況については、定期的にフォローアップを行う。さらに、減災目標にためには市の参画と連携が不可欠であり、防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

第２　主な取り組み

１　交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い市土を形成する。

２　総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

３　気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第３　計画の内容

１　風水害に強い市土づくり

(1) 現状及び課題

市内には数多くはないものの、急峻な地形、もろい地質、急勾配の河川、地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な市土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（全部等）

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

（ウ）住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

（エ）風水害に強い市土の形成を図るため、県が実施する計画内の下記事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

a　河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

b　土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、

危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

c　台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

d　治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

（オ）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

（カ）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2　風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強い市づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（全部等）

（ア）風水害に強いまちの形成

a　治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

b　地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

c　土砂災害警戒区域の指定を平成 19 年 8 月に受け（令和 3 年度修正）、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と平行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

d　洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行ない、必要な措置を講じる。

e　特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。

f　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

g　危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。

h　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

i　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

（a）溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進

（b）住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供

（c）河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、内水排除施設等の建設等の推進

（d）防災調整（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実視することによる流域の保水・遊水機能の確保

（e）浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

（f）浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める。

（g）名称及び所在地を定められたこれらの施設については、市は地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（h）浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（i）洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

（j）洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

（k）土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を県と共同で推進する。

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰提等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険

性が高い河川において、砂防堰提、遊砂地等の整備を実施する。

（ｌ）高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

（ｍ）土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

（ｎ）山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進

特に尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

（ｏ）農業用用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

（ｐ）災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

（イ）風水害に対する建築物等の安全性

ａ　浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

ｂ　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

ｃ　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ｄ　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

ｅ　建築物等を浸水災害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

（ウ）ライフライン施設の機能の確保

ａ　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

ｂ　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ｃ　コンピュ―ターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

（エ）災害応急対策等への備え

ａ　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上、人的ネットワークの構築を図る。

ｂ　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいと

まがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

d　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。(別記参照)

e　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

f　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

g　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

i　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むもの。

j　平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

（イ）ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

c　ライフライン事業者は，災害時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について，あらかじめ計画を作成し，体制を整備しておく。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。

d　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

e　災害拠点病院は、通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の燃料を確保しておく。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電

機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討しておく。

なお、浸水想定区域(洪水・雨水出水)に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じる。

（ウ）災害応急対策等への備え

a　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

d　地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

e　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

f　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

g　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

ウ　建築物の所有者等が実施する計画

（ア）風水害に対する建築物等の安全性

a　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧→ **震災対策編　参照**

第２節　災害発生直前対策

第１　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第２　主な取り組み

１　気象警報・注意等の住民に対する伝達体制を整備する。

２　住民の避難誘導体制を整備する。

３　災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

４　住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難（以下「避難準備」という）を伝達する必要がある。

第３　計画の内容

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意等の伝達は、第３章第１節「災害直前活動」の別紙「伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図る。

ア　関係機関が実施する計画

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

２　避難誘導体制の整備

ア　市は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれがある場合に、迅速にかつ円滑に避難誘導活動が行われるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

イ　市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

エ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明記するよう努める。

オ　市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照

カ　市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

キ　市は、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ク　市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道に

ついては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ケ　市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。

3　災害未然防止活動

（1）市は大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

（2）電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

（3）河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア　所管施設の緊急点検体制の整備

イ　応急復旧のための体制の整備

ウ　防災用資機材の備蓄

エ　水防活動体制の整備（水防管理者）

オ　ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成
（河川・農業用用排水施設管理者）

カ　災害に関する情報についての他市町村との連携体制の整備

（4）水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第３節　情報の収集・連絡体制計画

第１　基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第２　主な取り組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

２　市は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　情報伝達システム手段の多ルート化を推進する。

４　住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難（以下「避難準備」という）を伝達する必要がある。

第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。市及び防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課・税務課・市民課）

（ア）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとし、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間を定めておく。

（第３章　災害応急対策計画　第１節参照）

（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

（ウ）公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

（エ）総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

（オ）国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ―ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。

（カ）「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

（キ）雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

（ク）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ　防災関係機関が実施する計画

（ア）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
（ウ）県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2　情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3　通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は、多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。
（イ）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。
（ウ）通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害を想定した非常通信訓練を行う。
（エ）衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
（オ）ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ　各課が実施する計画

（ア）管理担当課

各無線系の管理は次の課が行う。
長野県防災行政無線・・・・・総務課
東御市防災行政無線（移動系）・・・・・総務課
消防無線・・・・・東御消防署

（イ）施設の災害予防措置

施設の機能が常に十分発揮できるよう、次に揚げる事項について、必要な措置を講ずる。

a　基地局は、停電に備え、発電機、蓄電池等を設置し、毎月点検を行う。
b　車両搭載用移動局は、各局毎に常時使用可能な状態を保つように点検を行う。
c　携帯移動局は、各局毎に常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電について常に配慮する。

（ウ）施設の点検整備（関係課等）

災害時における確実な運用を期するため、定期的に次に掲げる点検を行い、整備する。

a　送受信装置、電源装置、空中線の点検及び清掃
b　送受信装置各部の電圧・電流及びコネクター等の作動点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験

（エ）防災無線施設の整備（総務課）

有線施設は、災害への対応に限度があり、災害時における各種情報の収集伝達を的確に

行うことが出来ない。このため、防災無線施設（市防災行政無線）を充実する必要があり、さらに施設の整備を図る。

（オ）その他の無線施設等の整備（総務課）

a　災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築する。

b　携帯電話等、移動系の応急対策機器の整備を図る。

（カ）施設の運用（総務課）

無線施設の運用に当たっては、電波法等関係法令を遵守し、それぞれの目的を十分に生かすよう活用する。

第４節　活動体制計画

第１　基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第２　主な取り組み

１　職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。

２　東御市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。

３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

５　業務継続計画の見直し等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

(1) 現況及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

（イ）職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制とする。

（ウ）災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

（エ）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

（オ）発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるもの。

イ　関係機関が実施計する計画

（ア）職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等 について検討するものとする。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制をとるものとする。

（イ）応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（ウ）ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者

をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるもの。

2　組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

市に防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）災害対策基本法第 16 条の規定により、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

a　東御市防災会議

災害対策基本法 16 条第 1 項、及び東御市防災会議条例に基づいて設置された機関で、市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。（資料 1 参照）

b　東御市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条及び東御市防災会議条例に基づき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が設置するもので、応急対策及び災害復旧を実施する。（資料 4 参照）

（イ）職員の配置

a　事前体制

b　警戒体制

c　非常体制

d　緊急体制

e　全体体制（災害応急対策計画参照）

イ　関係機関が実施する計画

地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

ウ　河川管理者が実施する計画

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

3　防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎等の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課、生涯学習課、福祉課）

（ア）防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築を図る。

（イ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ　関係機関が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4　複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 市及び関係機関が実施する計画（全部等）

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5　業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア　市及び関係機関が実施する計画（総務課）

（ア）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により業務継続性の確保を図る。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の断続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

（ウ）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第５節　広域相互応援計画

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第２　主な取り組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
２　県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
３　県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
４　公共機関及びその他事業者による、相互応援協定の締結を促進する。
５　県と市が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
６　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第３　計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア　市及び関係機関が実施する計画（総務課）

（ア）市として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるもの。

（イ）応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

（ウ）災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

（エ）国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

（オ）応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。

（カ）必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

（キ）訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

２　市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和４

年９月１日現在２１５協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）市長会と連携し、相互応援体制の確立を図る。

（イ）相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

（ウ）備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

（エ）「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

イ　関係機関が実施する計画

県及び市と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

３　県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県広域消防相互応援協定」が、平成 8 年 2 月 14 日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成 7 年 6 月 30 日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成 15 年 6 月に消防組織法が改正され、平成 16 年 4 月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。（資料 6 参照）

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）

（ア）各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

（イ）各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

（ウ）県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努める。

イ　関係機関が実施する計画（県内各消防本部及び県消防長会）

県及び市と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

４　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間等においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施す

る応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

5　県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材及び物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

6　広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定（東御中央公園）や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 実施計画

ア　市及び関係機関の実施計画（総務課・建設課）

（ア）市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画の策定に努める。

（イ）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第６節　救助・救急・医療計画

第１　基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる二次医療圏に１箇所の地域災害拠点病院（災害拠点病院）として独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定された。地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受け入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第２　主な取り組み

１　救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。

３　災害拠点病院（独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター）を中心とした災害医療体制の整備を図る。

４　消防署の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。

５　災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第３　計画の内容継続

１　救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

東御市においては、救助・救急車両の整備及び運行は上田地域広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、高規格救急自動車は、計画的更新を図るとともに、救命士の計画的配置にも努める。

（イ）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（ウ）消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらの使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。

（イ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。

２　医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

医療用資機材等の備蓄、調達計画の樹立に努めている中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制について事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での、位置付けが必要である。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（市民病院・みまき温泉診療所・健康推進課）

（ア）医療資機材、医薬品等の備蓄は、災害発生時に緊急配分できるよう必要に応じた機能、医薬品等を整備するとともに近隣市町村への供給体制についても検討する。

（イ）災害対策緊急用医療品は保健係が備蓄の計画を図り、その整備充実に努める。

（ウ）医薬品は必要に応じ、市内薬局、薬店における医薬品の在庫により、災害時の迅速な供給に努める。

（エ）市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。

3　災害時拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療用資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として患者受入のためのヘリポートや簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏の上小地域で独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定された。さらに要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に１箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備・充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害支援医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（健康推進課）

災害の状況に応じて、市内の医療機関に医療、救護活動を行ってもらうこととし、場合によっては医師に出動を要請するとともに救護班を構成し医療、救護活動を実施できるように図る。また、災害拠点病院を中心に市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制についてあらかじめ近隣市町村と調整を図る。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）小県医師会、上田小県歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を図るものとする。

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターは、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

（ウ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（エ）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

（オ）市内医療機関

（資料１７参照）

4　消防機関、医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備を行ない耐震化に努める。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施する計画（市民病院・東御消防署）

（ア）新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震計画等を策定する。

また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。

（イ）耐震診断結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎については、計画的速やかに当該工事を実施する。その際「緊急防災基盤整備事業」の活用を図る。

（ウ）市立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の医療機関に対して耐震化に関する指導を行う。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関として役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

（イ）日本赤十字社東御市地区、医師会は関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5　消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切、迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報ルートの多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等、事前に体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア　上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

（ア）集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、関係機関の協力を得て、上田広域消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

a　出動及び他機関への要請（ヘリコプター含む）等
b　最先到着隊による措置
c　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
d　応急救護所の設置基準、編成、任務等
e　各活動隊の編成と任務
f　消防団の活動要領
g　通信体制

h　関係機関との連絡
i　報告及び広報
j　訓練計画
k　その他必要と認められる事項

（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに傷病者の移送についても医療機関と連携がとれるよう関係機関を交え調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。

（エ）関係機関の協力を得て、上田広域消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施する。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

（イ）医師会等は、あらかじめ近隣の医師会との協力体制の整備に努めるものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。

第７節　消防・水防活動計画

第１　基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第２　主な取り組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。

２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第３　計画の内容

１　消防計画

(1) 現状及び課題

消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は平成 31 年 4 月 1 日現在 49.6％であり、充分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した上田広域消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

上田広域消防計画に基づき、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項について重点的に取り組む。

（ア）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

a 消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図る。

(a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

(b) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(c) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

b 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

（イ）消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態

が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

（ウ）被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

（エ）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の整備を図る。

（オ）火災予防

a　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第 8 条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第 4 条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水生物質の浸水による発火

（カ）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

（キ）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。（資料 6～10 参照）

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ　住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2　水防計画

(1) 現状及び課題

市の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・建設課・農林課）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

（ア）水防組織、消防団の確立・整備

（イ）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか次に掲げる事項

（第3章第8節参照）

a　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

b　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

（ウ）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

（エ）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

（オ）河川ごとの水防工法の検討

（カ）居住者への立退の指示体制の整備

（キ）洪水時等における水防活動体制の整備

（ク）他の水防管理団体との相互応援協定の締結

なお、当市は指定水防管理団体であるので、上記に加えて次の事項を実施する。

（ケ）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

（コ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。

（サ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

（シ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

（ス）（コ）～（シ）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の（セ）～（ツ）の事項を実施する。

（セ）水防機関の整備

（ソ）水防計画の策定

（タ）水防協議会の設置

（チ）水防訓練の実施（年一回以上）

・水防技能の習熟

・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

（ツ）水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

（テ）要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

イ　関係機関が実施する計画

（ア）防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

（ウ）警戒区域の責任分担

・消防署　全市
・消防団　各分団の警戒区域は下記のとおり。

分団名	区域
第１分団	加沢・常田・田中・県・本海野・西海野・白鳥台・城ノ前
第２分団	赤岩・片羽・桜井・大石・中屋敷・別府・原口・聖・乙女平・王子平
第３分団	新張・出場・金井・新屋・東町・西宮・姫子沢・滝の沢・湯の丸・袮津南・奈良原・伊勢原・鞍掛自治区・ﾘｰﾄﾞﾘｰくらかけ
第４分団	東上田・田沢・大川・栗林・海善寺・曽根・東深井・西深井・東入・西入・日向が丘・海善寺北・寺坂・睦
第５分団	上八重原・田楽平・中八重原・下八重原・芸術むら・大日向・光が丘・羽毛山・牧ケ原・白樺
第６分団	切久保・八反田・本下之城・布下・島川原・田之尻・宮・畔田・御牧原南部・御牧原北部・常満

ウ　防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

（ア）地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

ａ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

ｂ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の所有者又は管理者は、、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画という。」を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等についてこれを市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。（資料 47 の 2　参照）

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（イ）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ａ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

b　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（ウ）大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災関係に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した、浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第８節　要配慮者支援計画

第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第２　主な取り組み

１　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。

２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

４　外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３　計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。

(a) 避難支援者等関係者となる者

東御消防署長、市消防団長、上田警察署長、民生児童委員、社会福祉協議会長、区長とする。

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件を考慮し対象者とする。

①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

④独居等の居住実態、社会的孤立の状況

(c) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

①市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

②県からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(d) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(e) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる事項

①災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

②受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

③避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

④名簿情報の取扱状況の報告。

(f) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

①市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準を定め、災害時において適時適切に発令する。

②避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮する。

(g) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね４時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(ウ) 個別避難計画作成の努力義務

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。

（エ）避難行動要支援者名簿の提供

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

（オ）要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

（カ）避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

（キ）個別避難計画の事前提供

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（ク）避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

2　在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）指定避難所の整備

市は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

（イ）防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（ウ）応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（エ）避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健、医療、福祉関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

（オ）緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

（カ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

（キ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。

（ク）支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3　要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重傷者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

（イ）防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うよう指導する。

（ウ）組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

（オ）応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

（カ）市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

（キ）市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

（ク）市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（ケ）ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

イ　要配慮者利用施設が実施する計画

（ア）　非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（イ）　防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて施設利用者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うものとする。

（ウ）　組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りなが

ら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものする。

（エ）　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（オ）　応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するように努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

（カ）日本赤十字社東御市地区・小県医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

（キ）医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

（ク）医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4　外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び、避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・生活環境課・商工観光課）

（ア）外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連携体制の整備を図る。

（イ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（ウ）防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

（エ）応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（オ）観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

（カ）外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

当該地区内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

（キ）観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得)」を作成するよう努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

（イ）医療機関においては、外国籍市民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川を抱える東御市は、資料 47 のように、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（福祉課・建設課）

（ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ　要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水被害想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災により被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第９節　緊急輸送計画

第１　基本方針

大規模災害が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第２　主な取り組み

１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
３　各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
４　緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第３　計画の内容

１　緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（市民課・建設課）

（ア）市は、関係機関と協議の上、地域の実情にあった区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

（イ）東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき、役割分担を明確にし、迅速な交通の確保を図る。

イ　関係機関が実施する計画

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）市は、災害対策用ヘリポートを最低１か所以上指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

（イ）地域内物資運送拠点を最低１か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

なお、選定に際しては、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

（ウ）拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ　関係機関が実施する計画

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3　輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な地震が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。

（イ）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

（ウ）物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

（エ）輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）東御市は、トラック協会との関係において次の事項を推進するものとする。

a　災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

b　緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

c　緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

d　緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

（イ）トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

（ウ）トラック協会は要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

第 10 節　障害物の処理計画

第１　基本方針

河川の決壊、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど有事に備える。

第２　主な取り組み

１　各種設備等の所有者又は管理者は、これら設備等の倒壊等を未然に防止すらための定期点検を行い、その結果に基づき耐震のための適時適切な措置を講じる。

２　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

３　障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第３　計画の内容

(1)　現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市の実施計画（総務課・市民課・建設課・農林課）

（ア）災害時に予想される障害物の所有者及び警察と事前に対応を協議する。

（イ）東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき体制の整備を図る。

（ウ）巡回点検を行い、必要な措置を講じる。

（エ）あらかじめ集積、処分場を関係用地管理者と協議し選定しておく。

（オ）レッカー車、クレーン車等の所有業者の実態を把握する。

（カ）公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

（キ）森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業協会等との協定はすんでいる。

（イ）部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

ウ　住民が実施する計画

自己の所有又は管理する立木及び施設等について、点検を行い倒壊等を未然に防止するものとする。

第 11 節　避難の受入活動計画

第１　基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠、（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第２　主な取り組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

２　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。

３　市は、住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。

４　学校、保育園における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第３　計画の内容

１　避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア　県及び市が実施する計画

（ア）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

（イ）市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

（ウ）県及び市は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

（エ）浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

（オ）県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

（カ）自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに

避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努める。

イ　市の実施計画（関係課等）

（ア）避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

ａ　市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ｂ　市は、指定緊急避難場所をあらかじめ指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

（イ）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ａ　避難指示、高齢者等避難の具体的な発令基準及び伝達方法

ｂ　高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については第 3 章第 12 節を参照）

ｃ　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

ｄ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

ｅ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

ｆ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ａ）給食措置

（ｂ）給水措置

（ｃ）毛布、寝具等の支給

（ｄ）衣料、日用品の支給

（ｅ）負傷者に対する救急救護

ｇ　指定避難所の管理に関する事項

（ａ）避難収容中の秩序保持

（ｂ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ｃ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（ｄ）避難住民に対する各種相談業務

ｈ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ａ）平常時における広報

○ホームページ、SNS 等による周知

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○住民に対する巡回指導

○防災訓練等

（ｂ）災害時における広報

○ホームページ、SNS 等による周知

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得な

いときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

（ウ）避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

（エ）帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難所場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ　関係機関が実施する計画

（ア）それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。

（イ）市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

（ウ）要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

（エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

エ　住民が実施する計画

（ア）家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

ａ　災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

①　指定緊急避難場所への立退き避難

②　「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

③　「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

ｂ　災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）

ｃ　家の中でどこが一番安全か。

ｄ　救急医薬品や火気などの点検。

ｅ　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。

ｆ　指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

ｇ　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

ｈ　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

ｉ　昼の場合、夜の場合の家族の分担。

（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

オ　企業等が実施する計画

帰宅困難者対策

ａ　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制の整備に努めるものとする。

b　空港、駅のターミナルビル等では、飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2　指定緊急避難場所の確保

(1) 現状及び課題

資料 30 のとおり指定緊急避難場所を指定しているところであるが、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（関係課等）

（ア）市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

（イ）指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（ウ）市が全域的に被災した場合又は被災場所の地域性により隣接市町村のほうが避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

（エ）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

（オ）市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急指定避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

（イ）要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3　指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生後、災害により居住できなくなった場合に一定期間滞在し、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（関係課等）

（ア）　指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送比較的容易な場所にあるものを指定する。

（イ）　指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（ウ）　福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

（エ）　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

（オ）　市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、住民等へ周知徹底するよう努める。

（カ）　市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、必要に応じて、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難することができるよう努める。

（キ）　市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（ク）　市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

（ケ）　指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

　なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。

（コ）　避難所の感染症対策については、第３章第１７節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

　また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

（サ）　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

（シ）　テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

（ス）　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

（セ）　避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

（ソ）　医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

（タ）　公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

（チ）　「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改訂）長野県避難所 TKB スタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。

（ツ）　マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（テ）　指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

（ト）　指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

（ナ）　安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

（ニ）　指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（ヌ）　市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）　管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。

（イ）　要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4　住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア） 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

（ウ）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（エ）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

（オ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

（カ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5　学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校等」という。）において、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について避難対策計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（教育課・子育て支援課）

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮した学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

（ア）防災計画

a　学校長及び園長（以下「学校長等」という。）は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

b　学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

c　防災計画には、以下の事項を定めておく。

（a）風水害対策に係る防災組織の編成

（b）風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法

（c）県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

（d）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

（e）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

（f）児童生徒等の帰宅と保護の方法

（g）児童生徒等の保護者への引き渡し方法

（h）児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法

（i）児童生徒等の救護方法

（j）初期消火と重要物品の搬出の方法

（k）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む)の点検方法

（l）指定避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)

（m）防災訓練の回数、時期、方法

（n）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

（o）風水害時における応急教育に関する事項

（ｐ）その他、学校長が必要とする事項

（イ）施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

ａ　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

ｂ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ｃ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒・落下等の防止措置がされているかについて点検する。

（ウ）　防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ａ　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

ｂ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具、設備等の機能を精密に点検する。

（エ）　避難誘導

ａ　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

ｂ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

（ａ）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする

（ｂ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする

（ｃ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

（ｄ）登下校(園)時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

6　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2)実施計画

ア　市の実施計画

（ア）保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

（イ）在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方法を検討するよう努める。

（ウ）やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第12節　孤立防止対策

第１　基本方針

当市の地形は、大規模な災害が発生すれば、孤立地域の発生は全くないとはいえない地形を有しているため、孤立地域の発生を防止するため、情報の収集、伝達及び実態の把握、応急体制等の対策が重要である。

第２　主な取り組み

１　災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。（孤立予想地域：聖区、湯の丸区、滝の沢区、奈良原区、西入区、東入区）

２　孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回道路確保に配意した整備を推進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予想について、平常時から把握しておく。

４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。

５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第３　計画の内容

１　通信手段の確保

(1) 現状及び課題

ＮＴＴ回線以外の活用可能な通信手段及び防災行政無線等（戸別受信機を含む。以下同じ。）の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課）

（ア）防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

（イ）　アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

（ウ）　孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。

（エ）　コミュニティＦＭ放送（ＦＭとうみ）により、山間地域等への情報通信機能を確保る。

（オ）　ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

２　災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

平坦な場所のみではなく、急峻な地形を切り開いて道路が建設されている場合もあるため、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

○　主要路線優先の対策推進

○　複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

市道の災害予防対策を推進する。

イ　住民が実施する計画

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3　孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（福祉課・商工観光課）

（ア）中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

（イ）平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

（ウ）観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ　住民が実施する計画

各地域においては、地域内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4　自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）　市内全地区における組織結成を推進する。

（イ）　災害時の活動要領について、教育指導を行う。

（ウ）　活動用資機材の整備充実を行う。

イ　住民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5　指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、指定避難所となり得る施設は整備されているが、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。

(2) 実施計画

市の実施計画（総務課・建設課・生涯学習課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6　備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄を推進する。

イ　住民が実施する計画

（ア）孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低１週間分の備蓄を行うものとする。

（イ）観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節　食料品等の備蓄・調達計画

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄･供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間、可能な限り１週間（孤立予想地域にあっては最低１週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第２　主な取り組み

１　住民が発災直後から最低でも３日分、可能な限り１週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。（資料 10 の 2･3 参照）

２　協定の内容を確認し、円滑な食料の供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

４　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

５　平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第３　計画の内容

１　食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状と課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）平成 25・26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

市は地震被害想定の避難者数（約 1,260 人）の３日分程度を目安とし、諸々の条件等を考慮してアルファ米、乾パン、缶詰、レトルト食品等の調理を要しない、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行い、在庫状況を定期的に把握しておく。

（イ）他の地方公共団体等との災害時相互応援協定の締結の推進及び東京都大田区、秋田県美郷町との災害時の相互応援協定の円滑な運営を図る。

（ウ）非常用食料については、東御消防署、中央公民館、北御牧庁舎を保管場所とし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。（資料 42 参照）

（エ）県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

（オ）住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

（カ）食料品等の調達体制の整備に努める。

イ　住民が実施する計画

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当分の食料として、一人当たり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

ウ　企業等において実施する計画

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2　食料品等の供給計画

(1)　現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

（イ）食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具(なべ、釜)、食器類(茶わん、はし)、調味料(みそ、塩)等についても整備するよう努める。

第 14 節　給水計画

第１　基本方針

飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。

また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市は被害を最小限にくい止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防団タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取り組み

１　水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備及びろ過器の整備促進、関係機関及び関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。

２　給水車・消防団タンク等の整備促進を図るとともに、関係機関及び関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

配水池への自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備、施設の耐震化並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（上下水道課）

（ア）配水池等の容量の増強、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備、施設の耐震化に努める。

（イ）住民が実施する事項への支援を行う。

（ウ）県が実施する事項に対する協力を行う。

（エ）予備水源、予備電源の確保を行う。

（オ）プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

（カ）住民に水の確保の協力を得るため次の指導を行う。

a　風呂の残り湯の活用を習慣づける。

b　ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

c　ポリタンク等給水用具の確保をおこなう。

d　自家用井戸等について、その維持・確保に努める。

イ　住民が実施する計画

（ア）風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

（イ）ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

（ウ）ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

（エ）自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

２　飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

市には、給水車や消防団タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害

等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。

しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・上下水道課）

（ア）給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。

（イ）給水源の確保、供給量の見直しを行う。

（ウ）震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

（エ）給水車、消防団タンク車、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

a　市の搬送車両

(a)	上下水道課	給水車 2,000ｌ	1台
(b)	消防団	タンク車 3,000ｌ	1台

b　ろ過器

上田保健福祉事務所配置ろ水器	2,000ｌ／ｈ	1台

第 15 節　生活必需品の備蓄・調達計画

第１　基本方針

災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

○　寝具（タオルケット・毛布・エアーベッド・段ボールベッド等）
○　衣類（下着・靴下・作業着等）
○　炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
○　身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
○　食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
○　日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等）
○　光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、各市町村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。　（資料 10 参照）

また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な活動

１　市は実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第３　活動の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）市は市内の物品販売店等との間に災害時における生活必需品の確保・調達体制の協力に関する協定は締結済であり、協定による調達を実施する。

（イ）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

イ　関係機関が実施する計画

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ　住民が実施する計画

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

2　生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

（イ）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第 16 節　危険物施設等災害予防計画

第１　基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第２　主な取り組み

１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

２　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３　計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の消防法に定める危険物施設は、取扱所（資料 28 参照）がある。これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資器材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

（ア）規制及び指導の強化

ａ 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

ｂ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ｃ　立入検査等については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

（ａ）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（イ）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

（ウ）化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

（エ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

（オ）上田警察署との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、特に必要な大規模施設は上田警察署に対してその旨を連絡し、連携を図る。

２　放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射性同位元素使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・市民課・市民病院）

（ア）放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

（イ）市は、実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

届け出による放射性元素使用事業所

東御市県 548 番地 1

（社）長野県労働基準協会連合会環境測定部上田測定所（64-1151）

第17節　電気施設災害予防計画

第１　基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

○　災害に強い電気供給システムの整備促進

○　災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を促進する。

第２　主な取り組み

１　地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。

２　災害時の職員の配備計画を樹立する。

３　関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

ア　関係機関が実施する計画

（ア）被害想定

a　水力設備

水力設備に関する技術基準に基づき、良質な岩盤改良した上に構築され、耐震上最高技術と安全性をもって設計されており、又常時管理点検も行っているので特に問題はない。しかし、導水路等に亀裂、沈下及び周囲の崩壊、地すべり、落石等による被害が予想される。

b　電気設備

電気設備の主要機器は、十分な基礎工事を実施してあるので、大きな被害は生じないと思われる。しかし碍子類を使用している機器の被害が予想される。

また、送電線は、地盤沈下等による鉄塔の傾斜や電線の震動による断混線等の被害が予想される。

（イ）事前対策

a　電気工作物の整備点検

長野県電気事業電気工作物保安規定（以下「規定」という。）に基づき、必要に応じて電気工作物の巡視、点検及び検査を行い、施設の整備に努めるとともに、各施設の特性、周囲の状況等の把握に努める。

b　施設の災害予防対策

危険箇所及び被害の受けやすい箇所を調査把握し、あらかじめ必要な措置をしておくよう努める。また、水路等の破損、土砂崩落、落石による決壊等の被害防止に重点をおいて整備するものとする。

c　防災訓練

災害応急対策を円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、計画的な防災訓練を実施する。

d　日常の準備

災害に備え、次の各号に掲げる事項について措置しておく。

(a)　通信連絡設備の確保整備及び緊急連絡系統の整備

(b)　機動力の確保整備

(c)　消火装置、救急用具、救急医薬品、応急・復旧資材、工具等の確保整備

(d)　情報収集用備品類の整備

2　関係機関との連携

(1) 現場及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係機関と体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（企画振興課）

市は、電力会社との連携を図る。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

（イ）県及び上田地域振興局、市に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

（ウ）　県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第18節　都市ガス施設災害予防計画

第1　基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図る。

第2　主な取り組み

1　橋の添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

2　宿日直体制により常時職員を配置するとともに災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。

3　二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3　計画の内容

1　施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進する。

需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。また、情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

(2) 実施計画

ア　都市ガス事業者が実施する計画

古い既設導管の取替え及び露出している導管・緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

マイコンメーターの全戸設置

「東京パイプライン事故対策要領」

2　職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア　都市ガス事業者が実施する計画

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行う。

3　関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（企画振興課）

市は、都市ガス事業者との連携を図る。

イ　都市ガス事業者が実施する計画

（ア）被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び上田地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

（イ）都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

a　(一社)日本ガス協会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

b　(一社)日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

「東京パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援協定図

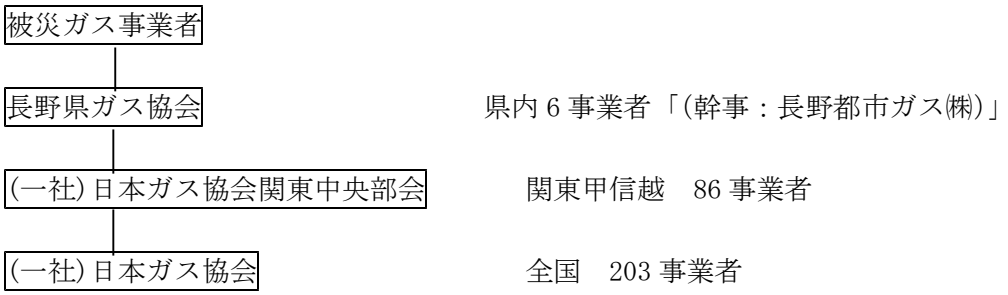

第19節　上水道施設災害予防計画

第1　基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2　主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3　計画の内容

1　水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（上下水道課）

（ア）老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。

（イ）配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

（ウ）水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

（エ）復旧資材の備蓄を行う。

（オ）水道管路図等の整備を行う。

第20節　下水道施設等災害予防計画

第1　基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2　主な取り組み

1　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
2　雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
3　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
4　緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
5　下水道施設台帳等の整備・充実を図る。

第3　計画の内容

1　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

(1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策による浸水対策と老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等のハード整備による浸水対策を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（上下水道課）

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備も行う。

2　雨水流出抑制施設の整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。

3　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画(上下水道課)

（ア）災害時の対応を定めた防災業務計画や災害対策要領等を策定する。

（イ）防災業務計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

（ウ）複旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。

4　緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから資機材について、平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（上下水道課）

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入し、廃止した農業集落排水処理場施設の建屋等で備蓄する。

5　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（上下水道課）

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。

また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。

第21節　通信・放送施設災害予防計画

第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第２　主な取り組み

１　各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
２　市は、通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
３　電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
４　放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
５　通信ケーブルの地中化を推進する。

第３　計画の内容

１　緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課）

有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

２　市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状と課題

市と住民及び防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市防災行政無線が整備され、災害時に運用されている。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課）

住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害に備えた災害予防対策を図る。

３　電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（企画振興課）

市は、ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

イ　ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

（ア）被災状況の早期把握

県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図る。

（イ）通信システムの高信頼化

a　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

b　主要な交換機を分散配置する。

c　通信ケーブルの地中化の推進。

d　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4　放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア　日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ　信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受診を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は 110 時間連続運転可能であり、まあ無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備ＳＮＧを長野と松本に配備している。

ウ　㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備２台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

（ウ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ　㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

（ア）局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。

（イ）電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

（ウ）非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ　長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

（ア）社屋の風水害対策について

社屋は平成３年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

（イ）電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

（ウ）放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ　長野エフエム放送㈱

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

（ア）放送施設の転倒防止等固定化の実施

（イ）予備放送設備の整備

（ウ）ＣＳ衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

（エ）非常災害時緊急音声割込み設備およびＦＭ文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア　【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ　【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ　【㈱長野放送が実施する計画】

（ア）定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

（イ）予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

（ウ）陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ　【㈱テレビ信州が実施する計画】

（ア）災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（ＶＨＦ無線機等）を充実させる。

（イ）演奏所と送信所を結ぶＳＴＬの予備回線を検討している。

オ　【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

（ア）衛星通信基地局に送信装置を追加。

（イ）衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保。

（ウ）衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ　【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

（ア）地下受電設備の浸水対策の推進。

（イ）ＦＭ送信空中線給電系の２ルート化を行う。

（ウ）演奏所電源系改修の実施。

（エ）ＳＴＬ非常回線の設置を検討。

（オ）可搬型非常用送信機設置等の実施。

5　道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

市は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節　鉄道施設災害予防計画

第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第２　主な取り組み

１　施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。

２　各体制に基づき関係職員の配備計画をとる。

３　関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時に協力体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

２　実施計画

ア　市の実施計画（商工観光課）

市は、鉄道会社との連携を図る。

イ　しなの鉄道㈱が実施する計画

（ア）施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要が生じた場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・更新など計画的に実施する。

（イ）関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

ウ　北陸信越運輸局が実施する計画

（ア）鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

（イ）鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

（ウ）鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

（エ）鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

（オ）関係機関との連携を図る。

第23節　災害広報計画

第１　基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第２　主な取り組み

１　被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。

２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３　計画の内容

１　被災者への情報提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・東御市、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行なえる体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（企画振興課）

（ア）被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、 職員が専属で対応できるような体制の整備を図る。

（イ）ケーブルテレビ放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

（ウ）Ｌアラート（災害情報共有システム)、市ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制を検討する。

（エ）上記エのほか被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

イ　報道機関等が実施する計画

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

ウ　電気事業者が実施する計画

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

エ　電気通信事業者が実施する計画

通信の仕組みや代替通信手段の提供等ついて利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ　関係機関が実施する計画

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行う

ため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

2　報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（企画振興課）

（ア）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

（イ）災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認を行っておく。

◎　主な報道機関

（資料４６参照）

第24節　土砂災害等の災害予防計画

第1　基本方針

当市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市、県等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2　主な取り組み

1　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

2　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新設は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新設等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

3　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

4　県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。

第3　計画の内容

1　地すべり対策

(1) 現状及び課題

地すべり等防止法に基づいて、民家、耕地、公共施設等の被災に関連を有する箇所においては、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を推進し、災害を未然に防止する必要がある。(資料22参照)

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課・建設課）

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

（ウ）地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

イ　住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2　山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、崩壊土砂流出地区は風水害によって大規模な山腹の崩壊等も予想されるので、十

分注意をしなければならない。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（農林課）

市内の山腹崩壊、崩壊土砂流出のおそれのある山地災害危険地区は、資料 25・26 のとおりである。市は毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3　土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例がある。（資料 23 参照）

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課・建設課）

（ア）　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（イ）　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

（ウ）　土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難開始、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

イ　住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4　急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるために、危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域が平成 19 年 9 月に指定され、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

（資料 21 参照）

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課・建設課・農林課）

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのる場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

（ウ）崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

（エ）農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ　関係機関が実施する計画

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ　住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めておくとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）市は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

（イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

6　土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本市では、土砂災害警戒区域等の指定箇所が数多くあり、区域内には住宅等もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

（イ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

a　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

b　勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（ウ）土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

a　土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

(a)　土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

(b)　避難施設その他の避難場所及び避難所その他の避難経路

(c)　土砂災害に係る避難訓練に関する事項

(d)　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

(e)　要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(f)　救助に関する事項

(g)　その他警戒避難に関する事項

b　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

（エ）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。

ウ　住民が実施する計画

（ア）　住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

（イ）　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節　防災都市計画

第１　基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化により、都市における災害の危険性は増大しており災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第２　主な取り組み

１　市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。

２　避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

３　土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第３　計画の内容

１　建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。こうした地域等内における建築物については建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

（イ）建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

（ウ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

（エ）防災都市づくり計画を策定する。

２　防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア　地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりのレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ　食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備

ウ　高齢者等の要配慮者に対する安全性確保

エ　幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防火遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

（イ）市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

（ウ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3　市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備に立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は当市に存在している。

先の阪神淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。

（イ）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

第 26 節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第２　主な取り組み

１　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
２　出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画の内容

１　建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（関係課）

（ア）公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
（イ）一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
（ウ）道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
（エ）落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
（オ）住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ　建築物の所有者等が実施する計画

（ア）屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。
（イ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

２　建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。

また、増水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
（イ）がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
（ウ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

イ　建築物の所有者等が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。

３　文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

（資料 18 参照）

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（教育課）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。

（イ）防災設備の設置促進とそれに対する助成を行う。

（ウ）区域内の文化財の所在の把握に努める。

イ　所有者が実施する計画

（ア）防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

（イ）建造物内にある文化財の把握に努める。

第 27 節　道路及び橋梁災害予防計画

第１　基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第２　主な取り組み

１　道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
２　被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
３　危険防止のため事前規制を行う。

第３　計画の内容

１　道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（関係課）

市は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害応急対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。

（イ）緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。

（ウ）発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。

(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。

(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。

（カ）「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に関わる仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。

（キ）市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。

（ク）災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

２　関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

また、建設業協会と締結した、災害時の応急措置に関する協定に基づき、直ちに応急復旧活動を実施し、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報提供できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

(ア) 市は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制を整備する。

(3) 関係機関が実施する計画

ア　各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市の協定等に協力するものとする。

イ　大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等の締結に努めるものとする。

3　危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

(ア) 警察等と相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

(イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制を整備する。

第 28 節　河川施設等災害予防計画

第１　基本方針

増水時の堤防の決壊をはじめとする河川施設等の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検・維持管理を行い安全の確保に努める。

第２　主な取り組み

１　過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。

２　堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。

３　既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。

４　増水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

５　浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第３　計画の内容

１　河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。（資料 27 参照）

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

それぞれの施設整備計画により市が管理する河川の管理施設の整備を図る。

イ　関係機関が実施する計画

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

２　ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

（イ）ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

３　浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、指定河川については河川管理者が浸水想定区域内の公表を行っている。また、市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図らなくてはならない。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課）

（ア）市は、地域防災計画に浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定めるとともに各施設の名称、住所、管理者等を明記し、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

（イ）市は、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ　浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場の管理者が実施する計画

（ア）浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

（ウ）浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第29節　ため池災害予防計画

第1　基本方針

市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。洪水等により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。雨期には土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。（資料29参照）

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2　主な取り組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1　緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3　豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3　計画の内容

1　現状及び課題

老朽化しているものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

2　実施計画

(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）

ア　ため池の諸元、改修歴等を明記した「ため池データベース」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。

イ　ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。

ウ　豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。

エ　ため池ハザードマップを作成し、市民に周知をする。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。

イ　ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告する。

第30節　農林水産物災害予防計画

第１　基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第２　主な取り組み

１　農産物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、長野県上田農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

２　市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第３　計画の内容

１　農林水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、長野県上田農業農村支援センターを通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（農林課）

長野県上田農業農村支援センター、農協及び関係機関等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

（イ）必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（ウ）新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ　住民が実施する計画

（ア）生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（イ）新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

２　林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（農林課）

（ア）市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

（イ）県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）国有林の地域別森林計画及び国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。

（イ）指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

（ウ）関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ　住民が実施する計画

（ア）市が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

（イ）施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第31節　二次災害の予防計画

第１　基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため日ごろからの対策及び活動が必要である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第２　主な取り組み

１　構造物に係る二次災害予防のための措置を講じる。
２　危険物等に係る二次災害予防のための措置を講じる。
３　災害発生時の流木発生を予想した対策を検討する。
４　土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第３　計画の内容

１　構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課・農林課）

市は、道路整備計画の定めるところにより整備する。

イ　関係機関が実施する計画

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

{危険物関係}

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア　上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

（ア）危険物関係

本章・第16節・第3・1の「危険物施設災害予防計画」による。

３　倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流での橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（農林課）

災害に強い森林づくりなど総合的な対策を検討する。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊・地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険があり、二次災害予防のためそれらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（建設課・農林課）

（ア）情報収集体制の整備

（イ）警戒避難体制の整備

第32節　防災知識普及計画

第１　基本方針

「自らの命は、自らが守る。」が防災の基本であり、市及び防災機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くはないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第２　主な取り組み

１　住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
３　学校・保育園における実践的な防災教育を推進する。
４　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第３　計画の内容

１　住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の訓練等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア　県及び市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）

（ア）市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

ａ　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

ｂ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ｃ　警報等や、避難指示等の意味や内容

ｄ　警報発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ｅ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ｆ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確

認

g　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

h　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

i　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

j　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

k　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

l　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識

m　正確な情報入手の方法

n　要配慮者に対する配慮

o　男女のニーズの違いに対する配慮

p　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

q　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

r　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

s　各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

t　必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニケーションを活かした避難活動

u　避難生活に関する知識

v　平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容

w　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

x　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

イ　市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）

（ア）上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。

a　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

b　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

（イ）防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるもの。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

a　浸水想定区域については、次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 避難の確保を図るため必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

(c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

b　土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

（c）その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

c　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

（ウ）防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（エ）自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

（オ）上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

（カ）防災（防災・減災への取組実施期間）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の推進を図る。

（キ）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

（ク）各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適正かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（ケ）防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えマイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

（コ）住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。

（サ）住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

（シ）大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

（ス）地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

ウ　自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ　報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ　住民が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

（イ）災害の状況に応じた避難行動の確認

① 指定緊急避難場所への立退き避難
② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

（ウ）災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
（エ）災害時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）
（オ）幼児や高齢者の避難についての役割の確認
（カ）災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
（キ）備蓄食料の試食及び更新
（ク）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
（ケ）地域の防災マップの作成
（コ）地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ　企業等が実施する計画

企業においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

キ　関係機関が実施する計画

日本赤十字社東御市地区及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ　防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3　学校及び保育園における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（教育課・子育て支援課）

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように市その他関係機関と連携したより実

践的な防災訓練の実施に努める。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

a　防災知識一般

b　避難の際の留意事項

c　登下校（園）中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

d　具体的な危険箇所

e　要配慮者に対する配慮

（エ）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4　地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 市及び上田地域広域連合消防署の実施計画（総務課・東御消防署）

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア　自然災害に関する一般的な知識

イ　自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ　職員等が果たすべき役割

エ　自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ　今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5　大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課、企画振興課）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ　住民が実施する計画

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第 33 節　防災訓練計画

第１　基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第２　主な取り組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第３　計画の内容

１　防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

市では防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）に東御市地震総合防災訓練を実施しており、各企業等においても防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）を中心に防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・企画振興課）

（ア）地震総合防災訓練

市は、住民・企業等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフなど大規模な地震を想定した市地震総合防災訓練を行う。

a　実施時期

原則として防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）に実施する。

b　実施場所

東御市内全域で実施する。

c　実施方法

住民・企業等の参加を得て下記に定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

（イ）その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

a　水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b　消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わ

せて行う。

c　災害救助訓練

災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

d　通信訓練

防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

e　避難訓練

市及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

f　非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

g　情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

h　広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

i　複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を関係機関と連携して行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ　住民等の実施計画

住民は県、市が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ　企業等の実施計画

（ア）企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（イ）地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は、管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

（ウ）地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定多数かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項。避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2　実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするととも

に次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）実践的な訓練の実施

a　訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

b　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

c　避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

d　感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

（イ）訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第34節　災害復旧・復興への備え

第１　基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧要資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第２　主な取り組み

１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
３　災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
４　罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第３　計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対応

(1) 実施計画

ア　市の実施計画（生活環境課・上下水道課）

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ　災害廃棄物対策指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。

ウ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

エ　県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に努める。

２　データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要になる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（関係課等）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ　関係機関が実施する計画

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

３　罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第35節　自主防災組織等の育成に関する計画

第1　基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の生活を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2　主な取り組み

1　組織化がされていない地区に組織化を促進する。
2　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
3　リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
4　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3　計画の内容

1　地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

組織化の促進、自主防災組織のかん養を図っていくことが、今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

市は、自主防災組織が未結成の地区に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2　活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3　組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要が

ある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

（イ）県が開始する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

（ウ）自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4　各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

（ア）自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

（イ）地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

（ウ）自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域のコミュニティの防災体制の充実を図る。

5　自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア　災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ　情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ　地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

エ　要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに関する配慮が必要）

オ　防災資機材の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

ア　情報の収集及び伝達

イ　出火防止、初期消火

ウ　避難誘導活動

エ　救出救護の実施及び協力

オ　炊き出し等の給食給水活動

カ　その他の防災活動に対する協力

(3) 活動環境の整備

ア　現状及び課題

自主防災組織の活動環境の整備に関しては助成措置が講じられている。自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

イ　市の実施計画（総務課）

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

(4) 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

ア　市の実施計画

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

(5) 各防災組織相互の協調

ア　現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた行動を行えるように日ごろから、連絡応援体制を確立して必要がある。

イ　市の実施計画（総務課）

自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

組織は次のとおりとする。

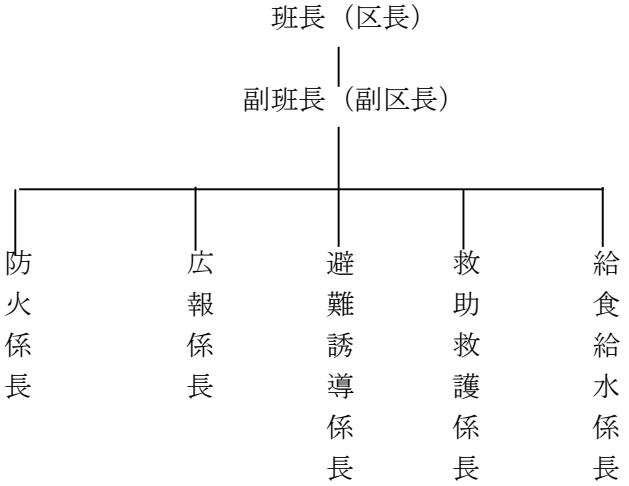

(6) 職務分担

ア　班　長　・・・班を総括し、発災時における防災活動の指揮命令及び他地区からの応援出動依頼を行う。

イ　副班長　・・・班長を補佐し、班長が不在のときはその職務を代行する。

ウ　係の分担

a　防　火　係・・・人命検索・災害防止活動・出火防止及び初期消火体制の確立

b　広　報　係・・・災害の調査・証拠撮影記録

c　避難誘導係・・・災害時の避難・誘導
d　救助救護係・・・負傷者等の救助救護、要配慮者の避難援助
e　給食給水係・・・被災者の給食給水及び災害用資機材の調達配分

第36節　企業防災に関する計画

第１　基本方針

発災時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第２　主な取り組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

２　実施計画

ア　上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

（ア）職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

（イ）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

（ウ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ　企業が実施する計画

（ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

（イ）強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業

務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するものとする。

（ウ）組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

（エ）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

（オ）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

（カ）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第37節　ボランティア活動の環境整備

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第２　主な取り組み

１　ボランティアの事前登録を、市災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部東御市地区等において実施する。

２　ボランティア活動の環境整備を推進する。

３　平常時からボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。

４　国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。

５　ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。

６　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第３　計画の内容

１　災害援助ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行なわれるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア　市及び関係機関の実施計画（福祉課）

（ア）市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部東御市地区等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

（イ）社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部東御市地区等ボランティア関係団体は災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

２　ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

市の実施計画（福祉課）

ア　平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとと

もに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

イ　防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保､被災者ボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ　社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災者家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ　社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるもの。

3　ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

市内には、日赤奉仕団、手話サークル連絡協議会等のボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア　市及び関係機関の実施計画（福祉課）

市は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4　ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（福祉課）

市、社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部東御市地区等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第 38 節　災害対策基金等積立及び運用計画

第１　基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第２　主な取り組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第３　計画の内容

基金の積立

(1) 現状及び課題

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により、資金積立基金条例（昭和 39 年条例第 9 号）を定めて財政調整基金を設置し、その運営にあたっている。

(2) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・会計課）

災害時に備え、財政基金の維持、運営を図る。

名称	目的	使途
財政調整基金	財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1　経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2　災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費 3　緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の理由により生じた経費 4　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5　償還期限を繰り上げて行う市債の償還の経費

第 39 節　風水害対策に関する調査研究及び観測

第１　基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、市内には、地質構造の特異性から地すべり地帯が存在し、豪雨災害時には比較的規模の大きな地すべりが予想されるが、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

概に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口の集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第２　主な取り組み

県・市・各関係機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第３　計画の内容

(1) 実施計画

ア　市の実施計画（総務課・建設課）

（ア）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市への提供について協力する。

（イ）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第 40 節　観光地の災害予防計画

第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第２　主な取り組み

１　市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第３　計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

(1) 実施計画

ア　市の実施計画（商工観光課）

（ア）観光地での災害時の市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

（イ）観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

（ウ）それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。

（イ）観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

２　外国人旅行者の安全確保策

(1) 実施計画

ア　市の実施計画（商工観光課）

（ア）災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識等の簡明化、多言語化を推進する。

（イ）関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。

（ウ）観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。

（イ）駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図る。

第41節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第１　基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村と連携して、自発的に地区における防災活動を行う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定める。

第２　主な取り組み

住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第３　計画の内容

（１）現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型での地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

（２）実施計画

ア　市の実施計画（総務課）

地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

イ　住民及び事業所を有する事業者が実施する計画

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

第１　基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが重要である。

第２　主な活動

１　気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
２　住民に対して適切な避難誘導を実施する。
３　災害を未然に防止するための活動を実施する。

第３　活動の内容

１　警報等伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙伝達系統図により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

１　特別警報発表時の対応

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）勤務時間内における取扱

ａ　連絡及び通知系統

長野地方気象台から発表され、県危機管理局を通じて通知される気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡ないし通知するとともに関係機関へ伝達する。

ｂ　庁内放送の実施

気象警報・注意報等については、必要に応じて総務部長が速やかに庁内放送を実施することにより庁内各課に周知する。

ｃ　応急措置等の指示

総務部長は各課に連絡ないし通知する際に、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、関係各課が取るべき措置をあわせて指示する。

（ａ）各部長は、気象警報・注意報等を受信したときはこれに応じた適切な措置を講じる。

（ｂ）総務部長は、必要に応じて速やかに広報車及び㈱エフエム東御等により住民に周知を図る。

（イ）勤務時間外における取扱

ａ　勤務時間外に長野地方気象台から通知される気象警報・注意報等は、総務課で受領できる場合を除き東御消防署及び宿直が受領する。

ｂ　宿直は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、総務課及びそれぞれの担当各課に電話をもって通知する。

ｃ　ｂにより通知を受けた担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、宿直から気象警報・注意報等を受領し、それぞれの主管部長に報告し指示を受けるとともに関係機関に伝達する。

イ　長野地方気象台等が実施する対策

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

ウ　放送事業者が実施する対策

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

エ　その他防災関係機関が実施する対策

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

オ　住民が実施する対策

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

（ア）気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

（イ）水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

2　土砂災害警戒情報発表時の対応

ア　市の実施する対策（企画政策課）

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

2　住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（全部等）

（ア）市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに河川管理者、水防団等と連携を図りながら防災気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

（イ）避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

（ウ）住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

（エ）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知

人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（オ）市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

（カ）住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、㈱エフエムとうみ等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

（キ）情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

（ク） 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置とる。

（ケ）緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

（コ）市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

（サ）市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

（シ）市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

（ス）市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ　住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ　要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

（ア）要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

（イ）災害が発生するおそれのある場合は、市と自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3　災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア　水防管理者（市長）の実施対策

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ　河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策

河川管理者、農業用用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ　道路管理者が実施する対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ　住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

オ　水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

4　警報等の種類及び発表基準

1　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を７９の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では　市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、提防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予

		想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種　類	発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　長野地方気象台

東御市	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		上田地域	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	8
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	107
	洪水		流域雨量指数基準	金原川流域=4.8，求女川流域=4.6，所沢川流域=3.7，鹿曲川流域=22.2， 小相沢川流域=5.2，大石沢川流域=4.9，西沢川流域=3.3，成沢川流域=5.2， 西川流域=2.2
			複合基準*1	所沢川流域=(5，3.3)
			指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	4
			土壌雨量指数基準	84
	洪水		流域雨量指数基準	金原川流域=2.4，求女川流域=3.7，所沢川流域=2.6，鹿曲川流域=17.7， 小相沢川流域=4.2，大石沢川流域=2.4，西沢川流域=2.6，成沢川流域=4.2， 西川流域=1.7
			複合基準*1	金原川流域=(5，1.6)，所沢川流域=(5，2.6)，鹿曲川流域=(5，14.2)， 西沢川流域=(5，1.9)，千曲川流域=(5，42.7)
			指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%*2	
	なだれ		1.表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 　または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

別表５　警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北　部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中　部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南　部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	楢川村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注）松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名　　称	区　　域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川

２　水防法に基づくもの

（1）洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同して区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種　類	情報名	概　　要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区　分	発　表　基　準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
水　防　警　報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと）

3　消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第２２条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　分	発　表　基　準
火 災 気 象 通 報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災警報	前項（１）の発表基準に準じる。

4　その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布（キキクル）等の概

要

種　類	概　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1ｋｍ四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1ｋｍごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度が（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す）情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関

東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1 時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね 1 時間である。

警報等伝達系統図

1　注意報・警報および情報

(1) 系統図

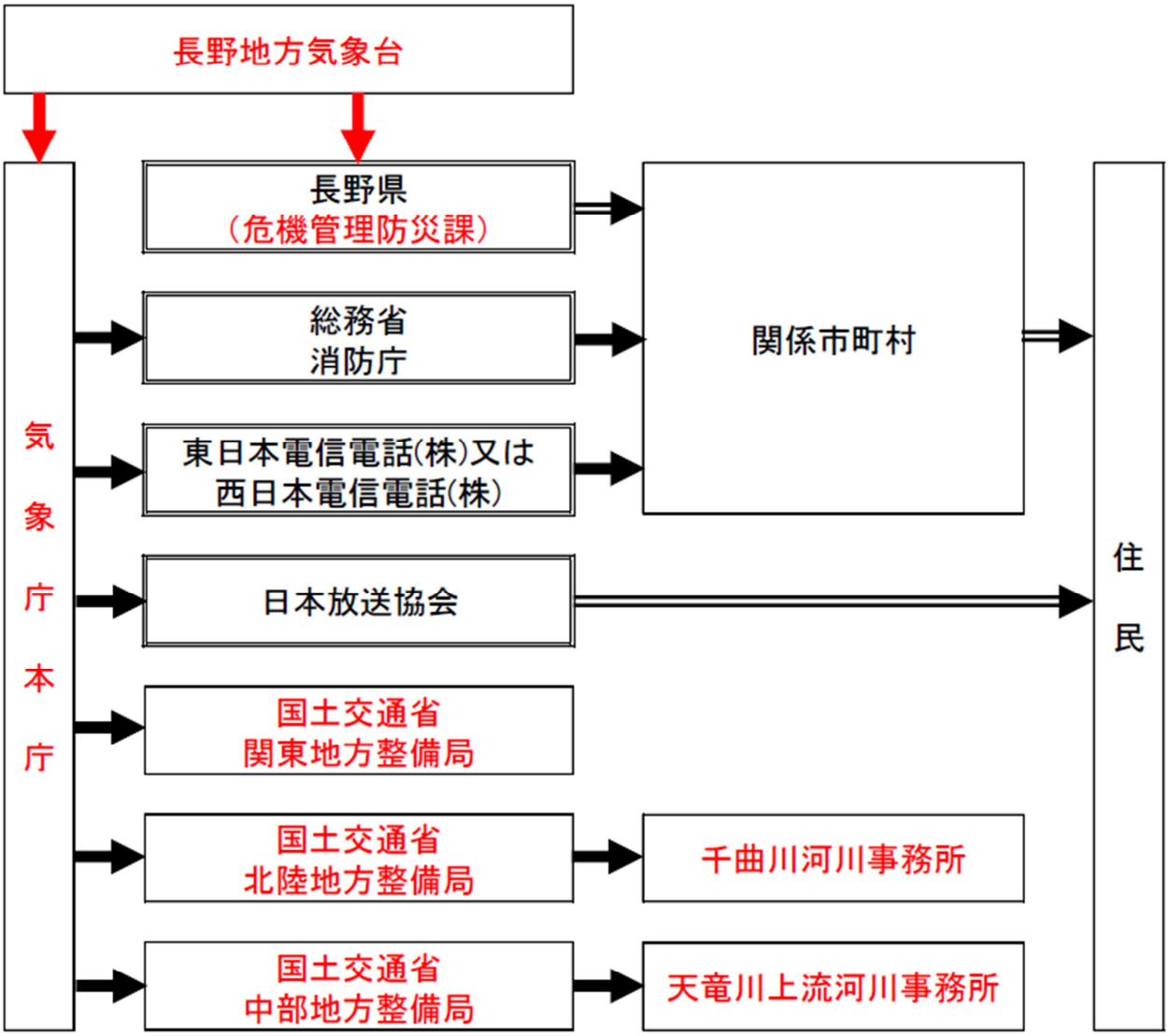

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１項の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第15条の二第２項、第４項及び第５項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注３　火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

(2) 通信途絶時の代替経路

機　関　名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電　話	8-231-5208～5210
	ＦＡＸ	8-231-8739
上田地域振興局	電　話	8-234-2211
	ＦＡＸ	8-234-2193
ＮＨＫ長野放送局	電　話	8-231-8840
	ＦＡＸ	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電　話	8-231-8-299-8-84-741-284
	ＦＡＸ	8-231-8-299-8-84-741-359

勤務時間内における伝達系統図

大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、風雪注意報、大雪注意報、暴風雪警報、大雪警報、霜注意報、低温注意報、暴風警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

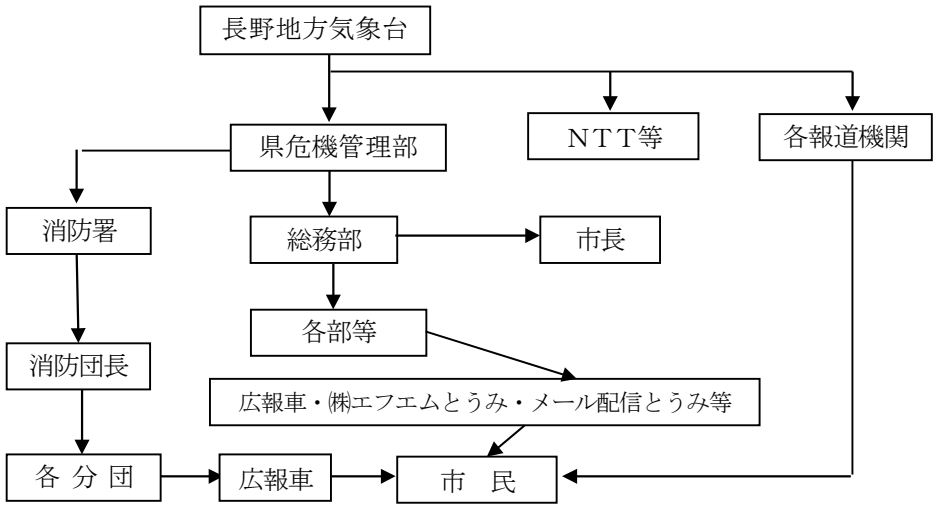

勤務時間外における伝達系統図

大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、風雪注意報、大雪注意報、暴風雪警報、大雪警報、霜注意報、低温注意報、暴風警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

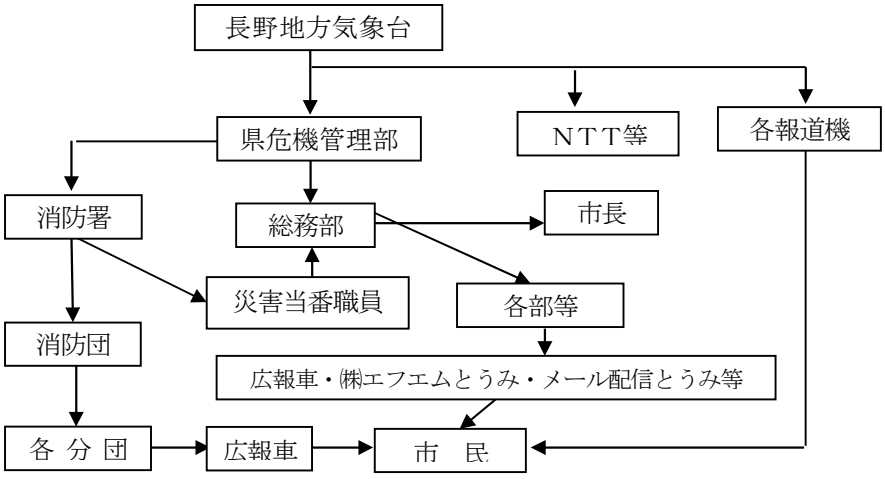

2　水防警報等

(1) 伝達系統

ア　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

千曲川・犀川

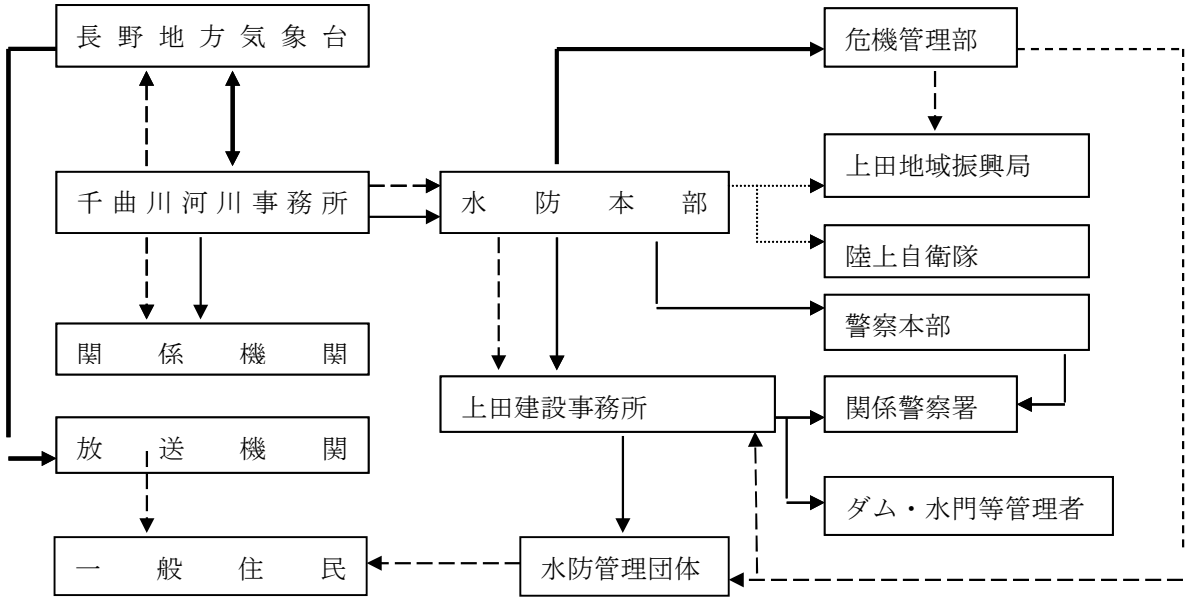

(注) ――― は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

┈┈┈ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

━━━ は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝送システム等による伝達を示す。

- - - - - は、オンラインによる伝達を示す。

－－－－ は、電子メールによる伝達を示す。

イ　水防警報

千曲川・犀川

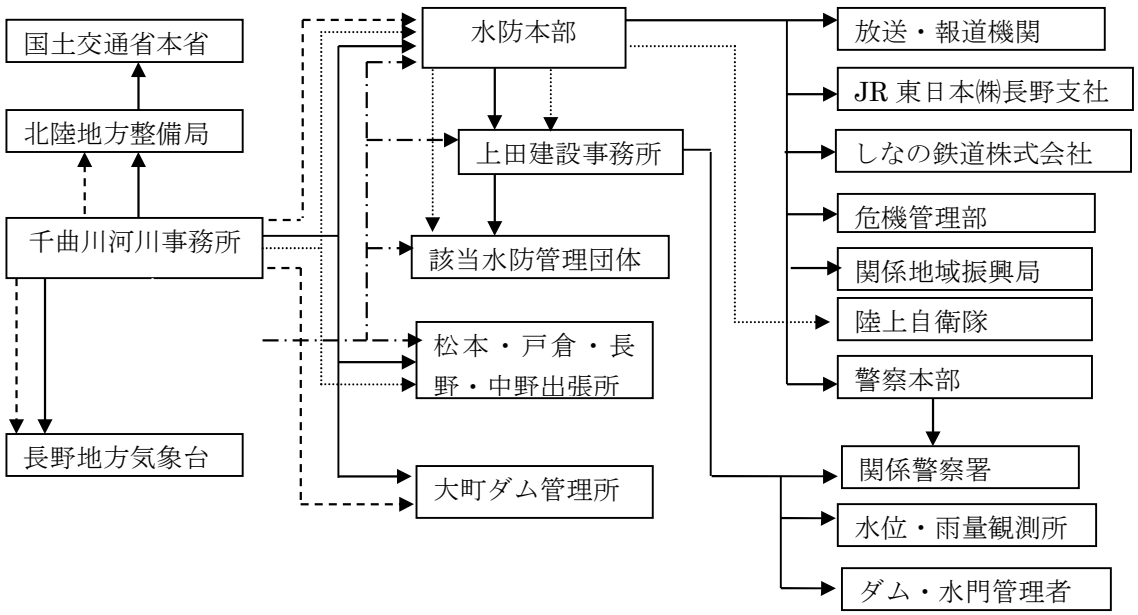

（注）　―― は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、ファクシミリによる伝達を示す。
　　－･－ は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。
　　---- は、電子メールによる伝達を示す。

ウ　水防警報（知事が行うもの）

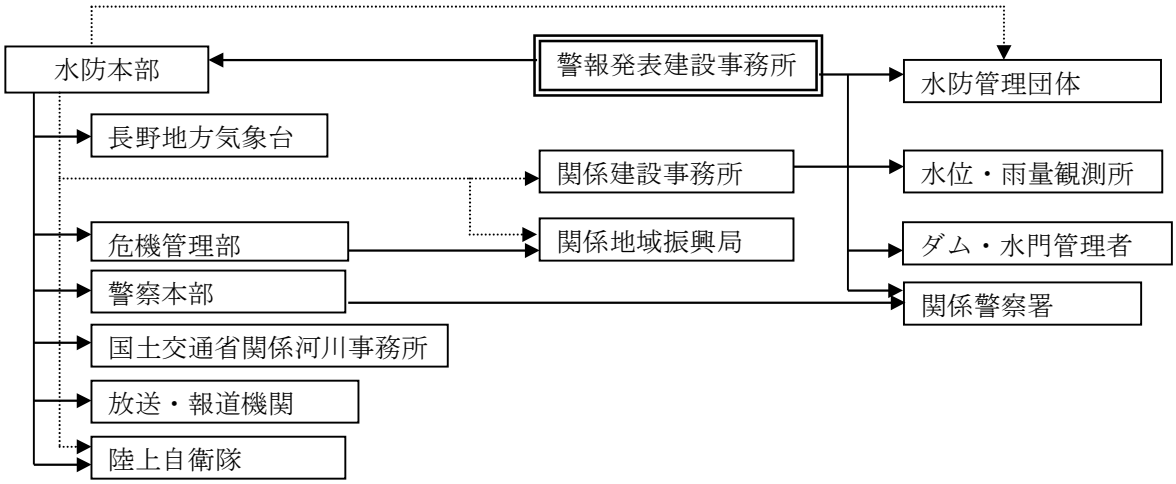

（注）　―― は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ　水位情報の通知（知事が行うもの）　　（水位情報通知者）

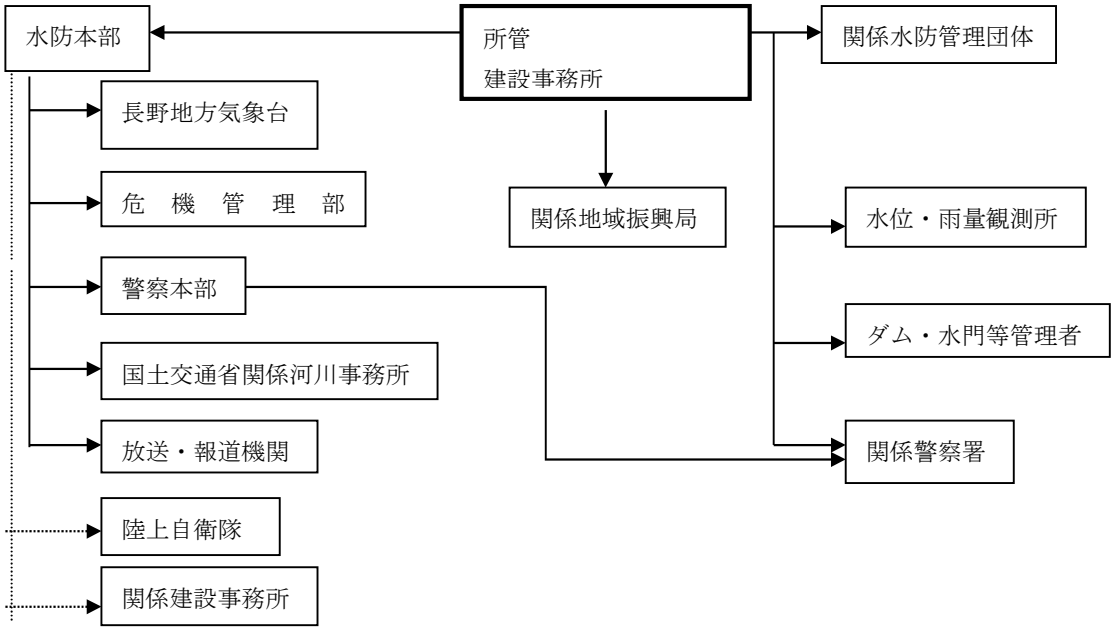

（注）　…… は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
　　―― は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第１　基本方針

災害が発生した場合、市はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第２　活動の内容

１　報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の 119 番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

概況速報 ―― 被害中間報告 ―― 被害中間（変更）報告 ―― 被害確定報告

２　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる調査事項について担当課、担当係が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報の把握に努める。

また、県・市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局　総務管理課
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市（総務部）	上田地域振興局　総務管理課
社会福祉施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所　福祉課
農・蚕・養蚕・水産業被害	市（産業経済部）	長野県上田農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
林業関係被害	市（産業経済部）	上小森林組合
公共土木施設被害	市（都市整備部） 上田建設事務所	
土砂災害等による被害	上田建設事務所	

都市施設被害	市（都市整備部）	上田建設事務所
上下水道施設被害	市（都市整備部）	上田地域振興局　環境課
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	上田地域振興局　環境課
感染症関係被害	市（健康福祉部）	上田保健福祉事務所　健康づくり支援課
医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所　総務課
商工関係被害	市（産業経済部）	上田地域振興局　商工観光課・商工会
観光施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局　商工観光課
教育関係被害	市（教育委員会事務局）	東信教育事務所
公有財産被害	市（総務部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局　総務管理課
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市（総務部）	
危険物等の事故による被害	市（総務部）	
水害等情報	水防関係機関	

3　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認　定　基　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重　傷　者 軽　傷　者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるどうかを問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度の

	ものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者	り災世帯の構成員とする。

4　災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査担当係（班）から総務部長（本部室長）への報告様式及び総括表とからなる。

調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表からとなるが、その様式は資料編のとおりとする。

なお、被害状況に応じて、小規模の災害あるいは内訳等に重点を置いて集計する場合は、その都度担当係等で適宜作成する。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、別記災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 被害状況等の収集

ア　被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は原則として各部班が行い、本部室において取りまとめ県関係機関へ報告する。

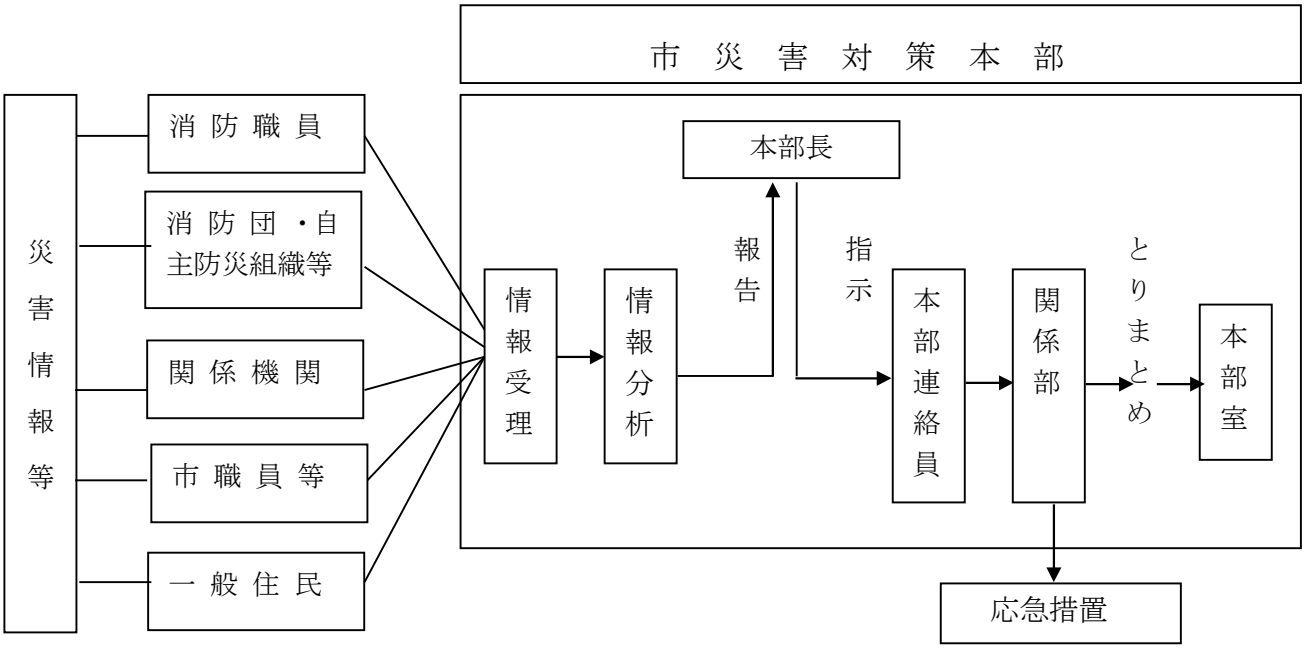

イ　市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、上田地域振興局長に応援を求める。

ウ　県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防

庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は下記ａ、ｂ、ｃとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

ａ　県において災害対策本部を設置した災害

ｂ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ｃ　ａ又はｂに定める災害になるおそれのある災害

5　通信手段の確保

(1) 通常の状態における通信連絡

ＮＴＴ電話等の利用により、関係機関の連絡先は別紙によるものとする。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。

(2) 非常時における通信の確保

災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの特色を生かして有効的な運用を図る。

ア　電気通信施設

（ア）　非常電話

（イ）　㈱エフエムとうみ

（ウ）　上田ケーブルビジョン

イ　東御市防災行政無線

ウ　専用通信電話（消防電話）（警察電話）（ＪＲ電話）

エ　長野県防災行政無線

(3) 災害通信利用系統図

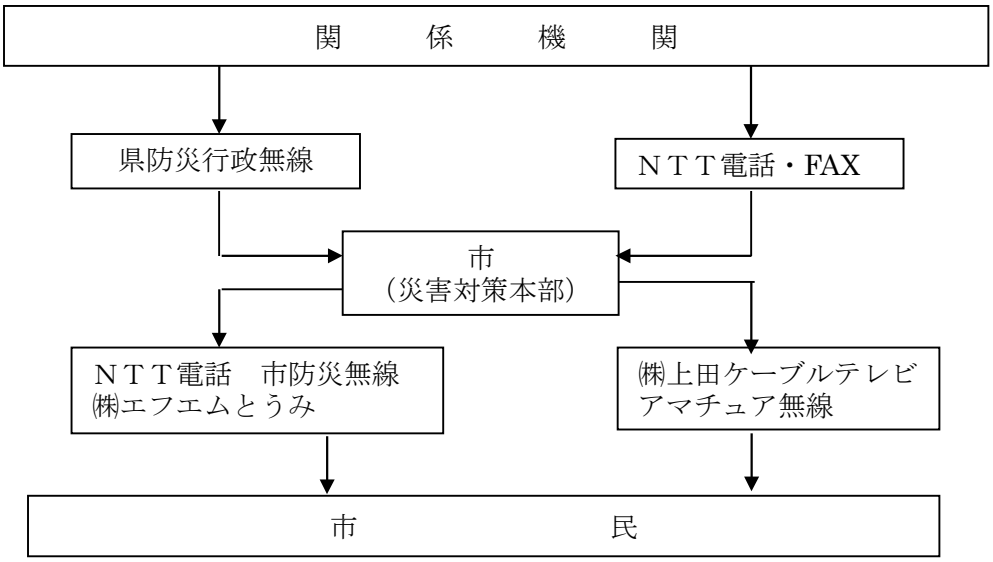

ア　災害時における通信系統、方法等をあらかじめ関係機関と協議して定めておき、その優先使用を確保しておく。

イ　市内においては、有線通信が途絶した場合、㈱エフエムとうみのエリア外での通信連絡は市防災無線の移動局を適所に配置するものとし、アマチュア無線クラブに協力依頼し、通信の確保を図る。

(4) 通信施設の設置場所及び種別

ア　有線通信施設

前掲（1）通常の状態における通信連絡参照

イ　無線通信施設

（ア）長野県防災行政無線

主な非常通信局（資料 39 参照）

（イ）無線通信局

a　消防無線

主な無線局（資料 39 参照）

b　東御市防災行政無線

主な無線局（資料 38 参照）

ウ　アマチュア無線局

日本アマチュア無線連盟長野県支部、東御市クラブに協力依頼し、通信の確保を図る。

(5) 市防災無線網の整備

市は、消防無線、市防災無線等で災害通信が応じきれない場合を想定し、災害時に伝達収集するため、防災無線網を整備する。

参考（変更後）

災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート

法第 53 条第 1 項

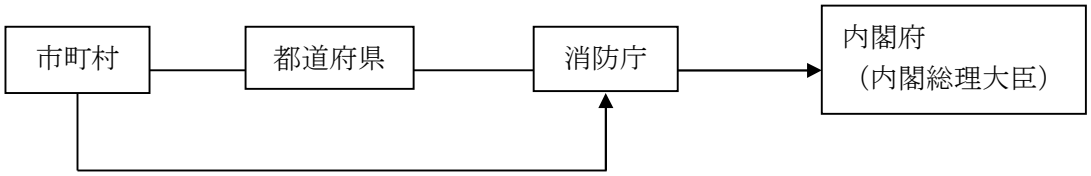

都道府県に報告できない場合（法第 53 条第 1 項かっこ書）

消防庁連絡先		（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
ＮＴＴ回線	03-5253-7525	6060	ＴＮ―048-500-6060
ＦＡＸ	03-5253-7535	6069	ＴＮ―048-500-6069

別記　災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報　長野県防災情報システム　クロノロジーを使用

（消防庁への速報は消防庁第 4 号様式（その 1）表 21 号の 2)）

市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合関係機関に口頭・電話等で連絡する。

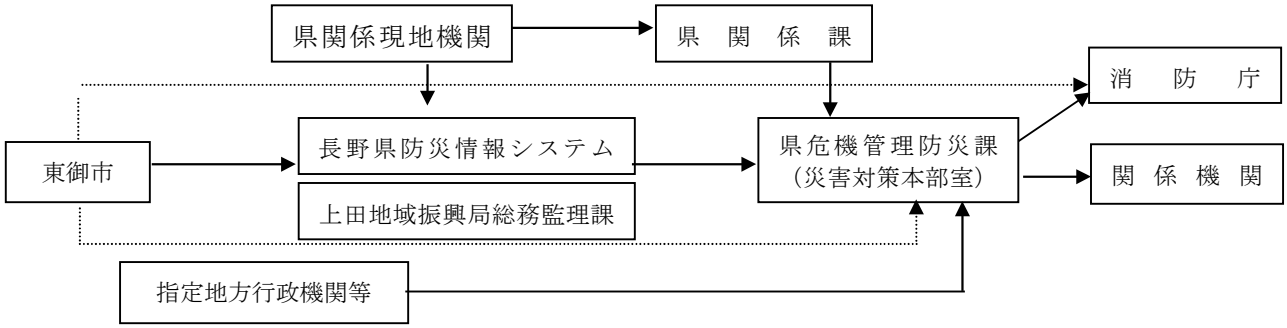

(2) 人的及び住家の被害状況報告　様式 2 号又は消防庁第 4 号様式（その 2）（表 21 の 3）

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告

様式 2－1 号又は長野県防災情報システムにより報告

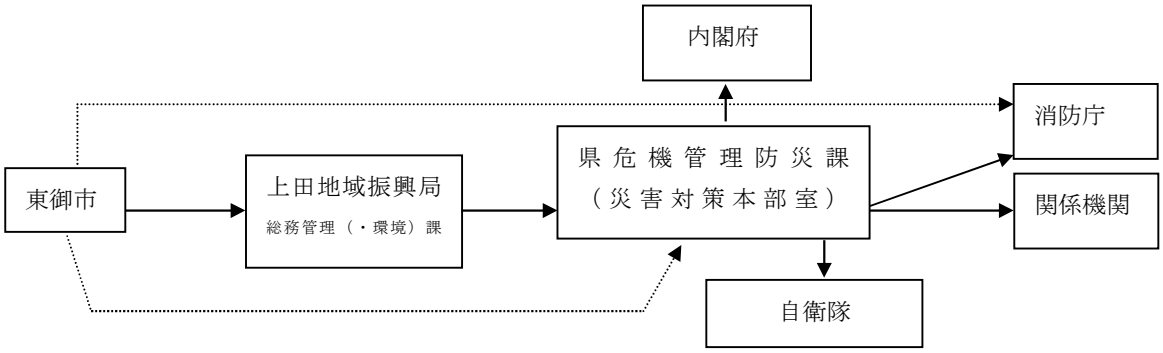

＊行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告　　様式第 3 号

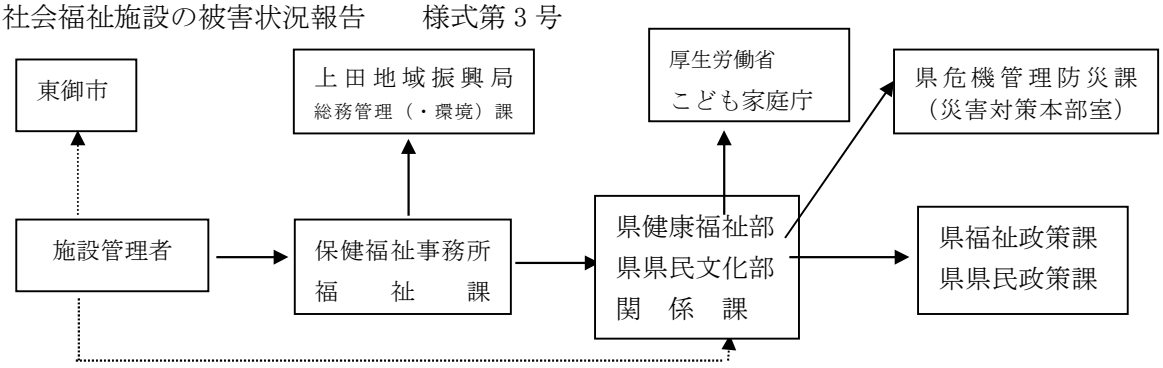

(4) 農業関係被害状況報告　　様式第 5 号

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

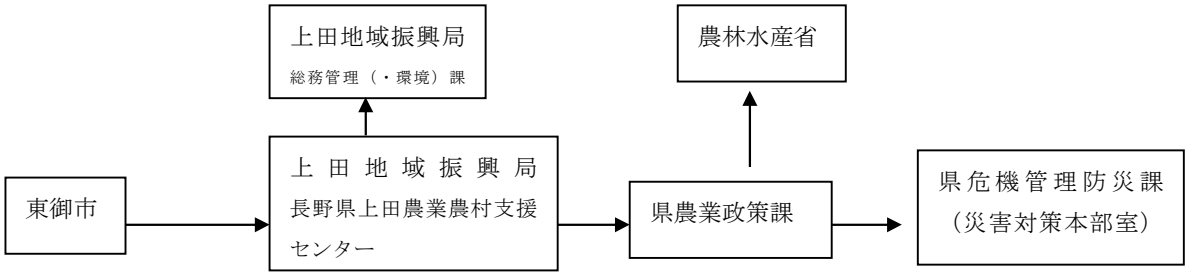

イ　農地・農業用施設被害状況報告

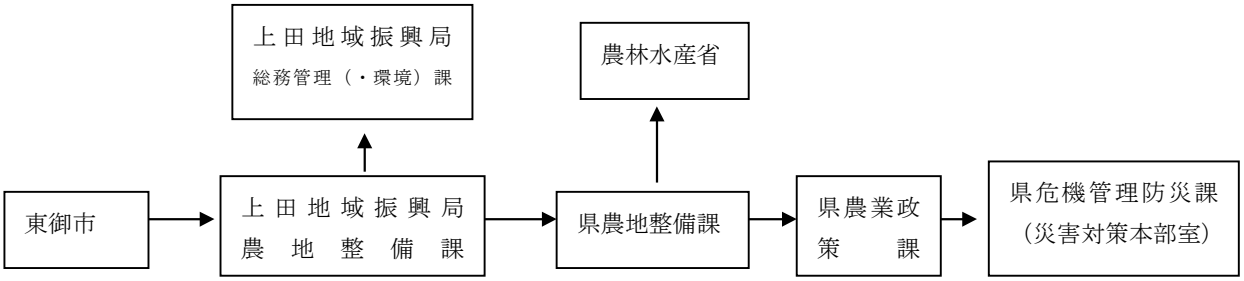

ウ　農業集落排水施設被害状況報告

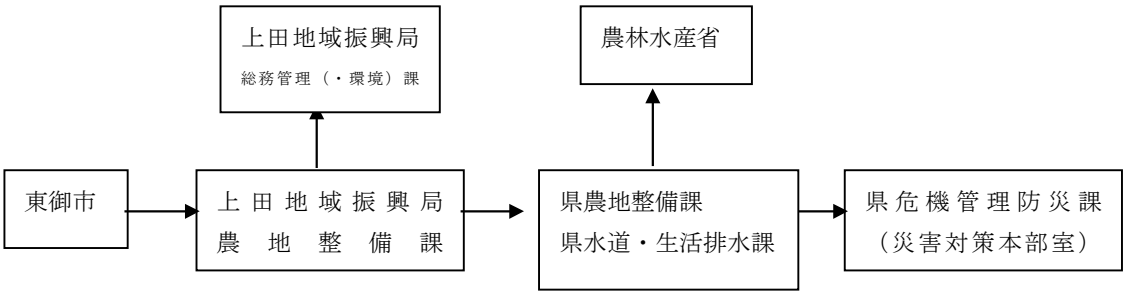

(5) 林業関係被害状況報告　　様式第 6 号

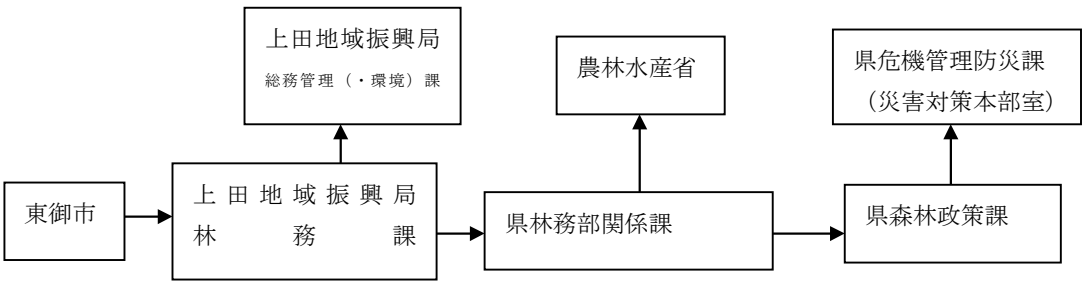

(6) 土木関係被害状況報告等

ア　県管理河川の氾濫箇所　地図又はGISによる

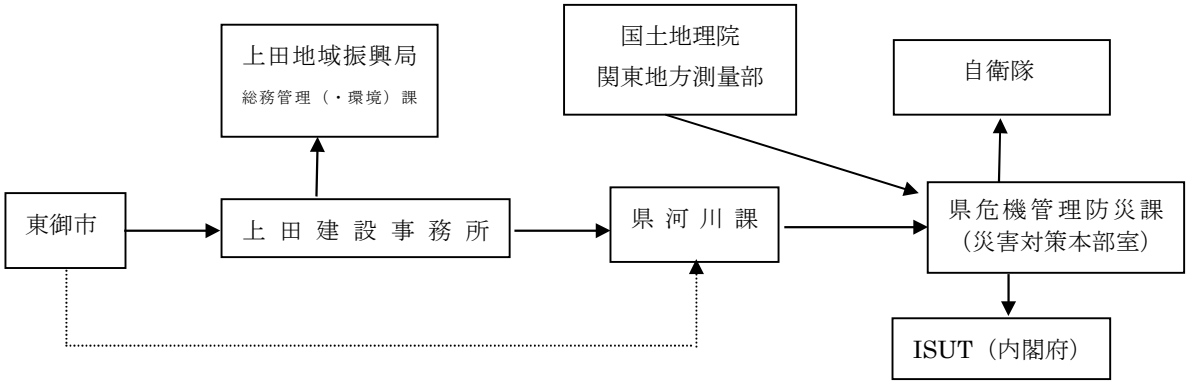

イ　公共土木施設被害状況報告等　様式７号

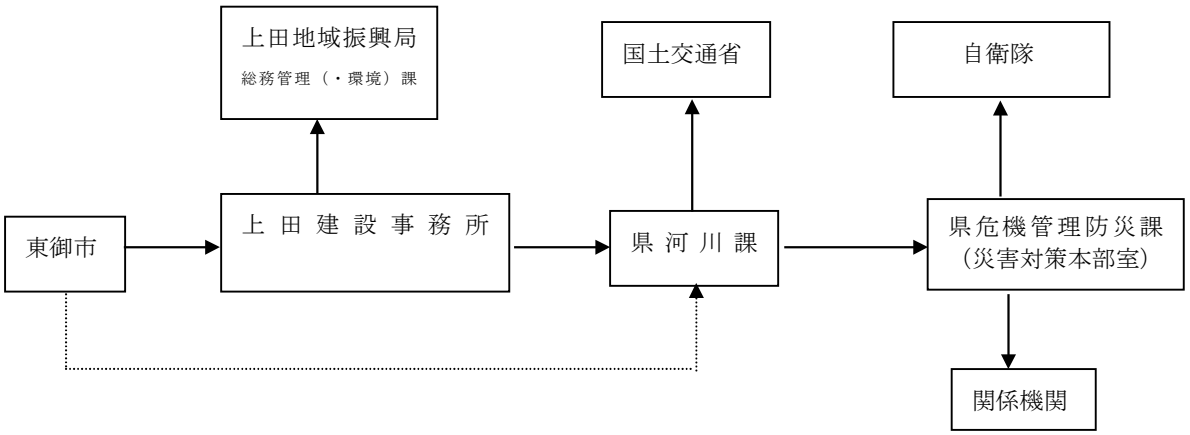

ウ　土砂災害等による被害報告　地図若しくはGIS又は様式７

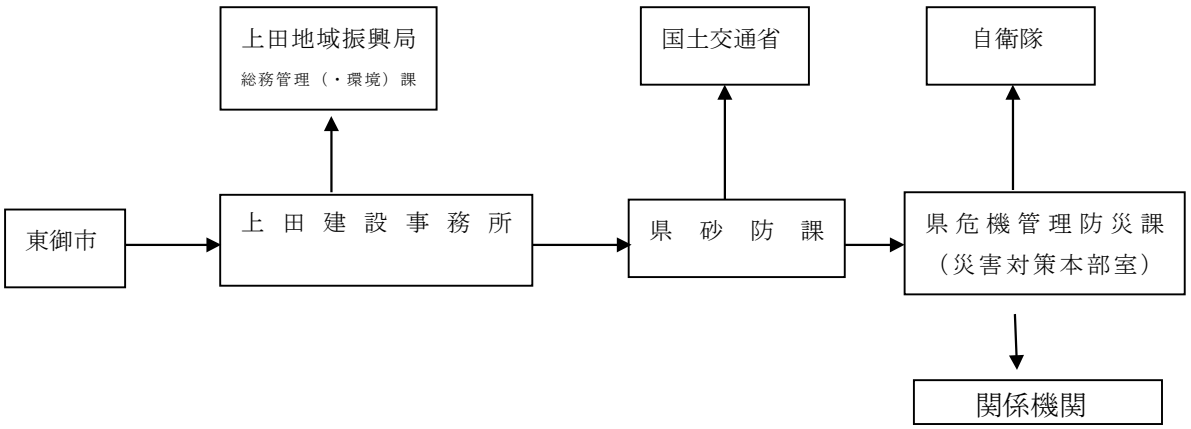

(7) 都市施設被害状況報告　様式 8 号

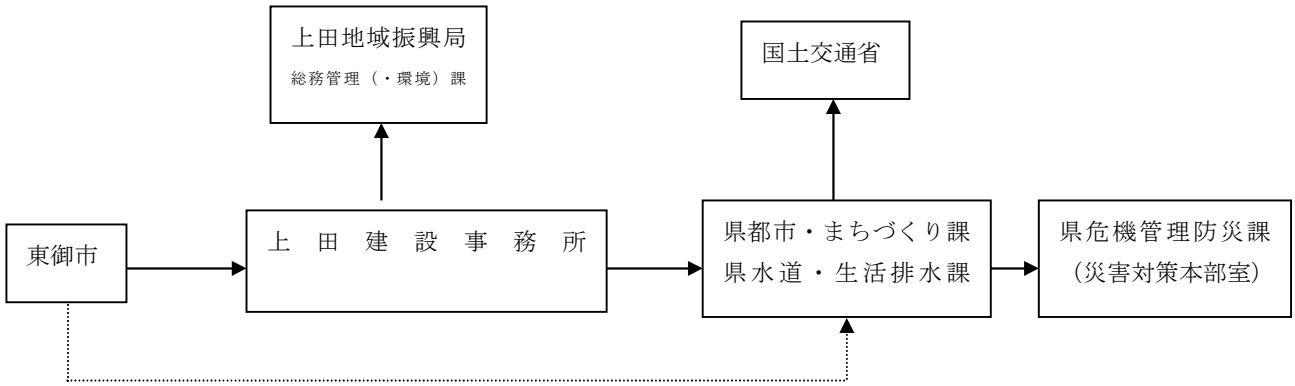

(8) 水道施設被害状況報告　　様式 9 号

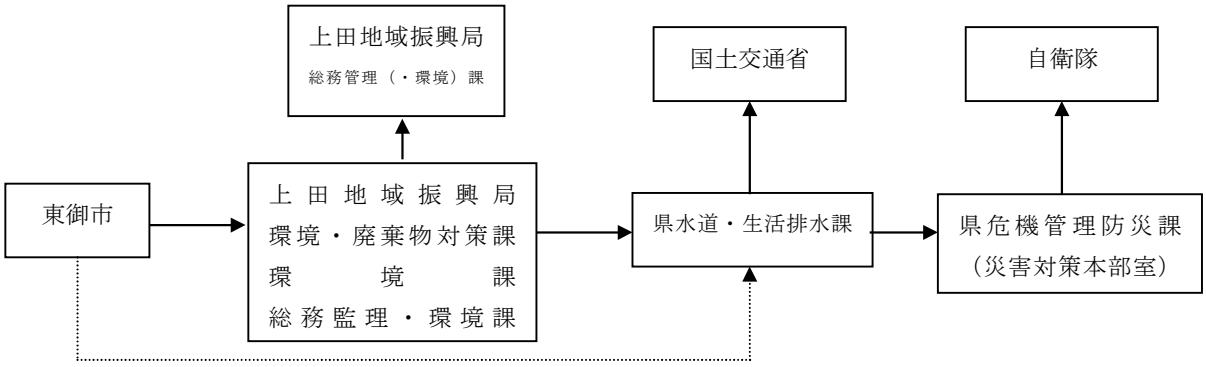

(9) 廃棄物処理施設被害状況報告　　様式 10 号

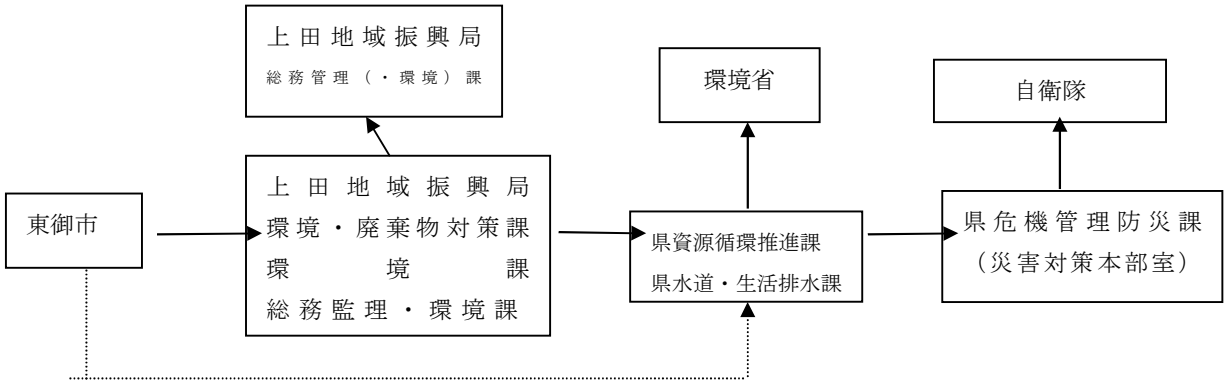

（10）感染症関係報告　　様式 11 号

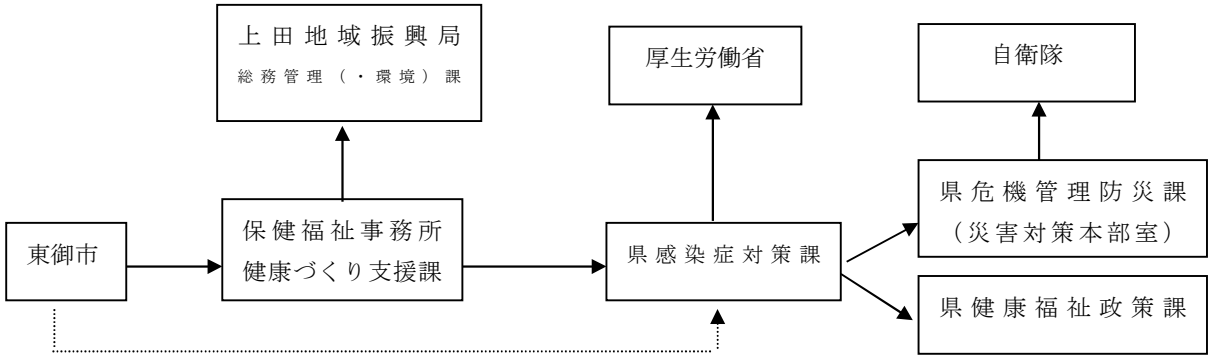

（11）医療施設関係被害状況報告　様式 12 号

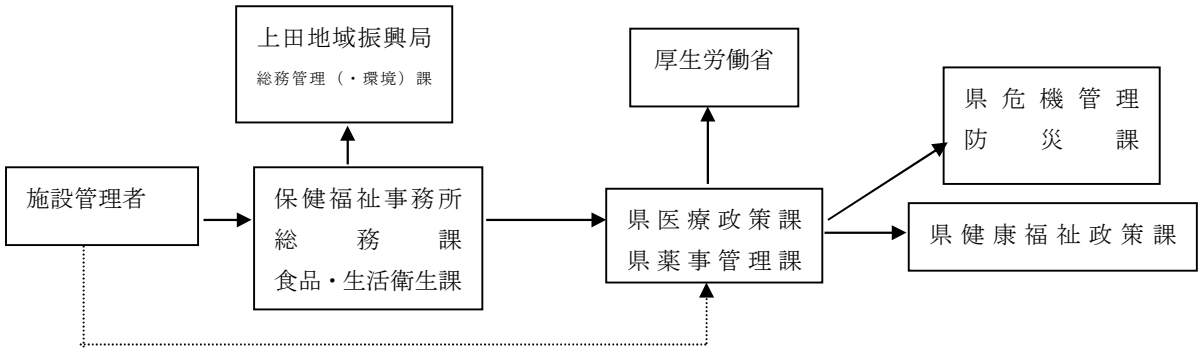

（12）商工関係被害状況報告　様式 13 号

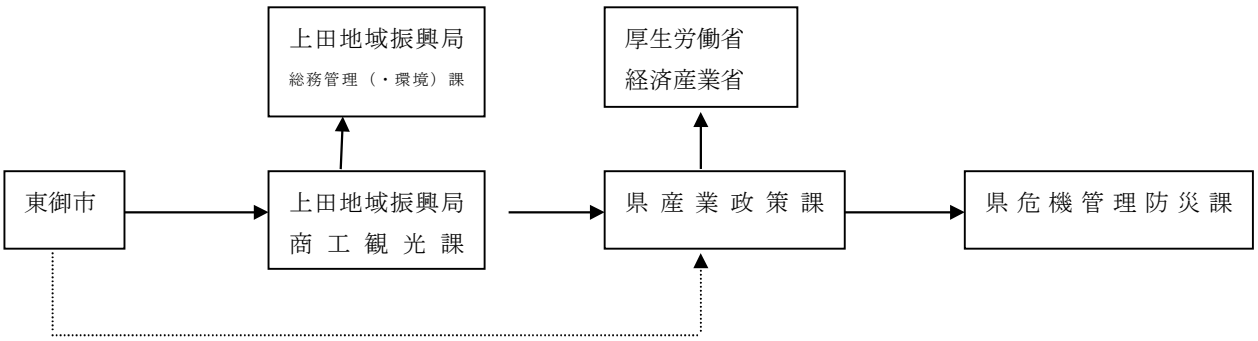

（13）観光施設被害状況報告　様式 14 号

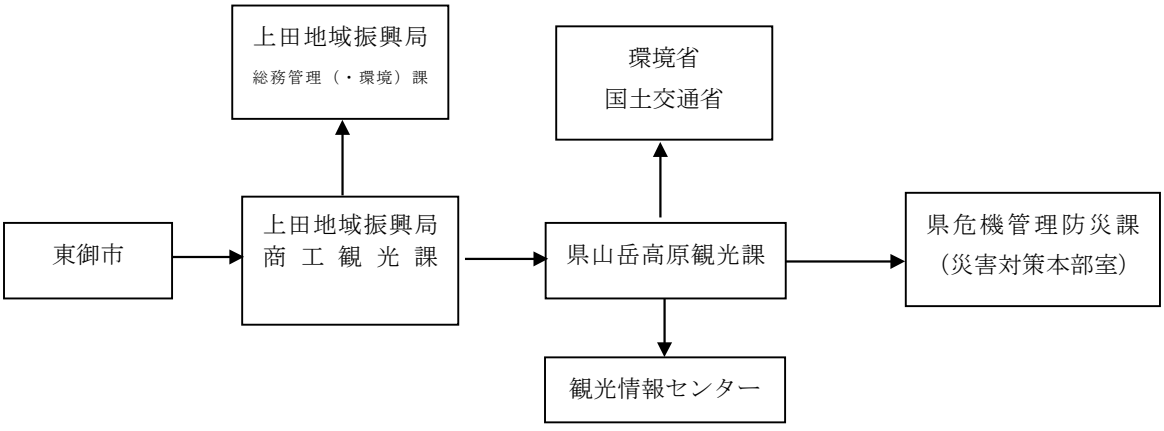

（14）教育関係被害状況報告　　様式 15 号

ア　市施設

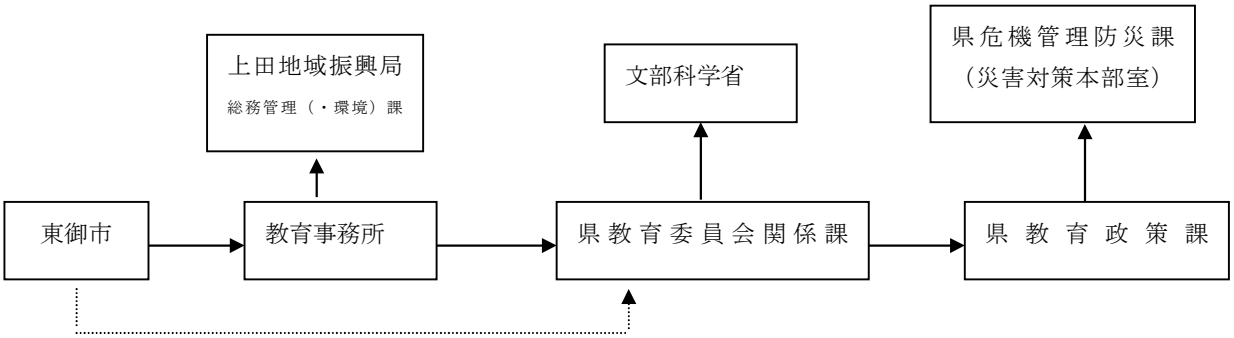

イ　県施設

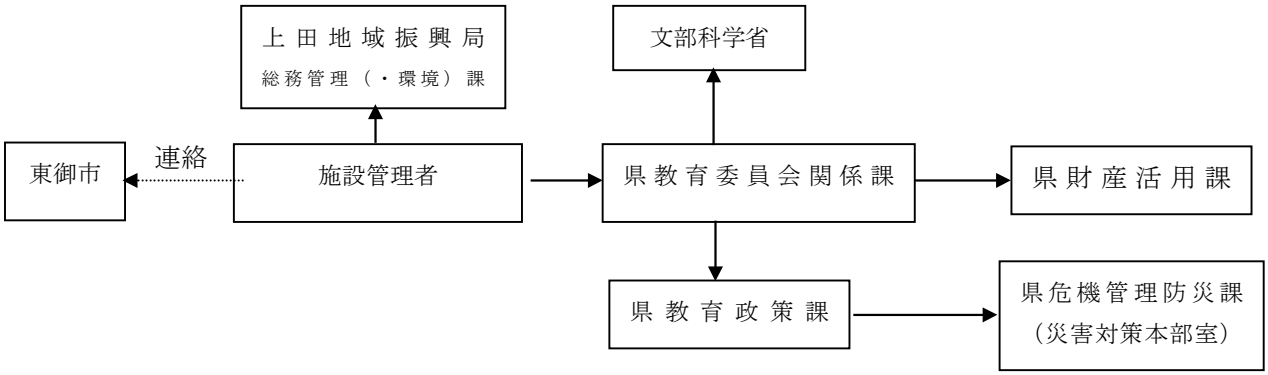

ウ　文化財

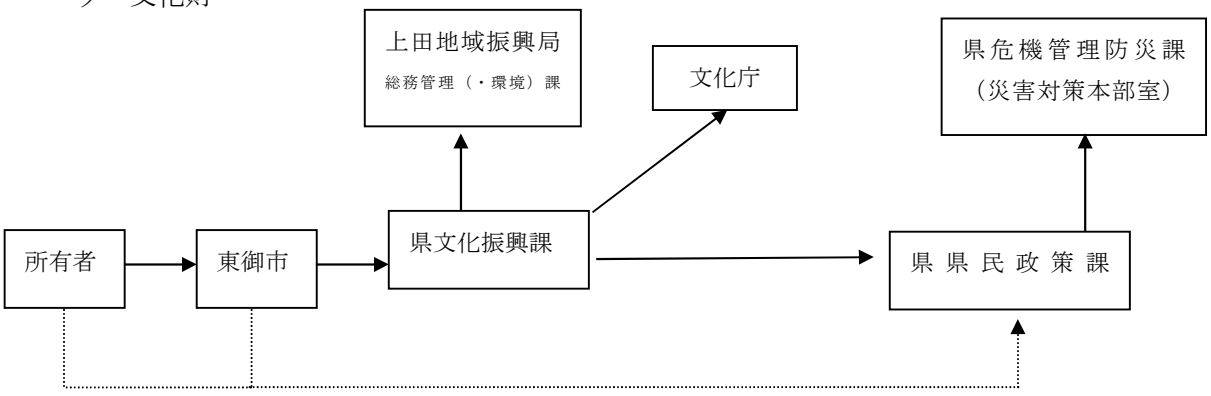

（15）県有財産（企業財産を含む）被害状況報告　様式 16 号

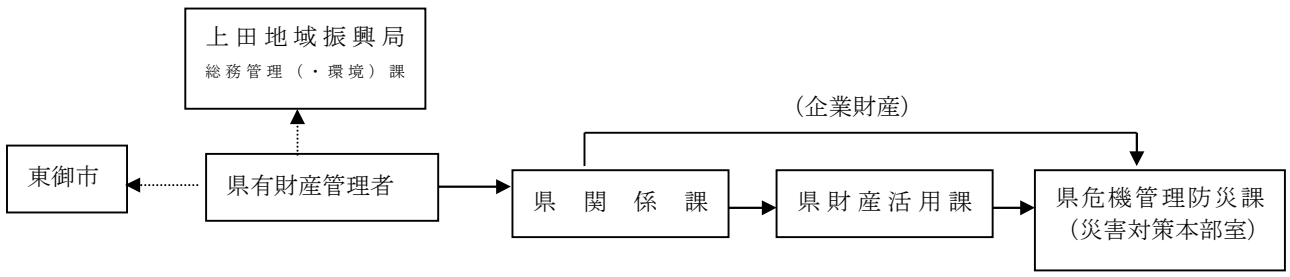

(16) 市有財産の被害状況報告　　様式 17 号

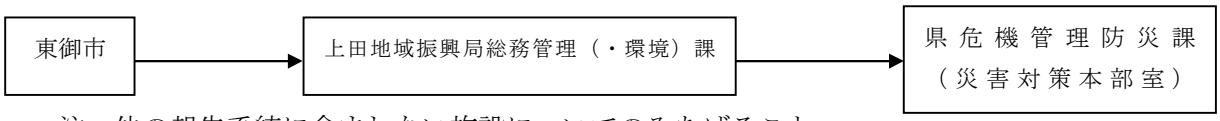

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告　様式 18 号

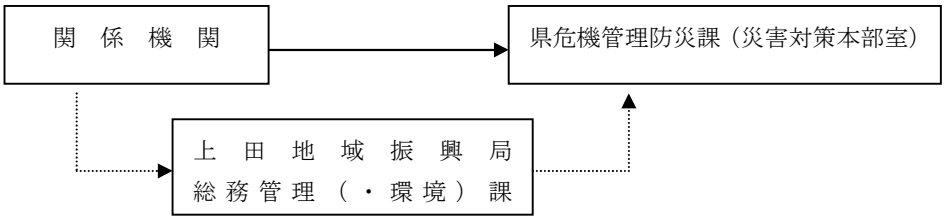

注：破線は上田地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

(18) 火災即報　　様式 19 号

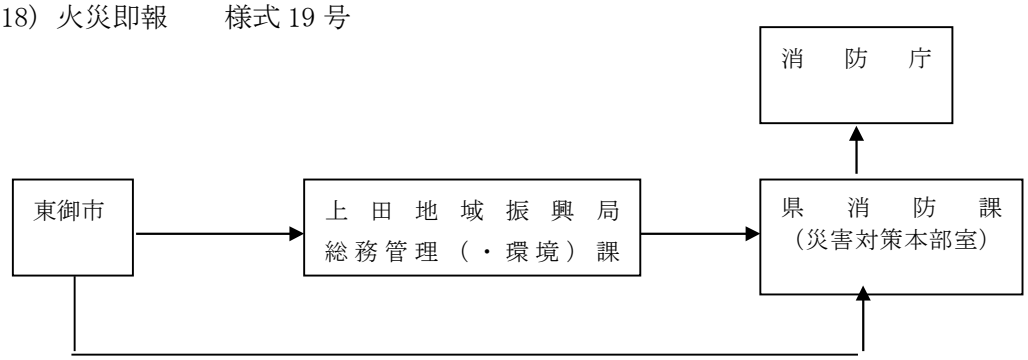

(19) 火災等即報（危険物に係る事故）

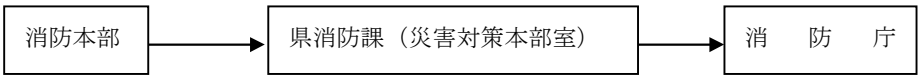

(20) 警察調査被害状況報告　　様式 20 号

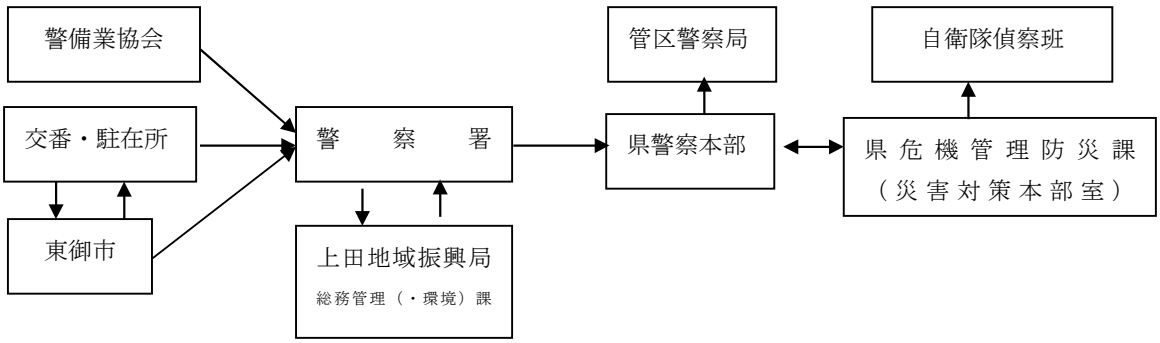

(21) 被害状況総合報告　　様式 21 号

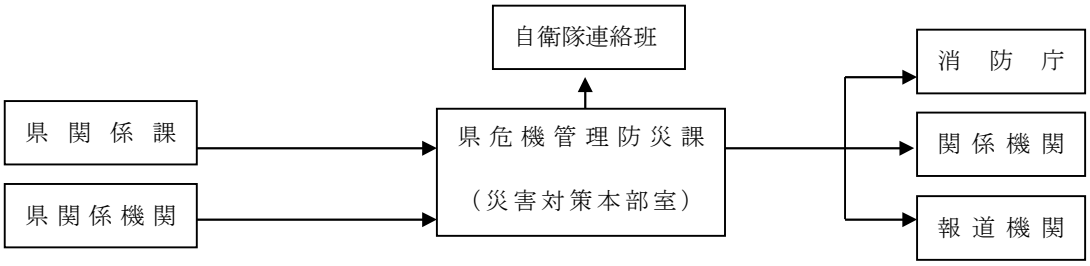

注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報

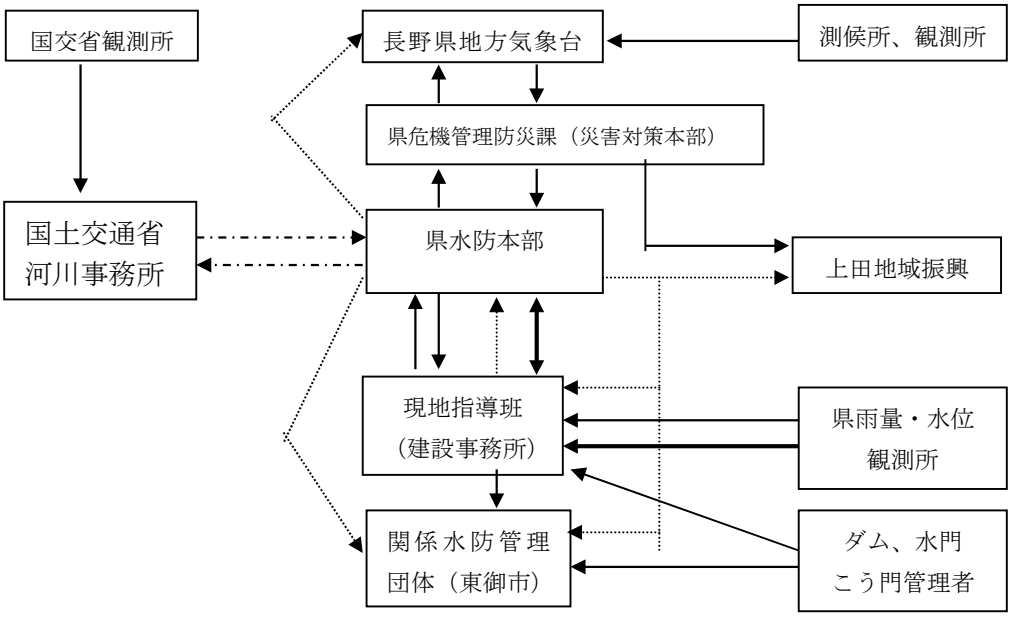

―― はオンライン配信又はNTT ファクシミリ等による伝達を示す。
…… はファクシミリによる伝達を示す。
━━ は長野県水防情報システムを示す。
-·-·- 統一河川情報システムを示す。
…… は長野県ＨＰ「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第３節　非常参集職員の活動

第１　基本方針

市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害応急対策を迅速にかつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第２　主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

なお、災害対策本部設置場所が被災した場合は、周辺庁舎、関係出先機関の庁舎を当てるものとする。

第３　活動の内容

１　市の実施対策（全部等）

(1) 責務

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・東御市）及び県広域受援計画の定めるところにより、県及び他の市町村・指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制

ア　災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の初動体制をとる

活動体制（職員参集）	役割	本部員等	設置及び参集基準（いずれかを満たした場合）◎は自動参集
事前体制	○災害発生前の体制で災害発生の危険性に関する情報収集等を行う。(警戒一次参集の事前対策)	右欄の基準に該当した時から、警報が解除された時、又は総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	◎大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等警報発表時 ○その他総務部長が必要と認めた時
一次体制	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う	総務部長、総務課長、企画振興課長、農林課長、建設課長	○次に掲げるいずれかの場合で、総務部長が必要と認めたとき ・市内震度３の地震発生時 ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等警報発表時 ・林野火災における空中消火実施時
二次体制（災害警戒本部設置）	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。	本部長：副市長（対応できない場合は総務部長） 本部員：全部長 （全課長は、部長等の指示により行動（職場待機、自宅待機等)）	◎市内震度４及び５弱の地震発生時 ○次に掲げるいずれかの場合で、副市長が必要と認めたとき ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等警報発表時 ・噴火警戒レベル２(火口周辺規制)発表時＜レベル未導入の火山は火口周辺警報（火口周辺危険）発表時＞

			・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「緊急事態※」が発生した場合 ・林野火災における空中消火実施 ・住家被害が想定される災害が発生した場合
三次体制 （災害対策本部設置）	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：市長（対応できない場合は①副市長②教育長） 副本部長：副市長、教育長 本部員：全部長 （全課長、全係長は、本部の指示により行動）	◎市内震度5強の地震発生時 ○次に掲げるいずれかの場合で、市長が必要と認めたとき ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）発表時 ・噴火警戒レベル3（入山規制）発表時＜レベル未導入の火山は火口周辺警報（入山危険）発表時＞ ・噴火速報発表時 ・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「敷地内緊急事態※」が発生した場合 ・今後、特別警報の発表並びに住家被害及び死者が想定される大規模な災害の発生が予想される場合
四次体制 （災害対策本部設置） 「緊急体制」または「全員体制」	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：市長（対応できない場合は①副市長②教育長） 副本部長：副市長、教育長 本部員：全部長 （全職員は、本部の指示により行動）	【緊急体制】 ◎市内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ◎特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪等）の発表時 ○次に掲げるいずれかの場合で、市長が必要と認めたとき ・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表時 ・柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ・複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要な場合 【全員体制】 ◎市内震度6強又は7の地震発生時 ○次に掲げるいずれかの場合で、市長が必要と認めたとき ・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪等）の発表時 ・噴火警戒レベル5（避難）発表時＜レベル未導入の火山は噴火警報（居住地域厳重警戒）発表時＞ ・市内において、原子力緊急事態に伴う屋内避難又は避難が必要となった場合

イ　各体制の職員参集について、各部等が、あらかじめ活動する人員を定めておく。
別表：東御市災害対策本部・分掌事務

ウ　職員参集は状況変化に応じて、各部の判断で拡大、縮小する。

(3) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

ア　伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

（ア）勤務時間内

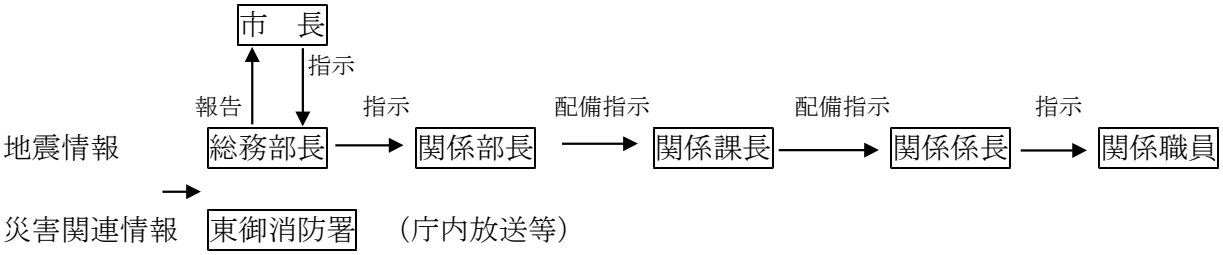

（イ）勤務時間外

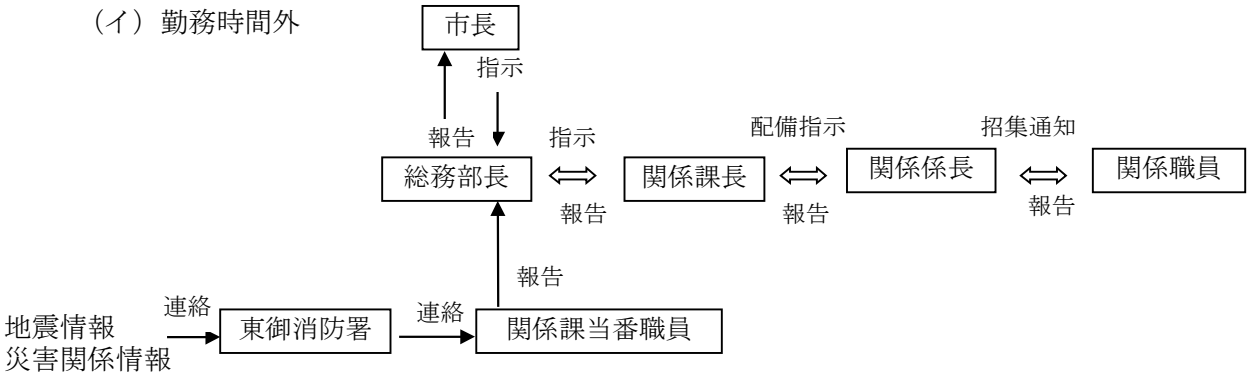

イ　伝達方法

（ア）勤務時間内

庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

（イ）勤務時間外

携帯電話、電話、緊急情報等メール配信、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

ウ　配備担当者の決定

関係部長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

関係部長は、職員の配置をしたときは、その状況を本部長に報告するものとする。

エ　自主参集

職員は、災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

(4) 災害警戒本部の活動

ア　設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、設置及び参集基準に基づき、災害警戒本部を設置する。

本部長は副市長とし、本部長に事故あるときは本部員（総務部長）がその職務を代行するものとする。

イ　体制の種別

副市長は、災害警戒本部を設置したときは、二次体制をとる。

ウ　災害警戒本部の組織

災害警戒本部は次のとおりとする。

本部長	副市長
本部員	総務部長、企画振興部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育部長、議会事務局長・監査委員事務局長、市民病院事務長

エ　災害警戒本部の活動要領

災害警戒本部は、市役所本館内に置き、防災気象情報等、河川情報、各部課が収集する現地の状況、活動状況等の情報を取りまとめ、本部長に報告する。

災害警戒本部が設置された場合、各部課の事務分掌は、「東御市災害対策本部・分掌事務」に定めるところによる。

オ　解散基準

副市長は、次の基準により、災害警戒本部を解散する。

a　災害対策本部が設置されたとき。

b　災害の危険が解消したと認められたとき。

c　その他災害警戒本部の設置を不要と認めたとき。

(5) 災害対策本部の活動

ア　設置基準

市長は、活動体制における非常体制、緊急体制及び全体体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき並びに市に震度6弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置する。(資料4参照)

本部長は市長とし、本部長に事故あるときは副本部長（副市長等）がその職務を代行するものとする。

イ　体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、活動体制における三次体制、四次体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ　本部の組織

市本部の組織

本部の組織等は、分掌事務に定めるところによる。

(別表：東御市災害対策本部・分掌事務)

a　本部を設置したときは、直ちにその旨を関係者に報告及び公表するものとする。

また、本部の廃止のときも同様とする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
上田地域振興局	電話・ＦＡＸ等	本部室情報通信班
報道機関	電話・ＦＸＡ・口頭等	本部室情報通信班
一般住民	緊急情報等メール配信、 報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）	本部室情報通信班

(防災関係機関一覧表　資料46参照　　報道機関一覧表　資料46参照)

b　本部を設置したときは、「東御市災害対策本部」の標示をするものとし、職員は腕章を着用する。(資料32参照)

エ　本部の活動要領

a　災害対策本部は、市役所本館内に置く。

b　災害対策本部の要員は、あらかじめ指名された職員から構成する。

c　各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部長に報告するものとする。

d　総括本部員は、災害の状況、当該災害についての市の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。

e　各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

f　本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

g　各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部に常駐させるものとする。

オ　本部員会議

a　本部員会議は、本部長が指定する場所で開催するものとする。

b　各部長は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

c　各部長は、本部員会議の招集を必要とするときは、本部長に申し出る。

カ　現地指揮本部の設置

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地指揮本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

本部長は、職員のうちから現地指揮本部員を指名し、現地へ派遣する。

a　現地指揮本部の開設

① 現地指揮本部を開設したときは、立看板、のぼり旗等で表示する。

② 現地指揮本部には、東御市防災行政無線移動局、消防無線、ＮＴＴ仮設電話等の通信設備を設置して、常に災害対策本部と緊密な連絡をとるものとする。

b　現地指揮本部の責務

①　災害の状況、全出動部隊の活動状況を的確に把握する。

②　出動機関相互の指揮及び情報連絡体制の統括を図る。

③　入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

キ　本部の廃止

本部長は、市の地域において災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部は廃止するものとする。

①　災害救助法による応急救助が完了したとき

②　避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

③　災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

④　被害数値がおおむね確定したとき

⑤　その他、災害応急対策から災害復旧対策に移行できると判断できるとき

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

東御市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡を取るものとする。

別表　東御市災害対策本部組織・分掌事務については、震災対策編第３章「災害応急対策計画」第２節「非常参集職員の活動」を参照

第４節　広域相互応援活動

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２　主な活動

(1) 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
(2) 災害時に速やかな応援体制を整える。
(3) 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
(4) 応援活動に伴う経費を負担する。

第３　活動の内容

１　応援要請

(1) 基本方針

市は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）消防に関する応援要請

ａ　県内市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。　（資料６参照）

ｂ　他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

（ａ）緊急消防援助隊

（ｂ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

（ｃ）その他、他都道府県からの消防隊

（イ）消防以外に関する応援要請

ａ　他市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村長の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。（資料７参照）

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。（資料７参照）

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

＜応援の要請事項＞

○　応援を求める理由及び災害の状況
○　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
○　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
○　その他必要な事項

ｂ　県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。（資料６参照）

ｃ　指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣要請、又はあっせんを求める。（資料６参照）

イ　公共機関及びその他事業者が実施する対策

公共機関及びその他事業者は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

２　応援体制の整備

(1) 基本方針

ア　相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請ができない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ

暇がないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ　県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）情報収集及び応援体制の確立

a　市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

b　県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

c　県及び市は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。

（イ）指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

（ウ）自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

（エ）自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ　長野県合同災害支援チームが実施する対策

（ア）県及び市は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

（イ）主な支援内容は以下のとおり。

a　被災県等への職員派遣及び物資の提供

b　被災者の受入及び施設の提供

（a）県内医療機関での傷病者の受入

（b）県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c　その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3　受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

（イ）応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

〈資料 34 参照〉

（ウ）県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

4　経費の負担

(1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。
〈災害対策基本法施行令第 18 条〉

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統　→震災対策編　参照

第５節　ヘリコプターの運用計画

第１　基本方針

災害時には陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第２　主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

２　市はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続きを行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第３　活動の内容

１　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

種別	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ﾍﾞﾙ412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ﾚｵﾅﾙﾄﾞ AW139	14	○		○	○
	ﾚｵﾅﾙﾄﾞ AW139	14	○		○	○
広域航空消防応援ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁 ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

２　出動手続きの実施

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする。

（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(1) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。急を要する場合は口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）

・災害の状況と活動の具体的内容
　（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
・活動に必要な資機材等
・ヘリポート及び給油体制
・要請者、現場責任者及び連絡方法
・資機材等の準備状況
・気象状況
・ヘリコプターの誘導方法

・他のヘリコプターの活動状況
・その他必要な事項（資料 34 参照）

（イ）県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。

（ウ）傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

（エ）連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

（別記）

ヘリコプター要請手続要領

1　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

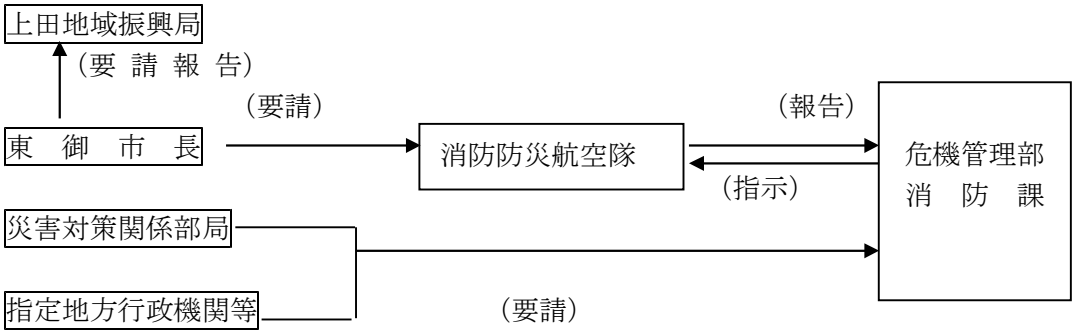

※　連絡用無線　消防デジタル無線　152.81MHｚ
呼び出し名称「しょうぼうながのけんあるぷす１（いち）」

2　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

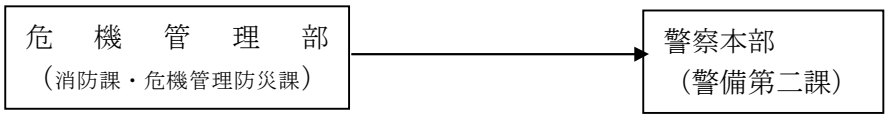

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

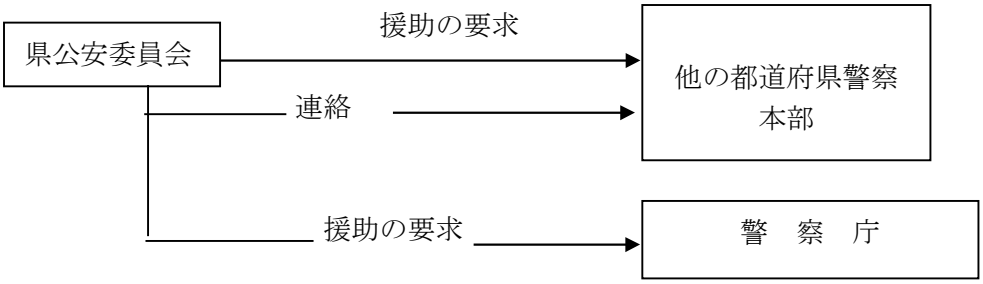

3　広域航空消防応援ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。　（資料 34 参照）

(1) 広域航空応援要請手順

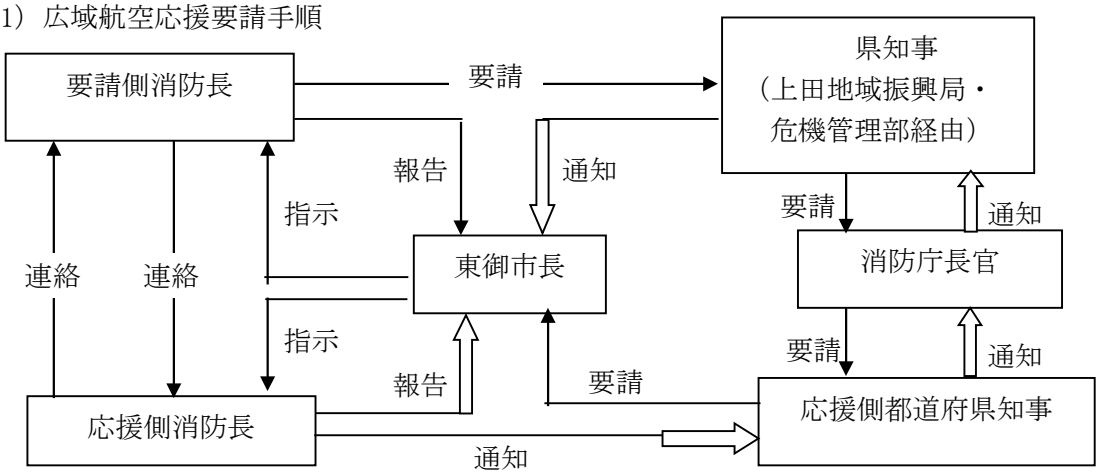

4　自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第６節「自衛隊の災害派遣」による。

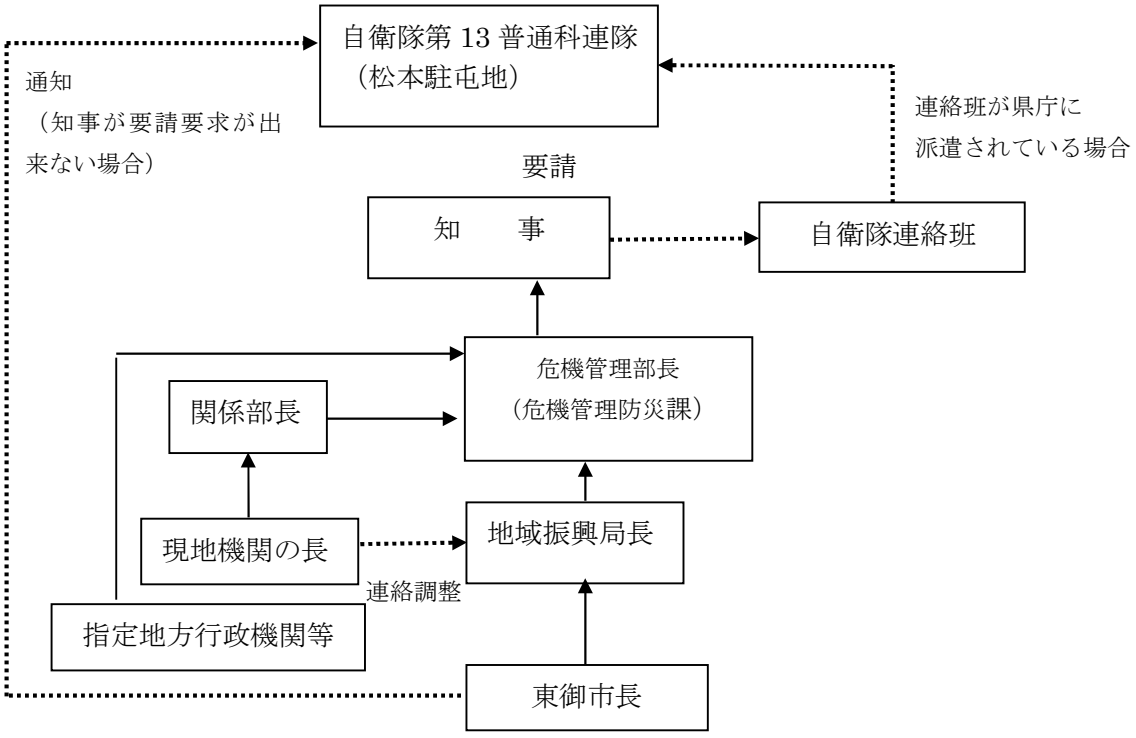

5　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

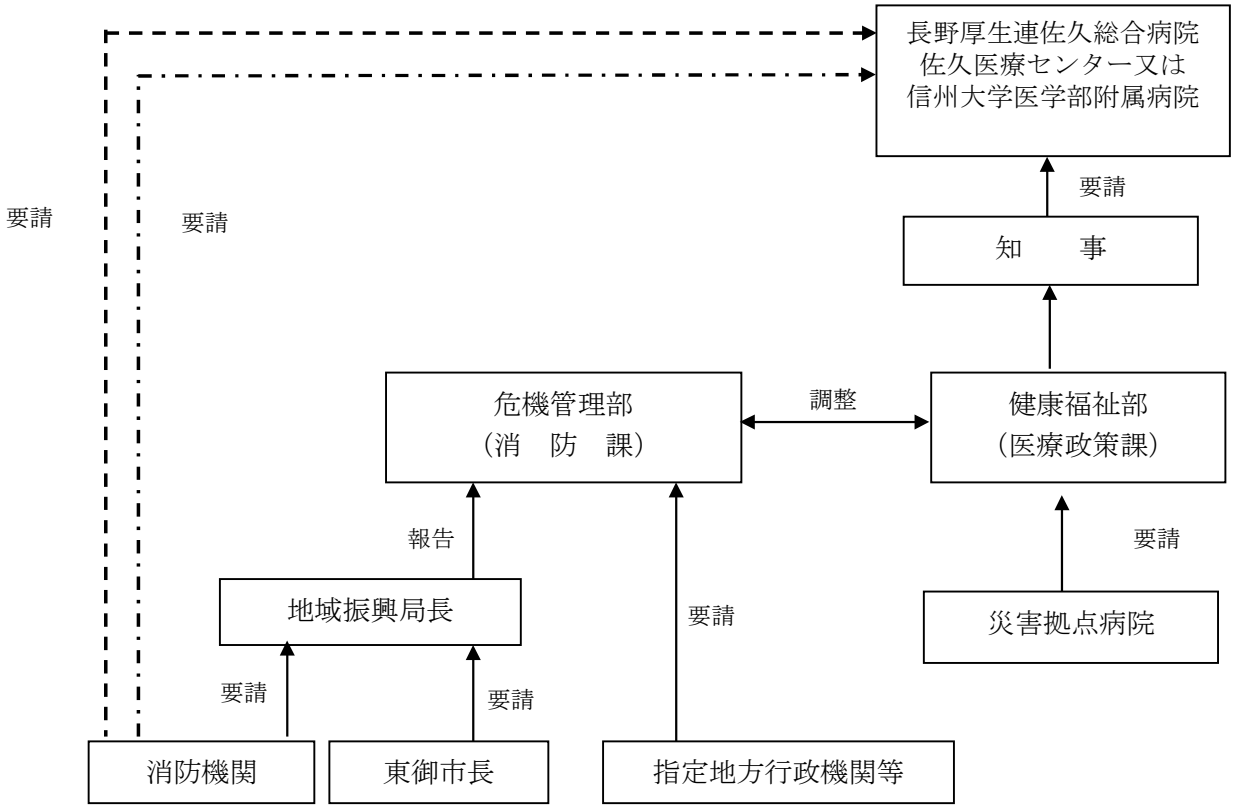

第６節　自衛隊の災害派遣

第１　基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第 83 条第１項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第 68 条の２に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第２　主な活動

１　自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
２　派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
３　派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
４　派遣に要した経費の負担について定める。

第３　活動の内容

１　派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、災害情報の収集を速やかに行い、必要と認めた場合は直ちに上田地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を地域振興局長もしくは警察署長に連絡する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）派遣の要請

a　要請の要件

（ａ）公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

（ｂ）緊急性

差し迫った必要性があること。

（ｃ）非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b　救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の警戒	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去

応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴施設	被災者に対する給食及び給水、入浴施設
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年 1 月 10 日総理府令第 1 号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

（イ）派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。

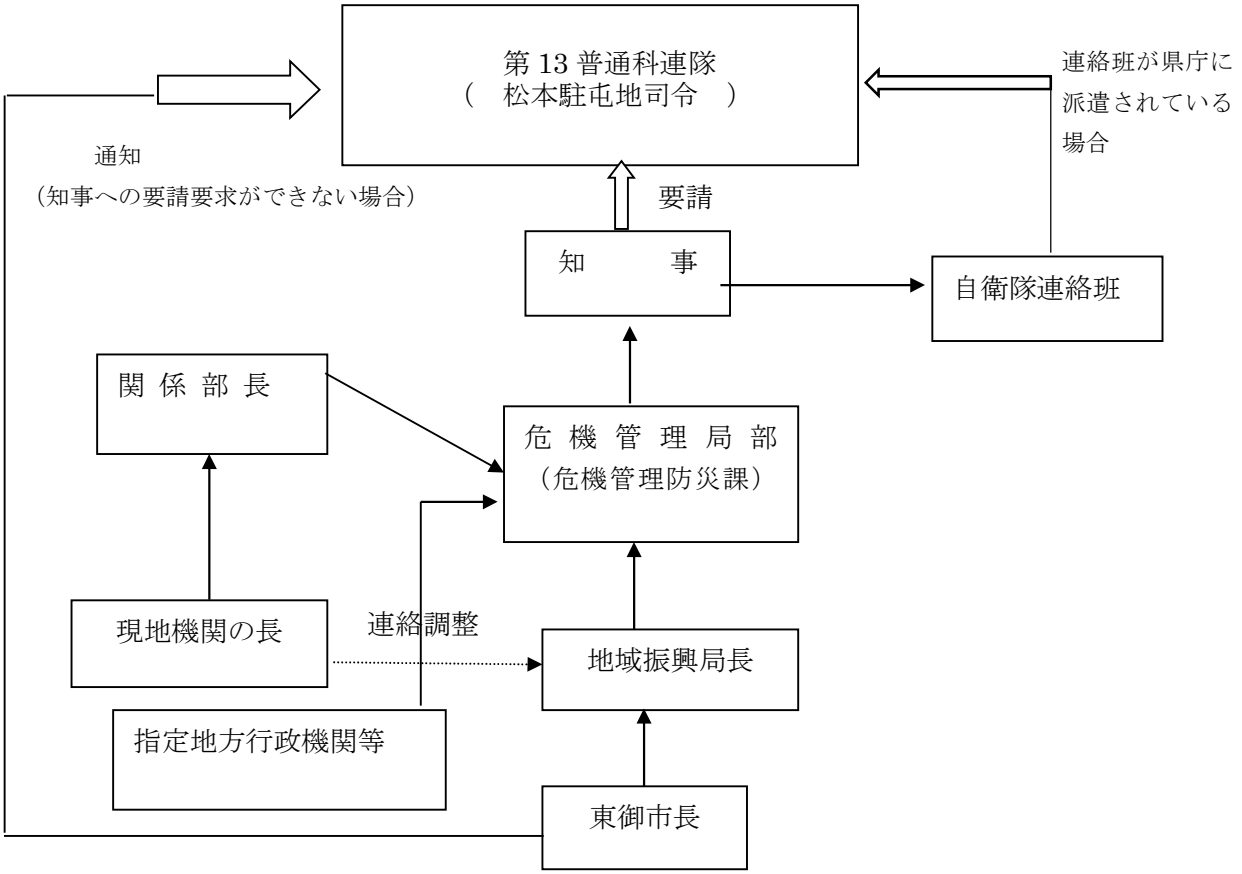

（ウ）市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求める。

（エ）市は、（ウ）により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をする。

（オ）市は、（ウ）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第 13 普通科連隊長 （松本市高宮西１－１）	
連絡先	
時　　間　　内	時　　間　　外
第３科長 ＴＥＬ ＮＴＴ　0263-26-2766（内線 235） 防災行政無線　81-535-79 ＦＡＸ ＮＴＴ　0263-26-2766（内線 239） 防災行政無線　81 - 535-76	駐屯地当直司令 ＴＥＬ ＮＴＴ　0263-26-2766（内線 302） 防災行政無線　81-535-61 ＦＡＸ ＮＴＴ　0263-26-2766（内線 239） 防災行政無線　81-535-62

２　派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

（イ）市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

（ウ）市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ　住民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

４　経費の負担

(1) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

（ア）派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

（エ）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備にかかわるものを除く）損害の補償

第７節　救助・救急・医療活動

第１　基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第２　主な活動

１　市、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。

２　市は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第３　活動の内容

１　救助・救急活動

(1) 基本方針

市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・健康推進課・市民病院・みまき温泉診療所・東御消防署）

（ア）　市の消防計画における救助・救急計画等の基づき、上田警察署、医療機関等と連携して、的確にかつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

（イ）　必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第３節広域相互応援活動」及び「第５節自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

（ウ）　消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

（エ）消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

（オ）　消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

（カ）　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第４節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害拠点病院である国立病院機構信

州上田医療センターは、あらかじめ救護班を編成し、効果的な救助活動を行うものとする。

（イ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

ウ　住民、自主防災組織が実施する対策

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2　医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動　の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（健康推進課・市民病院）

（ア）地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。

（イ）管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

（ウ）医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

（エ）必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

（オ）医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

a 市内医療機関の状況

（資料 43 参照）

b 災害用医薬品の保管場所は、次記に掲げる薬局又は薬店とする。（県防災計画抜粋）

（資料 44 参照）

イ　関係機関が実施する対策

（ア）医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

（イ）日本赤十字社東御市地区長は、要請があったときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

（ウ）小県医師会、小県歯科医師会等は救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。

〈救護班等の業務内容〉

・負傷の程度の判定
・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
・救急処置の実施
・救急活動の記録
・遺体の検案
・その他必要な事項

（エ）災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチーム編成し、医療救護活動を実施する。

（オ）災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。

（カ）上田薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。

（キ）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

（ク）長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。

（ケ）（公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行う。

（コ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。

ウ　住民が実施する対策

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第８節　消防・水防活動

第１　基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは充分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　主な活動

１　火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

２　洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第３　活動の内容

１　消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策〈総務課・東御消防署〉

（ア）消防活動関係

ａ　出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。広報については、第 28 節「災害広報活動」により行う。

ｂ　情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ｃ　応援要請等

（ａ）市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行う。

（ｂ）市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

（イ）救助・救急活動

大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ　住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

（ア）出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱に十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は避難の際ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

（イ）救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

２　水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎょし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確な判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・農林課・東御消防署）

（ア）監視・警戒活動

水防管理者〈市長〉は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

（イ）通報・連絡

水防管理者〈市長〉は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、ただちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

（ウ）水防活動の実施

水防管理者〈市長〉は、損壊箇所又は危険な状態になった箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

（エ）応援による水防活動の実施

a　市長〈水防管理者〉は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみで対処できない、又は対処できないことが予測されるなど緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊災害派遣活動」により行う。

b　市長〈水防管理者〉は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

東御市水防活動計画

1　雨量水位の通報

(1) 雨量通報

ア　雨量等情報把握

従来市内には気象庁アメダス観測所、県の雨量観測所の2箇所が存在していたが、これだけでは近年の局地的な豪雨を捕捉することは難しくなっていた。短時間の大雨は4から5㎞四方という狭い範囲に降ることが特徴であり、これを捕捉・監視するには、雨域の大きさと同等以下の観測網を整備する必要があり、市では、平成27年7月から新たに全地区を網羅する4箇所に雨量計等を設置し、既存2箇所の観測所を併せ、観測地点ごとにリアルタイムに雨量情報等を収集・分析し、市ホームページ等を通じ市民等に情報提供を行うとともに、雨量予測等を踏まえ避難指示等の的確な判断材料とするため、防災気象情報システムを構築して防災・水防対策を図っている。

雨量等の観測地点場所は資料20参照

イ　県及び関係機関との連絡と資料収集

総務課は、県及び関係機関と相互に連絡を取り、雨量等気象状況の資料収集に努める。

(2) 水位報告

増水状況の調査

気象状況により相当の雨量があると認めるときは、市内の各河川、池等の増水状況を東御消防署及び消防団等において次表河川を調査し、関係機関に通報する。

調査担当河川〈消防団〉

	河川名	区間	延長	関係集落
第一分団	千曲川	加沢－西海野	6,000m	加沢、常田、田中、西海野、本海野
	所沢川	金井－千曲川	800m	加沢
	針の木沢川	県　－千曲川	700m	県、田中
	求女川	新屋－千曲川	2,000m	県
	三分川	井高－千曲川	2,000m	県、本海野
	西川	国道－千曲川	500m	本海野
	金原川	海善寺－千曲川	400m	本海野
	成沢川	曽根－千曲川	800m	西海野
	笠石川	西海野－千曲川	300m	西海野
第二分団	千曲川	赤岩－桜井	3,000m	赤岩、桜井
	西沢川	原口－千曲川	3,000m	原口、中屋敷、大石、桜井
	大石沢川	赤岩－千曲川	2,000m	赤岩、片羽
	平沢川	赤岩－千曲川	900m	赤岩
	桜沢川	別府－千曲川	3,000m	別府、大石、桜井
	弁天川	原口	150m	原口
第三分団	所沢川	奈良原－金井	6,000m	新張、出場、東町、金井
	三分川	姫子沢－山越	1,000m	姫子沢、釜村田
	祢津東川	油田－求女川	1,000m	東町
	大門川	御堂－求女川	1,000m	東町
第四分団	成沢川	田沢―曽根	3,500m	田沢、栗林、曽根
	三分川	山越－井高	1,000m	井高
	金原川	田沢－海善寺	3,600m	田沢、大川、海善寺
	笠石川	東深井－西海野	1,000m	東深井
	吉田堰	東深井－笠石川	400m	東深井

第五分団	舟木沢川	県道上～合流点	左　170m 右　170m	大日向
第六分団	鹿曲川	玉の井橋上	左　70m	玉の井
	切久保沢川	県道上～合流点	左　300m 右　300m	切久保
	梨木沢川	県道下～合流点	左　200m	畔田

備考　調査及び警備担当区域は分団区域内とするが、災害状況によって特命その他により必要地域に応援するものとする。

イ　水位報告

東御消防署長は、必要により前項について市長に報告する。

2　水防信号

(1) 水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン
第１信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	０休止０休止０休止	約５秒　約１５秒　約５秒　約１５秒 ０－　休止　０－　休止
第２信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	０－０－０ ０－０－０ ０－０－０	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒 ０－　休止　０－　休止
第３信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	０－０－０－０ ０－０－０―０ ０－０－０－０	約１０秒　約５秒　約１０秒　約５秒 ０－　休止　０－　休止
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約１分　約５秒　約１分 ０－　休止　０－

(2) 信号の区分

信号区分	内　容
第１信号	量水標・水位がはん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防関係者は待機
第２信号	消防部及び消防機関に属する者全員が出動作業することを知らせるもの 〈水防資材の手配準備をする〉
第３信号	当該区域に居住するものが出動することを知らせるもの
第４信号	必要と認める区域の居住者に避難のために立ち退くことを知らせるもの 〈非常信号〉

(3) 信号の実施要領

ア　信号は、適宜の時間継続する。

イ　必要により警鐘信号とサイレン信号を併用する。

ウ　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

3　水防用資材の場所と確保

水防用資材の現況は次のとおりであり、平常時にその整備充実に努める。

(1) 水防用資材場所

名称	場所
本海野消防庫	本海野

名称	場所
東御消防署	県

(2) 水防資機材の現状

水防倉庫別備蓄資材一覧表

（資料４５参照）

4　公用負担

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任された者は、水防法第 21 条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、工作物その他物件公用負担を命ずるものとする。

(1) 公用負担命令権証

水防法第 21 条の規定に基づいて、公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出すべきものとする。

第　　号

公　用　負　担　命　令　権　限　証

職　　氏　名

上記の者に東御市管轄区域における、水防法第 21 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水防管理者

東御市長　氏名

(2) 公用負担命令書

公用負担命令の権限を行使する際は、原則として次に示す命令伝票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡すものとする。

第　　号

年　　月　　日　　事務取扱者職氏名

物件名 規格 数量	物件の所有者、管理者又はこれに準ずべき者の住所・氏名		担当員の職氏名	適　　用

印　　切り取り線

公　用　負　担　命　令　伝　票

物件名、規格数量、負担の内容、使用収容処分、水防法第 21 条第 1 項により公用負担を命ずる。

年　　月　　日

水防管理者　東御市長

事務取扱者　　職氏名

殿

5　水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区　分	発　表　区　分
洪　水　注　意　報	基準地点の水位がはん濫注意水位を突破するおそれのあるとき
洪　水　警　報	堤防の決壊、氾濫等により重大な損害が生ずるおそれのあるとき

(2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
水　防　警　報	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき

6　注・警報等の発表及び解除

注・警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときは自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
水　防　警　報	国土交通省千曲川工事事務所	
	上田建設事務所	資料 27 参照

第９節　要配慮者に対する応急活動

第１　基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第２　主な活動

１　要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

４　災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応が取れる体制を確立する。

第３　活動の内容

１　避難受入れ活動

(1) 基本方針

市及び関係機関は、相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課・福祉課）

（ア）高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達なで多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

（イ）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

（ウ）避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a　避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b　避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

d　外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e　情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

（エ）在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a　在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b　物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c　相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d　情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

（オ）応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ　関係機関等が実施する対策

（ア）避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う

なお災害時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

（イ）医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

（ウ）医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2　広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、市の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、市及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ　関係機関等が実施する対策

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県、市等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第 10 節　緊急輸送活動

第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止　③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第 1 段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第 1・2 段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需品物資輸送

第２　主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。

２　被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制の実施を要請し緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。

３　県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。

４　主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回道路確保にも配慮する。

５　輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。

６　支援物資の集積と各指定避難場所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第３　活動の内容

１　緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第 1 次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）道路、橋梁の危険な箇所の把握

ａ　市の管理する道路の措置

災害時の交通施設の確保は重要である。被災地域の交通を確保するため関係機関、団体の協力体制がとれるように事前に十分協議し、応急対策に即応する。

ｂ　危険箇所の報告のための啓蒙指導

災害時の交通確保のため、地域住民の協力体制、組織づくりが重要である。危険箇所の事前調査、災害時の情報伝達が正確、迅速に行われるよう啓蒙指導を行う。

（イ）応急措置

a　市の管理する道路の応急措置と迂回道路の確保

市の管理する道路に被害が出たときは、建設班は直ちに現場を確認し、応急措置を講じ、交通の確保に万全を期するものとする。また応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、消防署、警察署に綿密な連絡調整を図り迂回道路を確保するとともに、案内標識等を設置し万全を期する。

b　応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は県、関係機関、団体、地域住民の協力の下に実施するための応援要請を行う。また建設資機材の調達については、市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定により、即応できる体制を確保する。

2　輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・税務課）

市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

発災後に県及び県警察を通じて緊急通行車両の確認を受ける。

イ　輸送方法

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材、生活必需品物資の輸送の迅速かつ的確を記するため、道路、鉄道、ヘリコプター輸送等の輸送方法を確保する。

ウ　道路輸送

a　人員、物資の優先輸送

避難者及び応急対策要員の移送や、生活必需物資並びに応急対策用資材の輸送を優先して確保するよう努める。

b　庁用車両等の確保

道路輸送のための緊急車両として庁用車両を確保し、車両管理及び輸送のための調整を図る。（資料 37・40 参照）

（a）担当部班

災害対策本部長の命を受けて、庁用車両の確保には総務班があたる。

（b）配車要請

各部長は、庁用車両を必要とするときは本部長に要請する。

（c）車両の配車

総務班は、各部長の要請によって庁用車両の配車を行う。

c　市所有車両の状況

市所有車両一覧表　（資料 37 参照）

d　車両の調達

総務班は、車両調達のため調達先、種別、数量等を一覧表にして保管する。

e　燃料の調達

総務班は、車両用燃料の調達について燃料取り扱い業者と事前に協議して災害発生時に即応できる体制を確保し、調達先、所在地等を一覧表にして保管する。

エ　鉄道輸送

生活必需物資及び応急対策用資機材の輸送に鉄道を使用する場合は、県と密接な連絡調整

を図り、ＪＲ東日本長野支社、しなの鉄道に協力依頼する。

オ　空中輸送

a　道路輸送及び鉄道輸送で、生活必需物資及び応急対策用資機材の輸送が不能な状態と本部長が判断した場合は、県と綿密な連携を図りながらヘリコプターの要請を行う。

b　物資投下が可能な地点の選定

原則として、各小中学校校庭とする。ただし、状況に応じて適宜投下地点を選定する。

c　ヘリコプター発着可能地点の指定確保（ヘリポート）

原則として、東御中央公園グラウンド、八重原グラウンドとする。ただし状況に応じて適宜選定する。　（資料 36 参照）

カ　人力による輸送

自動車及び公共輸送機関の輸送が不能であると本部長が判断した場合は、労務提供者を臨時に雇用し、人力による輸送を実施する。

3　輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）地域内物資運送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効果的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

（イ）市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

第11節　障害物の処理活動

第１　基本方針

発災後は直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者がおこなうものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第２　主な活動

１　障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。

２　除去障害物の集積、処分方法については原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第３　活動の内容

１　障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）実施責任者

災害による障害物は、正常な交通を阻害し、緊急車両の交通確保のため迅速に障害物を取り除くため、本部長の命を受けて都市整備部長が実施責任者となり、警察、消防団及び地域住民の協力の下に実施する。

（イ）障害物除去の対象

a　石土

災害により道路上に押し出された石や土をいう。

b　倒木

災害により道路上に倒れた樹木をいう。

c　その他の障害物

（ウ）放置車両等の移動等

a　道路管理者は道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（エ）実施方法

実施責任者は、障害物の対象によって除去の方法を決定し、関係機関、団体、地域住民の協力の下に実施する。除去に必要な資材、機械器具等の整備、確保に努める。

（オ）応援協力体制

a　市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

b　市だけの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

（イ）障害物の除去の方法

a　緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとする。

b　巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。

c　除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）放置車両等の移動等

a　市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（エ）必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

（オ）応援協力体制

a　各機関限りで実施困難なときは、市長に応援協力を要請するものとする。

b　市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2　除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分はその障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積処分を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（市民課・建設課）

（ア）障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

（イ）応援協力体制

a　市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

b　市だけでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に関わる集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

（イ）障害物の集積、処分の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（ウ）必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

（エ）障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c　障害物が二次災害の原因にならないような場所

d　指定緊急避難場所として指定された場所以外の場所

（オ）応援協力体制

a　各機関限りで実施困難なときは、市長に応援協力を要請するものとする。

b　市からの応援、協力要請があったときは必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第 12 節　避難受入及び情報提供活動

第１　基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第１次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

第２　主な活動

１　避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
２　市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
３　避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
４　市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
５　県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
６　県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
７　県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第３　活動の内容

１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5 段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

※１　市長村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ずしも発令されるものではない。

(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等）

ア　実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
指定避難所の開設、収容	市長		

イ　高齢者等避難、避難指示の意味

○　「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○　「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ　避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等

（ア）　市長の行う措置

「各種マニュアル集 避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。

a　避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

（a）長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域。

（b）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（c）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

（d）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（e）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

（f）河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

（g）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

（h）地すべりにより著しい危険が切迫している地域

（i）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

（j）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

（k）避難路の断たれる危険のある地域

（l）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

（m）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b　高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達する。

（a）　国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、

避難を要すると判断される地域

c　報告（災害対策基本法第 60 条等）

（報告）

市　長 ⟶ 知　事

（地域振興局経由）

（報告様式は第 2 節災害情報の収集、連絡活動第 2 の 3 参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者（市長）の行う措置

a　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b　通知（水防法第 29 条）

（通知）

水防管理者 ⟶ 警察署長

（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

a　洪水のための指示

水防管理者の指示と同じ

b　地すべりのための指示（地すべり防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

（通知）

知事又はその命を受けた職員 ⟶ 警察署長

（エ）警察官の行う措置

a　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

（a）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

（b）市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

（c）市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

（d）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

（e）避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

（f）被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

（g）避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

（h）警察署に一時的に受け入れた避難住民については、指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

（ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断しこれを的確に実施する。

ｂ　報告、通知

（ａ）上記ａ（ｃ）による場合（災害対策基本法第 61 条）

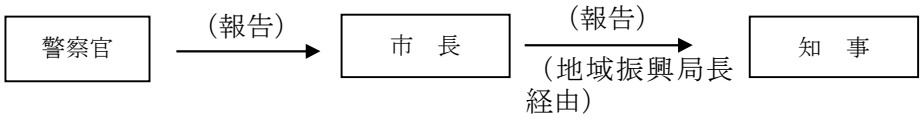

（ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第 4 条）

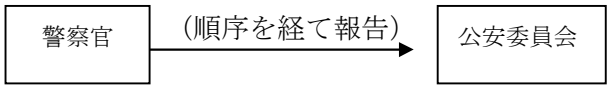

（オ）自衛官

ａ　避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) ａ警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

ｂ　報告（自衛隊法第 94 条）

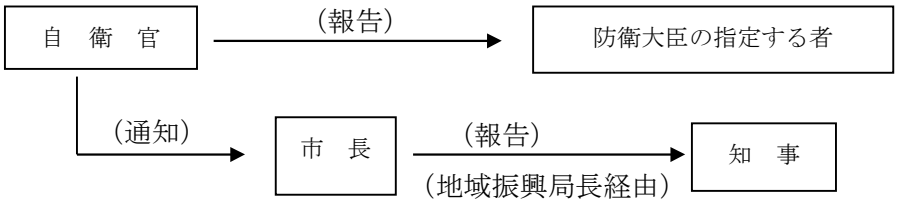

エ　避難指示の時期

上記ウ（ア）ａ（ａ）～（ｊ）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努める。

オ　避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の発令についても同様とする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由
（ク）住民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路又は通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　住民への周知

（ア）避難指示、高齢者等避難の発令を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

（イ）市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図

る。

（ウ）市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要晴を受けた放送機関は危険地域の住民に周知するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

（オ）県及び市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

（カ）高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク　市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行ない、その際、要配慮者に十分配慮する。

（ア）施設の管理者は、災害時において在庁者の避難に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

（イ）避難指示、高齢者等避難の発令は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2　警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・東御消防署）

ア　実施者

（ア）市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）

（イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）

（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

（オ）自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項　市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又

は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

（ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ　上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3　避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等）

ア　実施機関の実施計画

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

（イ）誘導の方法

a　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を明確に指示する。

b　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g　市は避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を経由して県へ応援を要請する。（資料7参照）

i　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明器具を最大限活用する。

j　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

（ウ）避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ　住民が実施する対策

（ア）要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

（イ）任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、（ア）同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあっては、携帯品も食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4　避難所等の開設・運営

(1) 基本方針

市は収容を必要とする被災者の救済のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（関係課等）

（ア）災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

（イ）災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

（ウ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

（エ）避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

（オ）避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

（カ）指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

a　避難者
b　住民
c　自主防災組織
d　他の地方公共団体
e　ボランティア
f　避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

（キ）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（ク）避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

（ケ）避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

（コ）指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで常に良好なものであるよう努める。

a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保

e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況、

(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(d) 洗濯等の頻度

(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等よる巡回の頻度

(f) 暑さ・寒さ対策の必要性

(g) 食料の確保、配食等の状況

(h) し尿及びごみの処理状況

f　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

（サ）指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

　また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。

（シ）指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

（ス）指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（セ）災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

（ソ）指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

a　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。

b　異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。

c　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

d　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

（a）介護職員等の派遣

（b）入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

（c）病院や社会福祉施設等への受入れ

e　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

f　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

（タ）指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

（チ）市教育委員会及び学校長は、地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

（ツ）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（テ）やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（ト）在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

（ナ）車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支 援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、 必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

（ニ）避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

（ヌ）指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。

（ネ）必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。

（イ）被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。

（ウ）日本赤十字社東御市分区は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区と連携を図り被災者救援に協力する。

a　毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

（エ）民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市に提供するものとする。

ウ　住民が実施する計画

指定避難所の管理運営については市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・企画振興課）

（ア）広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求める。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

（イ）広域一時滞在の対応

a 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求める。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

（ア）活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計　画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

（イ）避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定 行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

6　住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

（イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

（ウ）災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

a　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

b　応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

c　被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

d　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

（エ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

（オ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

（カ）応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7　被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

（ア）市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

（イ）市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

（ウ）市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

（エ）市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる。

（オ）市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報

の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（カ）市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

（イ）指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

（ウ）市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節　孤立地域対策活動

第1　基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

孤立が予想される地域での災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

1　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
2　緊急物資等の輸送
3　道路の応急復旧による生活の確保

第2　主な活動

1　孤立予想地域に対しては連絡を密にし孤立のうむを確認するとともに、被害状況の把握に努める。
2　交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
3　通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員を派遣し、通信手段の確保に努める。
4　陸上輸送が不可能な場合はヘリコプターによる輸送を行う。
5　迂回道路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3　活動の内容

1　孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域に対しては、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素から孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

（ア）交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

（イ）孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2　救助・救出計画

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・福祉課・商工観光課）

（ア）ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
（資料34参照）

（イ）ヘリコプターの要請に際しては、できる限り多くの情報を収集して報告する。

（ウ）負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

（エ）孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて応援協定に基づき対処し、救出を推進する。　（資料 6,7 参照）

3　通信手段の確保

(1) 現状及び課題

ＮＴＴ回線が不通となった場合、市防災行政無線が整備されていない地域にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能になる。情報上の孤立状態を解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ　関係機関が実施する対策（ＮＴＴ東日本㈱）

（ア）携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。

（イ）避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

ウ　住民が実施する対策

農道、林道等使用可能な迂回道路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

4　食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需品の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回道路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

迂回道路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ　住民が実施する対策

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

（イ）住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

5　道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じて最低限度の輸送用道路を確保する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

イ　関係機関が実施する対策

道路管理の責を有する各機関は、迂回道路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節　食料品等の調達供給活動

第１　基本計画

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第２　主な活動

１　市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。

２　備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第３　活動の内容

１　食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市・県の備蓄食料により対応する。

また、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「災害時における大田区と東御市との相互応援に関する協定」、「災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定」及び「災害時における物資の調達に関する協定」に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）市は、計画等で定めた非常用食料必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

（イ）避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）農林水産省

農林水産省は市長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

（イ）米穀販売事業者

「災害救助法及び国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

（ウ）卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

２　食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、

ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。

（イ）市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地域振興局長）に対し食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

（ウ）食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ　関係機関が実施する対策

市の災害対策本部並びに日本赤十字社長野県支部と連携を取り、赤十字ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

ウ　住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
１　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米２００ｇ
２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米３００ｇ

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー

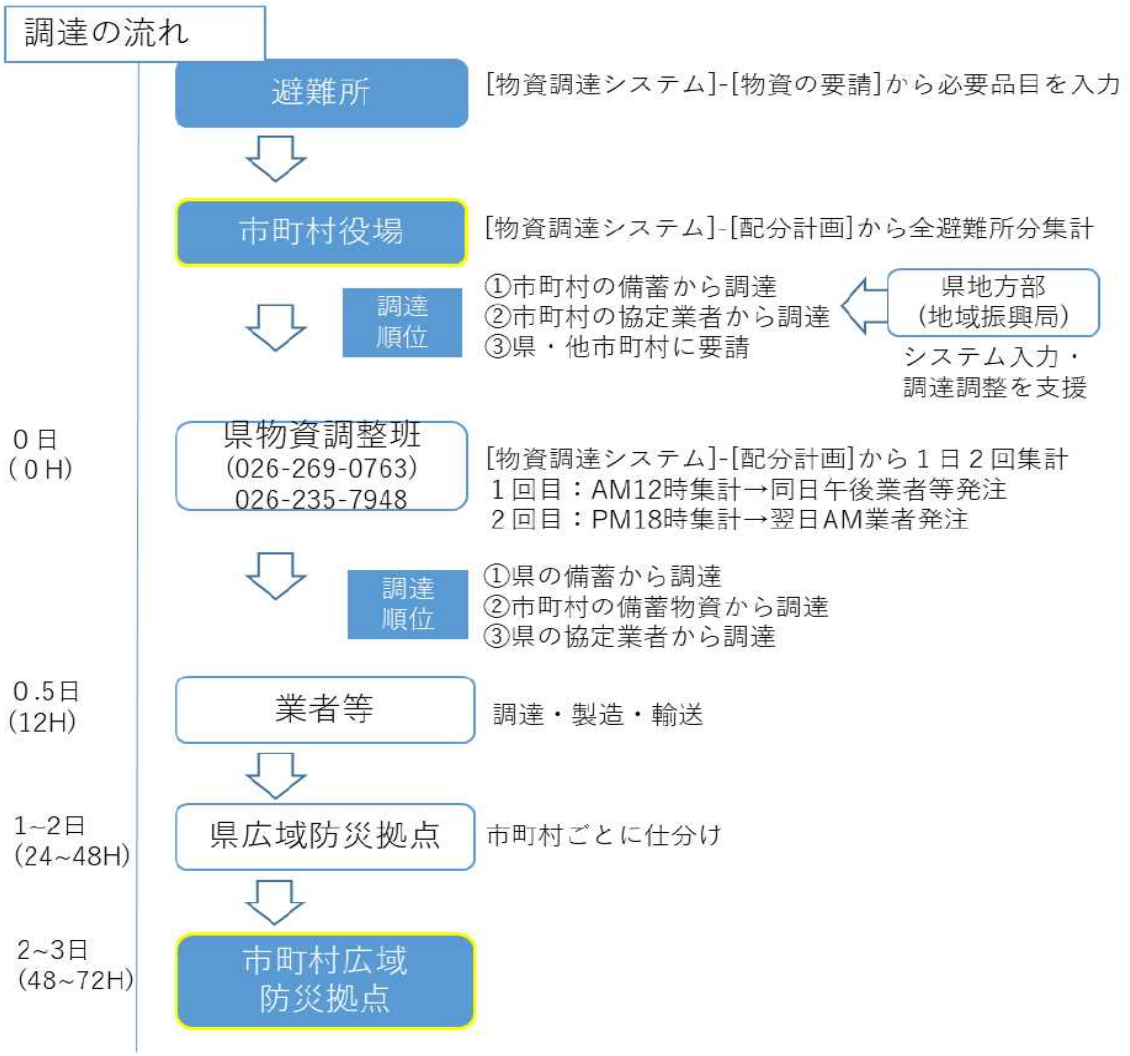

茶碗一杯分（110ｇ換算）

学校名	給食可能量
東部中学校	1,120 食
田中小学校	720 食
滋野小学校	540 食
祢津小学校	540 食
和小学校	720 食
北御牧学校給食センター	500 食

保育園名	給食可能量
田中保育園	150 食
滋野保育園	120 食
祢津保育園	120 食
和保育園	100 食
北御牧保育園	90 食
海野保育園	150 食

第15節　飲料水の調達供給活動

第１　基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防団タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。

第２　主な活動

１　被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。

２　飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第３　活動の内容

１　飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水地の貯留水並びに貯水池、プール等へろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、上田地域広域連合消防本部東御消防署配備の水槽車等による給水依頼や、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課）

（ア）災害により給水施設の破壊あるいは飲料水の枯浸、汚染等により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の供給について実施責任者は都市整備部長とする。

（イ）被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

（ウ）プール等に濾水器を設置し、飲料水の確保を行う。

（エ）市で対応が困難な場合は支援要請を行う。

２　飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し応急給水を実施し飲料水の確保を図る。

また、公営企業管理者（市長）は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課）

（ア）断水地域の把握等、情報の収集を行う。

（イ）出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。

（ウ）給水用具の確認を行う。

（エ）災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防団タンク車、ポリタンク等により、一人１日３リットル以上の飲料水を供給する。

（オ）応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

（カ）被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

（キ）復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

（ク）住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

(3) 給水場所

原則として避難地等とするが、必要に応じて適地を指定する。

(4) 給水方法

a　容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。

b　給水に当たって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。

c　搬送車両、容器の状況

・都市整備部給水車　　2,0001

・消防団タンク車　　3,000 l

・ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(5) ろ過器による給水

a　ろ過器による給水

被災地付近の沼水、河川水、貯水槽、プール及び井戸水をろ過器により、飲料水とする。

上田保健福祉事務所所配置濾水器　2,000 l ／h　1 台

b　給水水利

配水池の水を補給水利として利用する。

c　供給方法

前項に掲げた搬送車両、容器及びろ水器を迅速に応急給水できるよう整備する。

d　応援協力

市において飲料水の供給が困難なときは、近県市町村、県、自衛隊の応援を要請する。(資料 6 参照)

(6) 家庭用水の確保

a　災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、緊急情報等メール配信、㈱エフエムとうみ等を通じ市民に通知する。

b　住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。

第 16 節　生活必需品の調達供給活動

第１　基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

第２　主な活動

市は、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第３　活動の内容

１　生活必需品の調達

(1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・福祉課）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

実施責任者は総務部長とする。

２　生活必需品の供給

(1) 基本方針

市及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

市は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。

イ　関係機関が実施する対策

日本赤十字社東御市地区は、市災害対策本部並びに日本赤十字社長野県支部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（日赤奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第 17 節　保健衛生、感染症予防活動

第１　基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第２　主な活動

１　保健師等による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

２　平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第３　活動の内容

１　保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（健康推進課・子育て支援課）

（ア）被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。

（イ）被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

（ウ）県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、医療機関の受信状況や住まいの状況の確認等を行い継続ケアに努める。

（エ）被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

（イ）看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努めるものとする。

（ウ）栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。

（エ）関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ　住民が実施する対策

（ア）医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

（イ）住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

２　感染症予防活動

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（健康推進課）

（ア）災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

（イ）災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

（ウ）感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

（エ）感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防活動を講じる。

また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

（オ）災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

（カ）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。

（キ）関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、上田保健福祉事務所長を経由して県へ報告する。

（ク）感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。

（ケ）災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。

（コ）避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

イ　住民が実施する対策

（ア）市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第 18 節　遺体の捜索及び対策等の活動

第１　基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第２　主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第３　活動の内容

１　遺体の捜索及び処置

(1) 遺体の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に行う。

(2) 災害時に多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対応を行う。

(3) 多数遺体の検視については、上田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

(4) 検視場所、遺体安置場所等になり得る施設・場所を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

２ 実施計画

(1)　市の実施対策（市民課）

ア　遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ　被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておく。

また、収容に必要な機材を確保する。

ウ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

オ　外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

カ　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

キ　遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

(2)　関係機関が実施する対策

日本赤十字社東御市地区、医師会等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行うものとする。

第19節　廃棄物処理活動

第1　基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災した市によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2　主な活動

1　ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。

2　処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3　活動の内容

1　ごみ、し尿処理対策

被災地における衛生的環境を確保するため、本部長の命を受け生活環境課長が実施責任者となり廃棄物の処理活動を行う。

(1) 実施計画

ア　市の実施対策（生活環境課）

（ア）災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

（イ）被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

（ウ）下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

（エ）生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

（オ）災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

（カ）収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。

（キ）ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

（ク）被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上田地域振興局へ報告する。

イ　住民が実施する対策

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。

搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2　廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市だけでは廃棄物処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。（資料6参照）

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第 20 節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第２　主な活動

１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。

２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第３　活動の内容

１　社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、本部長の命を受け市民生活部長が実施責任者となり関係機関と連絡を密にするとともに適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

２　物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（生活環境課）

（ア）買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

（イ）適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

（ウ）情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

（エ）買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

（オ）管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ　企業等が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ　住民が実施する対策

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第21節　危険物施設等応急活動

第１　基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第２　主な活動

１　危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

２　放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第３　活動の内容

１　共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（市民課）

(ア) 災害時における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ)漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

(ウ)危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(エ)周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(オ)環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(カ)人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ　危険物施設等管理者が実施する主な対策

(ア)危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ)危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

(ウ)危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並び

に被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2　危険物施設の応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア　上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止を命ずる。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれのある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d　危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3　放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、

流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア　市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（市民課・東御消防署）

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同意元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

イ　放射線同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

（ア）放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

（イ）放射線障害の危険のある地域（放射線量１ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

（ウ）放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を取る。

（エ）放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

（オ）放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。

（カ）事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第22節　電気施設応急活動

第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

○　早期復旧による迅速な供給開始

○　感電事故や供給再開による火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進する。

第２　主な活動

１　職員、電気工事事業者、中部電力㈱による総合的な復旧体制を確立する。

２　復旧用資機材、輸送手段を確保し復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。

３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第３　活動の内容

１　応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

商工観光課長が実施責任者となり被害状況を早急に把握し、供給先の中部電力㈱との連携により早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

電力会社からの要請に基づき、コミュニティＦＭラジオ等により、住民に対する広報活動を行う。

イ　中部電力㈱が実施する対策

（ア）計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。

（イ）被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧対策を確立するものとする。

（ウ）電力各社との連携を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

２　迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア　関係機関が実施する対策

県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

３　二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

県及び、電力会社からの要請に基づき、市の有線放送、防災無線により、住民に対する広報活動を行う。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

a　停電による社会不安除去に関する事項

・停電の区域

・復旧の見通し

b　感電等の事故防止に関する事項

・垂れ下がった電線に触れないこと

・断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

c　送電再開時の火災予防に関する事項

・電熱器具等の開放確認

・ガスの漏洩確認

（イ）広報にあたっては、広報車、チラシ等を利用して積極的に行うとともにテレビ、ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や緊急情報等メール配信・防災無線・㈱ＦＭとうみを活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

（ウ）需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節　都市ガス施設応急活動

第1　基本方針

ガス漏洩による火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受け入れ体制を整備する。

第2　主な活動

1　巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早急に把握する。その上で、復旧計画を策定し応急復旧活動を行う。

2　復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3　活動の内容

1　都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早急に把握する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課・建設課）

（ア）市道の被害状況の把握

（イ）掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し２社以上の応急工事がある場合は工事現場が混雑しないための調整の実施

（ウ）住民への広報活動

イ　住民が実施する対策

住民は、ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際は、速やかに関係機関へ通報するものとする。

2　都市ガス施設応急供給計画

(1) 基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともにブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開に努める。

また、可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

ア　事業者が実施する対策

都市ガス事業者は、復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事を実施する。

第 24 節　上水道施設応急活動

第１　基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、公営企業管理者（市長）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事にかかわる許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第２　主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第３　活動の内容

(1) 基本方針

復旧作業については、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては他地区からの応援等が必要になるため復旧要員、資材、機材、重機等を確保し早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課・建設課）

被災の状況により、県及び他市町村への応援要請を行う。

また、他都道府県及び他市町村が被災し本市からの応援が必要と認められる場合は応援活動を行う。

（ア）上下水道班が実施する対策

a　被害状況の把握と復旧計画の策定を行う

b　復旧体制の確立を行う

c　被災の状況により応援要請を行う

d　住民への広報活動を行う

e　指定給水装置工事事業者等との調整を行う

f　必要に応じて長野県水道協議会、上田市、小諸市、立科町、佐久水道企業団へ連絡を行う。

（イ）建設班が実施する対策

公営企業管理者（市長）が実施する区域内道路の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での 2 社以上の工事については工事現場が混雑しないよう調整する。

第25節　下水道施設等応急活動

第1　基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2　主な活動

1　情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。

2　収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。

3　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3　活動の内容

1　情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

市の下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の把握に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課）

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

2　応急対策の実施体制

(1) 基本方針

市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課）

（ア）災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部等の設置等、必要な体制をとる。

（イ）被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

（ウ）災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

3　応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市は備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（上下水道課）

（ア）管渠

a　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

（イ）処理場等

a　停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

b　処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害防止のため止むを得ず緊急的な措置として、速やかに連絡網により連絡をした上でバイパス放流を行う。

c　処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。なお、一時的に汚水を貯留する場合は、廃止した農業集落排水処理場施設等の汚泥貯留槽に貯留する。

イ　関係機関が実施する対策

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、市長の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ　住民が実施する対策

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第 26 節　通信・放送施設応急活動

第１　基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

第２　主な取り組み

１　市は防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。

２　電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。

３　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

第３　計画の内容

１　市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

（イ）通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。

（ウ）停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達・供給を図る。

（エ）孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

（オ）災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

２　電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

ア　被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ　避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

(2) ＮＴＴ東日本㈱及び㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する対策

ア　重要通信の疎通確保

（ア）応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。

（イ）重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

（ウ）非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う対策を講じる。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置（ＮＴＴ東日本㈱）

災害救助法が適用された場合等には避難所等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

ウ　無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置

避難所等における通信確保のため、無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の設置に努める。

エ　携帯電話の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャー)、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ　災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ　情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

3　放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア　【日本放送協会が実施する対策】

（ア）放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとる。

（イ）会館設備

a　演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

（a）　非常用放送施設の開設運用

（b）　非常持ち出し機材・書類の搬出および保管

（c）　必要機材の借用、調達（工事要員を含む)

（d）　連絡系統の確保、非常通信の利用

（e）　施設の応急対策

（f）　その他、電波確保に必要な事項

b　局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用する。

（a）　加入電話

（b）　ＮＨＫの基地局、陸上移動局、簡易無線局

（c）　ＮＴＴ専用線（試験打合、専用線の借用）

（d）　放送回線

（e）　非常通信協議会加盟通信網

（f）　長野県防災行政無線電話通信網

（g）　非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網

（h）　放送電波

（i）　アマチュア無線局

（ウ）被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

a　常設、臨時掲示板による情報提供

b　サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け

c　受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ　【信越放送㈱が実施する対策】

（ア）復旧の優先順位

a　ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保

b　テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保

c　サテライト局の復旧

d　連絡通信網の確保

（イ）ラジオ対策

ａ　ラジオマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。

ｂ　送信所が完全マヒの場合（回復不可能）

（ａ）　応急用代替設備をセットして放送を行う。

（ｂ）　伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の１台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。

ｃ　放送中継網の確保

本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応しる。

（ウ）テレビ対策

ａ　親局（美ヶ原送信所）対策

11CH 確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

ｂ　本社（中継車を含む）が全滅の場合

ＮＴＴ～美ヶ原間にＥＰＵをセットしネット受けに対応する。

ｃ　テレビマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。

ｄ　放送中継網の確保

（ａ）　ＮＴＴ～本社間の回線障害の対策

・キー局の放送波受信により対応する。

・ＮＴＴ～本社間にＥＰＵをセットし対応する。

（ｂ）　ＳＴＬ回線障害の対策

・ＮＴＴ～本社間にＥＰＵをセットし対応する。

ウ　【㈱長野放送が実施する対策】

（ア）本社演奏所設備が被災した場合

ａ　商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図る。

非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。

ｂ　本社～送信所間のＳＴＬ回線が故障した場合は、中継用のＥＰＵを応急に使用する。

ｃ　主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。

ｄ　ＮＴＴ～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのＮＴＴ無線中継所からＦＰＵにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。

（イ）　送信所が被災した場合

ａ　商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA 現用予備２台)で電力供給を図る。

ｂ　現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保する。

ｃ　現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ　【㈱テレビ信州が実施する対策】

（ア）演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をＳＮＧまたはＦＰＵで結び放送を確保する。

（イ）美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間にＦＰＵを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）

（ウ）中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ　【長野朝日放送㈱が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広

報活動に協力する。

（ア）本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。

（イ）送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接ＥＰＵで結び可能な限りの放送を確保する。

（ウ）中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。

（エ）電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。

（オ）その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ　【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

（ア）演奏所設備の被災、およびＳＴＬ設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設ＳＴＬにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、ＪＦＮ加盟社のＦＭ電波を受信し直接中継する。

（イ）送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は２条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。

（ウ）ＦＭ中継局が被災しあ場合

可搬型非常用ＦＭサテライト装置により速やかに復旧する。

（エ）災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時ＦＭ放送局の開設を検討する。

第 27 節　鉄道施設応急活動

第１　基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため県及び関係機関と密接な連絡をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規定等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第２　主な活動（しなの鉄道㈱）

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第３　活動の内容

１　基本方針

(1) 市

道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での 2 社以上の応急活動がある場合には、工事現場がふくそうしないよう必要に応じ調整する。

(2) しなの鉄道㈱

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図る。そのためには、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

２　実施計画

ア　市の実施対策（商工観光課）

（ア）市は特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市に協力する。

（イ）鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議の上、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2 社以上の応急工事がある場合は、工事現場がふくそうしないよう調整する。

イ　しなの鉄道㈱が実施する対策

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努める。

（ア）被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。

（イ）旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。

（ウ）水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

（エ）災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。

（オ）施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設資材の配備状況及び種別・数量を把握しておく。

第28節　災害広報活動

第１　基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第２　主な活動

１　住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。

２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第３　活動の内容

１　住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

市、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

（ア）　広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、㈱エフエムとうみ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

ａ　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
ｂ　二次災害の防止に関する情報
ｃ　避難所・経路・方法等に関する情報
ｄ　医療機関等の生活関連情報
ｅ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
ｆ　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
ｇ　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
ｈ　安否情報
ｉ　その他必要と認められる情報

イ　放送事業者が実施する対策

（ア）　法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実

施する。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

a　県及び市

b　長野地方気象台

c　日本赤十字社（長野県支部）

（イ）　臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ　報道機関が実施する対策

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ　関係機関が実施する対策

（ア）広報活動

県、市と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2　住民等からの問い合わせ等に対する的確・迅速な対応

(1) 基本方針

市及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

第29節　土砂災害等応急活動

第１　基本方針

風水害により土砂災害が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第２　主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第３　活動の内容

１　大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）　警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。

（イ）　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

（ウ）　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

イ　住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

（イ）地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

（ア）直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

（イ）豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

（ウ）地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

（オ）市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解

除の判断時期等について助言するものとする。

ウ　住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3　土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。

（イ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

（ウ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

（ア）直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

（イ）豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

（ウ）防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

（エ）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

（オ）市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ　住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする

4　がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

（イ）崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

（ウ）必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

（エ）災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断期間等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

（ア）要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

（イ）市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ　住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節　建築物災害応急活動

第１　基本方針

強風又は増水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第２　主な活動

１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第３　活動の内容

１　建築物

(1) 基本方針

強風又は増水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（関係課等）

（ア）市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

（イ）住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

（ウ）必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ　建築物の所有者等が実施する対策

（ア）建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

（イ）安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

２　文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（教育課）

（ア）市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

（イ）国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。

（ウ）被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

イ　所有者が実施する対策

（ア）見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

（イ）文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

（ウ）災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。

（エ）被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第31節　道路及び橋梁応急活動

第１　基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

第２　主な活動

１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開く及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。

２　被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

３　市管理の道路にあっては、東御市建設業協会との間に締結した災害時の応急措置に関する協定により、路上障害物の除去及び被災道路の応急復旧工事を行うよう要請する。

第３　活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、都市整備部長が実施責任者となり早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施する。

（イ）パトロール等の結果をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は当該施設管理者へ通報する。

（ウ）被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回道路等の情報について、立看板等を利用して迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

（エ）パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

（オ）行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

２　関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）市は、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（イ）上信越自動車道が通行不能となった場合は、東日本高速道路株式会社及び県と連携し、

市周辺の通行止めの情報等から判断し、速やかに代替道路を確保する。

（ウ）国道が通行不能となった場合は、長野国道事務所、上田建設事務所と連携し、速やかに代替道路を確保する。

（エ）住民に対して、通行止めの情報を広報する。

第 32 節　河川施設等応急活動

第１　基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧を行う。

１　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
２　水防上必要な資機材の調達体制
３　水門もしくは、閘門の適切な操作
４　市町村間における相互の協力及び応援体制

第２　主な活動

１　水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定。
２　大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第３　計画の内容

１　河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）被害拡大を防止するため、水防活動を実施する。

（イ）河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）　水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

（イ）　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

（ウ）風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

（エ）　堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

ウ　住民が実施する対策

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

２　ダム施設応急対策

(1) 基本方針

異常増水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合には、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、ダム施設の管理者は臨時に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は各ダムの操作規則等の規定による。（資料 29 の 2 参照）

イ　関係機関が実施する対策

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第33節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第１　基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第２　主な活動

１　構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
２　危険物施設等に係る二次災害を防止するための活動を実施する。
３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
４　倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
５　危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第３　活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

（イ）災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　関係機関が実施する対策

a　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、関係機関において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車用プローブ情報の活用等により情報収集を行う。

b　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。

c　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回道路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２.０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

d　パトロール等による巡視の結果をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

２　危険物施設等にかかる二次災害防止対策

(1) 基本方針

【危険物関係】

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民　の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

（危険物関係）

ア　上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長（本部長）は災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止命令等を命じる。

（イ）災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

（ウ）危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう事項に掲げる項目について指導する。

イ　危険物施設管理者が実施する対策

a　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに危険物の移送を中止する。

b　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

d　危険物施設における災害発生時の応急措置等

（ａ）応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等により流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

（ｂ）関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見したときは、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

（ｅ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

（ｆ）従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察関係機関と連携し、広報を行う等従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3　河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

（ア）産業経済部長が実施責任者となり次の対策を講ずる。

a　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

b　河川施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

c　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

（イ）専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

5　風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課・農林課）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

第34節　ため池災害応急活動

第１　基本方針

洪水に伴う、ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第２　主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第３　活動の内容

１　基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。

２　実施計画

(1)　市の実施対策（農林課・土地改良区）

ア　災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ　被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

(2)　関係機関が実施する対策

ア　ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市へ報告する。

イ　ため池管理者は、堤体により亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。

ウ　ため池管理者は、市が実施する応急対策に協力する。

第35節　農林水産物災害応急活動

第1　基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除・倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について速やかに復旧に努める。

第2　主な活動

農林課長が実施責任者となり被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携を取りながら被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3　活動の内容

1　農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県・農業団体等と協力して行うとともに病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施対策

ア　市の実施対策（農林課）

（ア）長野県上田農業農村支援センター、農業協同組合等関係機関との連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野県上田農業農村支援センターに報告する。

（イ）農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

イ　関係機関が実施する対策

市と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

ウ　住民が実施する対策

（ア）市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

（イ）作物別の主な応急対策

a　水稲

i　浸水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

ii　土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

iii　水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b　果樹

i　浸水・滞水している園は速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出・中耕などを行う。

ii　倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

iii　傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

iv　果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。

v　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

c　野菜及び花き

i　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。

ⅱ　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
ⅲ　傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
ⅳ　茎葉に泥等が付着した場合は、水洗、洗浄を行う。

d　畜産

ⅰ　畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

ⅱ　倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈り取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e　水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、瀕死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

（ウ）被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2　林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施対策

ア　市の実施対策（農林課）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ　関係機関が実施する対策

（ア）国有林内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。

（イ）市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ　住民が実施する対策

市が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第 36 節　文教活動

第１　基本方針

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第２　主な活動

教育委員会事務局次長が実施責任者となり市教育委員会（以下この節において「市教委」という）と連携をとりながら次の活動を行う。

１　児童生徒等に対する安全な避難誘導・保護者への引渡し
２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第３　活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（教育課）

学校長は風水害発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

（ア）児童生徒が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

（イ）児童生徒等が在校中の場合の措置

a　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

b　市長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

c　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者、市及び関係機関に連絡する。

（ウ）児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

a　児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

b　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

c　災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2　応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（教育課）

（ア）市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

a　学校施設・設備の確保

（a）学校施設・設備にかかわる被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

（b）学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b　教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

（イ）学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a　被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

b　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとりその確保に努める。

c　教育活動

（a）災害の状況に応じて市教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

（b）被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

（c）避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

（d）授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d　児童生徒等の健康管理

（a）必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

（b）授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e　教育施設・設備の確保

（a）学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

（b）施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備につい

て調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

（ｃ）残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

ｆ　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3　教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（教育課）

（ア）教科書及び学用品の調達と支給

ａ　調達方法

（ａ）市（又は近隣市町村）の書店及び文具店から調達する

（ｂ）市における調達が困難なときは、東信教育事務所を経由して県（教育委員会） に調達のあっ旋を依頼する。

ｂ　支給の対象者

災害により教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒に対する支給及びあっ旋を実施する。なお、災害救助法が適用された場合の供与は県計画による。

ｃ　支給の方法

被災児童、生徒及び家庭状況については学校ごとに調査し教科書及び学用品の配布措置を実施する。また教育経費の負担については被害の状況により、特別に配慮する。

ｄ　支給品目

（ａ）教科書

（ｂ）文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画用紙、下敷、定規等）

（ｃ）通学用品（カバン、運動靴、傘、手提げ等）

（イ）授業料の減免

被災した児童生徒等のうち、授業料を納付することが困難な者に対しては必要に応じて減免等の措置をとる。

（ウ）就学援助

被災した生徒のうち、就学困難な状態の者に対して就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第 37 節　飼養動物の保護対策

第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

第２　主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第３　活動の内容

(1)　基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するための適正な飼養環境を確保する。

(2)　実施計画

ア　市の実施対策（市民課）

（ア）関係機関と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

（イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置をとる。

（ウ）家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

（エ）飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。

イ　飼養動物の飼い主が実施する対策

（ア）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。

（イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第38節　ボランティアの受入れ体制

第1　基本方針

被災地では、大量かつ広範囲な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズい合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第2　主な活動

1　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。

2　災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3　活動の内容

1　被災者のボランティアニーズの把握と受け入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要であり、健康福祉部長が実施責任者となり被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

（ア）被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

（イ）ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

（ウ）社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

（エ）ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報提供の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

（オ）都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は，共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について，社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ　社会福祉協議会が実施する対策

市の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティ

アの需給調整、相談指導等を行う。

ウ　広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策

（ア）被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

（イ）県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備　し、支援者間の連絡調整を図る。

（ウ）必要に応じて県や市に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

エ　その他ＮＰＯ・ＮＧＯ等が実施する対策

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2　ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等と緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

（ア）市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

（イ）必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

イ　社会福祉協議会が実施する対策

市の災害対策本部内に災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資調達・提供等の支援を行う。

ウ　日本赤十字社長野県支部東御市地区が実施する対策

市との連携のもとに赤十字社ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第 39 節　義援物資及び義援金の受入れ体制

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第２　主な活動

１【義援物資】

(1) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

(2) 各関係機関が受け付けた義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

２【義援金】

(1) 市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、市が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱等（以下「要綱」という。）により定める。

(2) 義援金の配分にあたっては、市、日本赤十字社東御支部、市社会福祉協議会、共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に分配する。

第３　活動の内容

１　義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

（ア）【義援物資】

a　市は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

b　市及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

（イ）【義援金】

a　市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、民生福祉部長が実施責任者となり、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

イ　住民、企業等が実施する配慮

（ア）【義援物資】

a　義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資となるよう配慮する。

b　義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に

際して品名を明示するなど配慮に努める。

2　義援物資及び義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

（ア）【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、速やかに引き継ぎを行う。

（イ）【義援金】

市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正に配分する。

3　委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（別記）の定めるところによる。

別記

東御市災害義援金募集（配分）委員会会則

（目的）

第１条　本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、東御市における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第２条　本委員会は東御市災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。

（所掌事務）

第３条　委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項。

（組織等）

第４条　委員会は、第１条の目的に賛同し、協力する次の機関又は団体（以下「構成団体」という）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

(1) 長野県

(2) 日本赤十字社東御市分区

(3) 東御市社会福祉協議会

（委員）

第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

２　委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員長等の職務）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（監事）

第７条　委員会に監事２名を置く。

２　監事は、義援金等に関する会計を監査する。

（会議）

第８条　委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

（事務局）

第９条　委員会の事務を処理するため、健康福祉部福祉課に事務局を置く。

（意見の聴取）

第10条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関から意見を求めることができる。

（附則）

この会則は、平成１９年　６月　１日から実施する。

この会則は、平成２５年　１月１４日から実施する。

第 40 節　災害救助法の適用

第１　基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長（本部長）は知事から委任された救助事務については知事の補助機関として実施する。

第２　主な活動

１　被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法の適用を要請する。

２　対策本部の事務分掌に基づき、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第３　活動の内容

１　災害救助法の適用

(1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）市長（本部長）は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

（イ）市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法の適用事務】

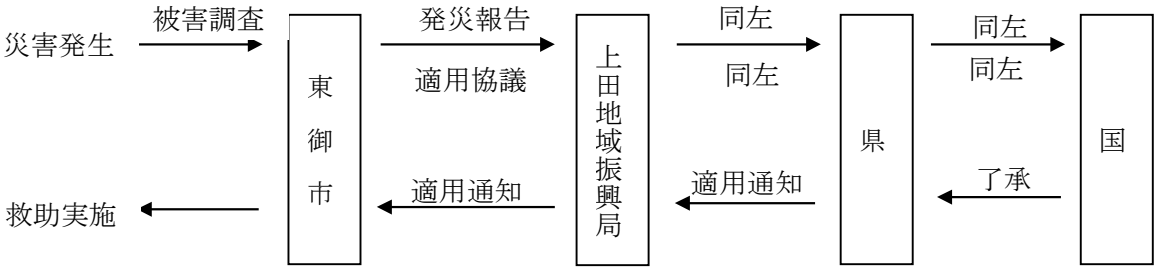

２　救助の実施

(1) 基本方針

救助の組織

災害対策本部が設置された場合は、第 2 節第 3 災害対策本部の組織により活動し、設置されない場合は前記の組織に準じた活動体制により救助活動を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ　関係機関が実施する対策

ａ　日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備

をあげて協力する。

b　知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

ウ　救助実施要領の基準

避難所の設置、応急仮設住宅の設置、炊き出し、その他による食品の給与、飲料水の供給等の救助の実施については、「救助の実施要領の基準」により行う。

（資料 41 参照）

第41節　観光地の災害応急対策

第１　基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、県、市関係機関が連携し、対応していく。

第２　主な取組み

１　観光地で災害が発生した際には、県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

(1)実施計画

ア　市の実施対策（商工観光課）

（ア）観光地での災害時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、上田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

（イ）消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

イ　住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

２　外国人旅行者の安全確保

(1)実施計画

ア　市の実施対策（市民課）

（ア）事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

（イ）観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

イ　関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第２　主な活動

１　原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。

２　復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（全部等）

（ア）市は県とともに被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

（イ）被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ　関係機関が実施する対策

防災関係機関は県・市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ　住民が実施する対策

住民は、県・市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

２　支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第２節　迅速な現状復旧の進め方

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

３　被災市町村からの要請により、職員派遣を行う。

第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア　県、市及び公共機関の実施対策（全部等）

（ア）被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に２次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

（イ）被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

（ウ）著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

（エ）指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（オ）大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

（カ）ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

（キ）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

（ク）被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

（ケ）災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧事業を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

（コ）復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

（サ）緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

（シ）暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2　災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

市は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・生活環境課）

（ア）発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

a　適切な分別の実施により、可能な限り再利用と減量化に努める。

b　復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

c　環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

（イ）収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求める。

3　職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

（ア）職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

（イ）被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第３節　計画的な復興

第１　基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第２　主な活動

１　複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。

２　再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。

３　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第３　計画の内容

１　復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強い市づくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能な市づくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域のコミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（全部等）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

イ　関係機関が実施する対策

県、市等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

２　防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の市民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・建設課）

（ア）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観念から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

（イ）防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

a　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

b　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

c　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

d　耐震性貯水槽の設置等

（ウ）前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

a　都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクレーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

b　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。

c　既存不適格建築物について、防災とアメニティーの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

d　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。

e　住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

f　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（エ）建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

（オ）情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

イ　関係機関が実施する計画

県、市等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ　住民が実施する計画

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努めるものとする。

3　特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

市の実施対策

（ア）必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

（イ）特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第４節　資金計画

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第２　主な活動

市は、起債の利用、地方交付税の繰上げ交付の要請等必要な措置を行う。

第３　活動の内容

１　市の資金計画（総務課）

市が災害復旧事業を行う場合は、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用して資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

２　資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付が行われる。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

第１　基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第２　主な活動

１　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の再建等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。

２　被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。

３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。

４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。

５　被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。

６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。

７　被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。

８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。

９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。

10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。

11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。

12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第３　活動の内容

１　住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（関係課等）

（ア）災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

（イ）災害公営住宅

被災地全域で 500 戸以上、もしくは、区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の 3 割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

（ウ）既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

（エ）市営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置をとる。

（オ）居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課・税務課）

（ア）申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

（イ）災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告する。

（ウ）被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

（エ）被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

（オ）被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

（カ）被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

3　生活福祉資金の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

4　被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（商工観光課）

（ア）労働相談

災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

（イ）災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

イ　長野労働局が実施する対策

（ア）災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の

実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

（イ）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２５条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のための賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

（ウ）労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

（エ）災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。

（オ）労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5　生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（福祉課）

（ア）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

（イ）災害援護資金の貸付

市は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7　被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所)、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

ア　資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ　預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ　事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は

当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ　災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8　租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（税務課）

被災者の市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の減免については、東御市税条例第 51 条、第 72 条及び東御市国民県健康保険税条例第 31 条の規定により市長が必要と認めるものについては税を徴収猶予及び減免をする。

9　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（市民課）

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

イ　関係機関が実施する対策

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要晴を行うなど迅速に対応する。

10　罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（税務課）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11　被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（総務課）

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（企画振興課）

（ア）市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

（イ）相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

（ウ）住民に対し、掲示板、㈱上田ケーブルテレビジョン、㈱エフエムとうみ等を活用し広報を行う。

（エ）報道機関に対し、発表を行う。

イ　関係機関が実施する計画

（ア）必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。

（イ）それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

（ウ）報道機関に対し、発表を行う。

13　災害復旧用材の供給

(1) 基本方針

災害復旧資材として、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（建設課）

市は必要に応じ協力する。

第６節　被災中小企業等の復興

第１　基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の融通等による復旧対策があることを周知するとともに、事業再開に対する相談体制を整備し総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等の周知
２　事業再開に対する相談体制を整備する

第３　活動の内容

１　被害農林漁業者等に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（農林課）

市は県が行う下記の融資制度等について、必要とする農林漁業者等へ周知する。なお、復旧に関する相談体制の整備について県に協力する。

（ア）次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用

ａ　天災基金
ｂ　日本政策金融公庫資金
ｃ　農業災害資金

（イ）市、日本政策金融公庫等を通じ、（ア）に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

（ウ）「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図れるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

（エ）農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、。補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

２　被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融資の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会等の経済団体と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア　市の実施対策（商工観光課）

市は、県が行う下記の融資制度等について必要とする中小企業事業者等へ周知する。
なお、復旧に関する相談体制の整備について、県に協力する。

（ア）次に掲げる各種制度金融の効果的な運用を図る。

ａ　中小企業設備近代化資金（県直貸）

b　中小企業高度化資金（県直貸）
c　中小企業設備貸与（中小企業振興公社貸与）
d　中小企業振興資金（一般分、災害対策資金）〔融資〕
e　小規模企業資金（融資）
f　同和地区小規模企業資金（融資）

（イ）中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

（ウ）被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

（エ）長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借り入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

（オ）商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

第７節　被災した観光地の復興

第１　基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第２　主な取り組み

１　観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。

２　風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第３　活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

（１）　市の実施対策

ア　国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ　国、関係機関等と連携して被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

（２）　観光事業者の実施対策

観光事業者は、県、市町村、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。